

746  
65



\*0013294000\*

0013294-000

746-65

コンスチチュション・オヴ・ア  
メリカ

富久華編集部・訳編

有斐閣

昭13

ACD

32.9.24

2-1200



コン  
スチ  
チュ  
ション  
・オ  
ヴ  
・ア  
メリ  
カ



746

65

## 序

合衆國憲法は半時間にて讀むことが出来る。然し其の規定の了解に至つては只讀んだだけでは得られない。此の書の目的は國家の根本法が表現し含蓄する處を簡潔に且つ専門語を用ひずして説明するにある。是は證書としての國憲法に就いて一般的に知らんとは欲すれども憲法的解釋の全錯綜を究めやうとせぬ人々の爲に書かれたものである。故に此の簡單なる註釋は脚註、判例の參照、研究書目及歴史餘談等通常此の種の書物が累はされる者を一切略して了つた。

是れに就いて更に深く研究しやうと望む讀者は次の如き模範的包括的な論文に多くの材料を得られるであらう。

*Emlin McClain's Constitutional Law in the United States* (N. Y., Longmans Green & Co., 1916).

*C. K. Burdick's Law of the American Constitution* (N. Y., G. P. Putnam's Sons, 1922).

W. W. Willoughby's Constitutional Law of the United States (new edition, 3 vols., N. Y., Baker, Voorhis Co., 1929).

W. M. Meigs, Growth of the Constitution (3 vols., N. Y., Edward Thompson Co., 1924).

又政府印刷局にて發行せる合衆國憲法の註解版にも注意する要がある。

本書の附録として米國憲法條文及びマガナ・カータを加へ米國憲法研究の便宜に供した。

昭和十三年三月

編者

### コンスチテュション・オヴ・アメリカ 目次

序論	……………	(一)	修正憲法		
第一章 憲法の根本原理	……………	(四)	第一章 信仰、言論、出版及集會		
第二章 最高法	……………	(一五)	の自由	……………	(一八六)
第三章 立法	……………	(二九)	第二章 民兵組織の權	……………	(一九〇)
第四章 行政	……………	(二二)	第三章 軍隊の宿泊	……………	(一九一)
第五章 司法	……………	(四三)	第四章 身體住居及財産の不可侵	……………	(一九三)
第六章 州權	……………	(一五)	第五章 正當なる裁判を受くるの權	……………	(一九三)
第七章 憲法の修正	……………	(一七)	第六章 刑事被告人の權利	……………	(一九九)
第八章 聯邦國家の優越性	……………	(一七)	第七章 同一件につき再審を	……………	(二〇一)
第九章 憲法承認に依る效力發生	……………	(一八)	受けざる權	……………	(二〇一)
			第八章 處罰の制限	……………	(二〇三)

第九章	憲法上の市民権の範圍……………(二〇四)
第十章	州の保留權……………(二〇四)
第十一章	合衆國司法權の制限……………(二〇四)
第十二章	大統領及副大統領の選舉……………(二〇五)
第十三章	奴隸の禁止……………(二〇〇)
第十四章	一般的修正……………(二二一)
第十五章	萬民平等の權……………(二二七)
第十六章	所得稅權……………(二二七)
第十七章	上院議員直接選舉……………(二二八)
第十八章	禁酒法……………(二三一)
第十九章	婦人參政權……………(二三三)
第二十章	大統領及び副大統領の任期及び其の繼承者……………(二三三)

第二十一章	禁酒法の廢業……………(二三三)
-------	------------------

附 錄

一、アメリカ合衆國憲法の條文……………(二三五)
第一節 一七八九年の憲法……………(二三五)
第二節 憲法制定後の修正憲法……………(二四四)
二、英國大憲章(マグナ・カータ)……………(二五六)

## コンスチテュション・オヴ・アメリカ

### 序 論

テオドア・ルーズヴェルト曰く、「余は諸君と余のみならず、全米國民が良き法律が必要であり、正しく政治機關を持つ事が必要であると同時に、猶最も肝要なるは法の背後に正しき種類の人間の存在せしめる事である事を銘記せんことを希望する。一國は適當なる法律無くして向上する事は出来ない、が然し人智の發案し得る最上の法も正しき種類の男なく、正しき種類の女無き國に於ては無意味である。良き憲法、憲法の下にある良き法律、法律を行使する勇敢正直の官吏、是等が總べて必要である。然し我が國家生活に取り現在最も必要であり、又今後とも永久にそうでなければならぬのは、一般市民が正しき種類の特性を所有することである」と。

米國政治が聯邦制度なる爲に是等米國の諸州に住む人々は二重の市民権を有する。彼等は州の市民たると同時に米國の市民であり、彼等は兩者の法律に従はねばならぬ。クローリツチ大統領が「憲法研究が米國青年教育の樞要部を占める最も必要である。」と云へるはまことである。



此の書は我が聯邦政治を取扱ひ、是を研究する者に憲法各條項の要義、憲法の史的背景に關する幾らかと及其性質上我が國の建設者等が想定し得ざりし事情に適合せしむる爲に如何に憲法が解釋され、如何に其の意義を敷衍されたか、其の方法等に就いて知る機會を與えて居るものである。

先づ研究の始めに當つて、吾々は我が國政府が吾等に與ふる權利と特權とを考へて見やう。吾人は米國市民たるより以上に善き男女の状態があり得ぬ事を知るであらう。我聯邦憲法は我が國民の總べてに獨立宣言の根本主義即ち法の前に於ける平等及生命、自由、幸福の追求等の讓渡し難き權利を保障して居る。是を細別すれば(一)國の内外に於て保護を受ける權利(二)被告が陪審官に依り審問される權利(三)言論の自由及集會の自由の權利(四)政府に對し災審匡正の請願をなし得る權利(五)地方自治政治を行ふ權利(六)選舉せる議員を通じてのみ課税さるゝ權利、等である。是等及其他の我が憲法權利は後に説明する事とし、此の序論の目的は單に我が自由の根本原理の概括を擧げるにある。

扱て權利のある處には共に義務が存在する。故に我々は米國市民として我が聯邦政府に或義

務を負ふて居る。例へば吾人は我が國の歴史に精通しなければならぬ、選舉を聰明に行ひ得る爲に我々は時々起る公政策の問題を研究する習慣をつけねばならぬ、我々は個人的道德の高き標準を維持せねばならぬ、我々は總べての法律を尊重し遵守する修養をなし、然して聯邦憲法を「我等自由の豫備大錨(最後の頼み)」と視る可きである。自由とは他人の權利に考慮無くわが欲する儘に振舞ふ特權では無い。其は寧ろ正しき法律の制定及公正なる人物を公職に選舉する事に與る機會を謂ふのである。

我が政治に參與すると云ふ事は亦(一)政府支辯の金に備へる爲めに納税する義務、(二)總べての選舉に投票する義務、(三)我同胞市民に命ぜられた場合公職に就く義務、(四)要求に應じて陪審官として奉仕する義務、(五)我々が國內に於ける我々の安全と國外に於いて我々が持つ尊敬と威嚴とを負ふ處の」我が國家の防禦の爲必要なる時武器を持つて立つ義務等を含む。

斯の如き義務は我々が我が社會と國家とに喜んで奉仕する其の主なる方法である。

米國に於て市民たり投票者たるには少からざる義務がある。故に我々は皆米國市民として是等の特權と權利とを辨へねばならず、又義務を知らねばならぬ。我々は我が根本法たる憲法を

研究すると共に我等自身是等の特權と義務とを考へ出さうでは無いか。我々は皆が精通する憲法法律家たることは出来ない、然し米國市民たる者は誰も「國民に依つて國民の爲になす國民の」代議政治たる我が制度に關し聰明なる概念を持つ可きである。而して各人は我が憲法が我々に保障する安全の何たるかを知り、其の價値を認めねばならぬ。「法に對する服従こそ自由である。」

## 第一章

『妥協の精神』憲法が「妥協の連續」から成つて居ると言はれたのは宜なる哉である。當時八十を越えて居たフランクリンは憲法制定會議の哲人と呼ばれ、彼は其の親切なるユーモアと賢明なる分別とに依つて各競争せる黨派間の協定をもたらずに大いに貢献したのである。彼は妥協精神の必要を有名なる比喻を以て主張した。彼は言はく「圓卓が作られんとして板の縁が適合せざる時技藝家は兩方の板から少しを削除しよく接合せしめる。其の如く此處に集れる兩者も善き聯合を構成する爲には各自其の要求の多少を捨てねばならぬ」と。是を彼が言つたのは

一七八七年の憲法制定會議にヴァージニア・プランとニュージャージー・プランとの二つの相容れざる觀念が提出されて、國風に關する討論の行はれた最中であつた。

ヴァージニア・プラン。ジェームス・マディソンが起草せるヴァージニア・プランの根本特徴は立法、行政、司法の三部より成る國家政府を作ることを目的とし、斯の如き政府を州單位に依らず直接個人の上に働かしめ様とするのであつた。米國立法部の上下兩院代表の比例を各州の寄附金高の割合に依らしむるか、或は自由民の數に依らしめんとした。而して國立法部の權利を各共和體が個々に立法し難き總べて即ち個々の州立法部にては一般福利と相容れなくなる總べての事件に及ばしめ様とした。更に國立法部は米國憲法或は米國政府の締結せる條約と抵觸する州法を否認する重要權利を持つ可きであつた。斯くてヴァージニア・プランは聯合規約を廢棄して力あり有效なる米國政府を樹立することを企てたのである。

ニュー・ジャージー・プラン。多くの代表、殊に小共和體よりの選出代表は上記の如き政府の樹立に反對した。彼等は只聯合規約を改訂して最も實際的利害問題に就いては依然州を主權たらしめんことを欲した。彼等は國會に商業並に歳入に關する權利を追加し、聯邦行政部と聯邦



裁判所制度を樹立せん事を提案したが、明かに委任せざる他の諸権利は州に保留することを望んだ。是等代表者の見解はニュージャーシイ・ブランとして國家に提出された決定書に具體化されて居た。

『比例代表』次いで起つた討論中最も熱心にして時には手ひどい議論を引越した問題は聯邦立法部の兩院代表を人口に比例せしむることであつた。カネテイカット、ニュージャーシイの如き小共和體は比例代表が聯邦政府を大州の支配に委ねるのを恐れた。一方大共和體の代表者等は人口のみが代表法の正しき基礎であること、従つてデラウエア州の四萬人がヴァージニア州の五十萬人と同じ投票數を國會に於いて持つことの不當を主張した。此の争點が會議中の最も危険なる時機を劃し、一時は會議解散ともなり兼ねまじき形勢であつた。此の危険は遂にカネテイカット選出のシャーマン氏が妥協を申し出た事に依つて避けられた。其の妥協とは下院代表を人口に比例せしめ、是に歳入法案を提案する絶対權を與へ、一方上院に於て諸州は平等の代表を持つ事であつた。此の提案に大州がいやく乍ら賛成し、茲に憲法制定途上最初の大妥協が成立したのである。斯くて小州は彼等が上院に於て同數の投票を持ち得ると確信するや、

も早力強き聯邦政府の樹立に反對せず會議の進行は此の時からやゝ調和して來た。

『代表の基礎』他の重要な妥協は下院に於ける代表問題であつた。是に關する義論は奴隸州と非奴隸州とによつて岐れた。南部諸州の大部分は奴隸より成るが故に、是等共和體の代表は代表比率の計算に奴隸を入れることを主張した。然るに北方代表は奴隸を以て財産と認むるならば彼等が人として計算さる可き理由なしと駁した。是より先既に直接税も代表法と同じ基礎に依つて配分されることになつて居た。其處で此の争論の結果五分の三法採用に依る妥協が遂げられ、代表及直接税の配分計算に當つては五人の奴隸が白人の三人と數へられることと成つた。此の妥協は結果に於て南部のために非常な有利であつた。何故ならば直接税は南北戦争までに僅かに四度徴收されたのみであり、此の期間中南部は奴隸の故に國會に送る代表の數を著るしく増加されたからであつた。

『航海條令と奴隸賣買』第三の妥協も亦北部及南部の職業と家族制度との相違が根本を成して居た。商業と船舶建造がニュー・イングランドの主なる實業であるに反し、南部では奴隸の勞働に依つて爲さるゝ農業が實際上其の唯一の職業であつた。商業州は米國政府が商業を取締る

事に依つて米國の商業並びに航海が外國の差別待遇より保護されることを望んだ。然し或る奴隸州殊にサウス・キャラライナは商業取締法通過に三分の二投票を必要とせざれば米國政府は奴隸貿易に課税し、或は是を全然禁止するに至るであらうと恐れた。南部は又國會が輸出品に課税し、其の農業市場に重荷を負擔せしむるであらうと恐れた。然し此の問題は國會に過半数投票に依る商業取締権を與ふれども、一八〇八年以前の奴隸輸入禁止法制定は禁止する（但し輸入奴隸一名に對し十弗の頭割税は課し得るものとす）ことに依つて解決された。州並に國會に依る輸入品税は全然禁止された。

『大統領選舉及任期』代表者間の相容れざる見解を解決する爲めには以上の外に多くの衡平整理が必要であつた。其の一つとして大統領選舉が選舉團體に委任され、又他の一つとして大統領任期を七年との主張あるにも拘らず四年と決定された。ヴァージニア州選出のランドルフが提出せる決議が憲法の骨組となつたが、其れにニュー・ジャージー・プランの六規定及びサウス・キャラライナ代表ビンクネイより出たる約二十の案が入れられたのである。

『根本法としての憲法』ヴァージニア原案の一を修正する事は特に重要であつた。換言すれば

中央政府に州法否決の權を與える提案を拒否せねばならなかつた。其の代りに米國憲法、米國法律及條約を此の國の最高法となし、以て、「是に悖る州憲法及法律のいづれ」に就いても各州の判事を束縛することを宣言する條項が採用された。此の規定は聯邦政府と州政府との衝突の機會を少からしめた。何故ならば法律抵觸の場合の決定が政治的と云ふよりは寧ろ司法的問題とされたからである。聯邦憲法は國の根本法なるが故に總べての他の法律は其れに順應せねばならず、憲法は他の法律と同じく裁判所に依つて強行されるものである。聯邦司法部は聯邦憲法米國法律及條約より生ずる總べての事件に就いての管轄權を有し、従つて憲法解釋に關する總べての問題に就いて最後の決定權を持つて居る。憲法中の單一規定にして此の如く實際に成功し、又斯の如く外國批評家の賞讃を博したものは他に無い。此の條項が我が政府をして人々の構成する政府と云ふよりも寧ろ眞に法に依る政府たらしめ、英國貴族がラニイミードに在るジョン王に對して始めた争闘を終結せしめたのである。

『其の他の根本原則』以上の外に憲法の基調となれる原則を列記すれば次の如くである。(一)人民の直接政治に非ざる代議政治。(二)二重形式の政府、或る權利が聯邦政府に與へられ、他

の或權利が州政府に與へられて居る。(三)數個の「讓渡されぬ權利」と云ふのを個人に保障し、斯の如き權利は政府と雖も制限する權能が無い。(四)聯邦裁判所の獨立。(五)政府の三部間に採用された抑制及均衡の制度。扱て是等の箇條に含まれる意義は何であらうか。

(一)『代議政治』代議政治とは即ち人民が國會の上院議員及下院議員を選出する選舉制度を謂ふ。立法は人民自身に依つて直接に投票される代りに是等の選出代表に依つて行はれる。大統領も亦或候補者に對して行ふ人民の直接投票に依らず、民衆投票に依つて選出せられ、「イレクトラル・カレッヂ」として知られて居る選舉團體に依つて選舉される。「代議政治」なる語は又投票者に依つて選出さるゝ州立法部又は州會議の行爲に依り聯邦憲法を修正する課程をも含む。

(二)『二重政府』米國の二重政府は進歩の結果である。十三殖民地は、各其れ自身の憲法と政府とを持つ十三州と發達した。此の進歩に因り、新聯邦政府樹立に際し、地方に關する一切の管掌を州當局の手より取り上げることの不可能が明かとなつた。

新しき強き中央權力、換言すれば聯邦政府に共通事項即ち國家的事項が委任された。其は

(イ)戰爭と平和及條約と外國關係。(ロ)陸海軍の統制。(ハ)聯邦司法裁判所と聯邦憲法の保障せる權利を侵害する如き州法に對する全米國民の保護。(ニ)外國並國內商業。(ホ)通貨。(ヘ)著作權と特許權。(ト)郵便局。(チ)國家目的の爲の課稅等であつた。

憲法の草案者等が聯邦政府の總べての權利を一々列挙しやうとしたならばその愚かしきは勿論又實行し難き處であつたらう。其處で彼等は國會が憲法に特記せられたる諸權、及憲法に依り聯邦政府の各部及官吏に與へられたる他の總べての權利の遂行に、必要且つ適當なる總べての法得を制定する權利を當然持つものであると云ふ意味の條項を採用したのである。

此の條項の爲に「附隨權」が発生し、附隨權と云ふ解釋に依つて聯邦政府の權力は著しく増加されたので、是れ無くしては聯邦政府は今日の如き權威ある地位を占むる事は出来なかつたであらう。

「壞滅し難き聯合」換言すれば諸州の脱退し得ざる聯合なる觀念も亦徐々に發生し南北戰爭の決定に依つて遂に確立せられたのである。

(三)『個人の讓渡し難き權利』他の時、他の國土に在つた總べての前政府の下には、或る人

々又は或る階級に種々なる特權又は免除を許可し得る主權者があつた。然し我が政府の下に在つては凡ゆる人々は「人間として彼の生れ付きの神の賜へる威嚴に依つて」出版の自由、言語の自由、所有權、宗教の自由等我が憲法の存する限り一億の人々と雖も奪取し難き權利を持つて居るのである。

此の論理は人類に新しき威嚴を添へた。個人權利と云ふ中には個人の私有財産に就いての永久的權利及政府をして彼が協定する商業協約に束縛的性質を持たしむる權利が含まれて居る、米國制度の鋭き批評家の一人は我國繁榮の主なる原因を憲法中の「協約條項」に歸して居る(註)。

(註) 憲法第一章第十條

(四) 『司法部の獨立』早き頃の一政治家曰く、「若し司法部を制度より削除するとすれば、後には如何なる價値が残るであらう。何故ならば政府は其れ無くしては存することは出来ぬものである。斯の如き事を思ふは太陽を除外して太陽系を語るのと同斷の理窟であらう」と。

憲法中の或る規定は聯邦裁判所判事をして國會の兩院、大統領及投票者より獨立せしめて彼等が判決決定を行ふに際し、何等の恐れを感じず、また公平ならしめることを目的として居る。

大審院長マーシャル曰く「實に法とは如何なるものなるかを言ふのが司法部の職權であり且つ義務である。規則を各箇の事件に適用する者は必然其の規則を解釋し説明しなければならぬ。若し二つの法が互に抵觸するならば、裁判所、各其の效力を判決せねばならぬ」と。吾が聯邦大審院は、國會並に各州の立法行爲及總べての行政官吏の行爲に關する最後の權威者である。若し是等の行爲の何れかが憲法と抵觸するならば、大審院は彼等が同裁判所に提出せられたる事件に關係ある時に於て其の法としての效力を取消すのである。故に聯邦大審院は民衆意志の眞の代表者と見做さる可きである。何故ならば其は立法的並に行政的行爲が米國憲法に現はされたる民衆の最高意志と一致するか否かを決定する力を持つからである。其の判決は時に或る人々の當座の欲望に背馳するかも知れぬ、然し大審院が國民全體と異なる利害を持たざる限り、其の冷靜にして合法的なる判斷は政治機關の平衡論としてはかり難き價値を有するものである。

(五) 『抑制及均衡制度』かの佛國のモンテスキューは嘗て曰く、「立法、行政の二權が同一人或は同一團體の長官に依つて結合されるならば、自由は在り得ない」と。彼の云はんとする處は單一官吏、或は政府の一部が立法、行政の權利を與へられ、ば壓制的となるであらうと云ふ

のである。我が憲法草案者は此の意見の感化を受けて米國政府の諸權利を立法、行政、司法の三部に分つたのである。國會又は大統領の完全なる獨立を妨げる爲に、各部は互に他の行爲を抑制する權利を與へられた。例へば國會は其の政府の豫算案に對して持つ支配權と上院が任命並に條約に對して持つ協賛權とに依つて大統領の權限を抑制し、大統領は國會の通過せる法案に對して限定せられたる否認權を持つて居る。又上院は下院に對して抑制的に行動し、下院も亦上院に對して牽制を行ふ。而して行政及立法の兩部は司法部に依つて憲法權利の範圍内に制限せられて居る。

我が國の對外關係に於て大統領は條約締結の權を有すれども、彼は上院の協賛を得る爲に該問題を提出しなければならぬ。而して上院の協賛無き限り、如何なる條約も其の效力を發生することは出來ぬ。大統領は米國陸海軍の統帥者なれども、宣戰布告の權能は國會の兩部と共に分け持つのである。大統領は政府運用の廣大なる權利を有すれども、彼は國會が合法的に行使する歳費豫算に關する權能を無視しては一弗の公金たりとも支出することは出來ない。是等の例證は事實を十分よく説明するであらうが、猶我々が憲法を研究して行くに従つて、我が國政

府の三部に採用されたる抑制並に均衡制度の運用を示す多くの例證が出て來るであらう。

## 第二章

『國の最高法』國の最高法は憲法と其の權威に依て作られたる國會の法令及條約である。各州判事は州憲法及州法の如何なる規定あるにも拘らず反對に此の最高法に依て束縛せられる。合衆國及諸州の總べての立法行政及司法官は宣誓或は誓言に依りて憲法を守る義務を有し、實際政治に於て合衆國或は州の各行政官も亦同様の義務を有す。歸化——他の主權に對する忠誠を否認する方法——に依てアメリカ市民となる外國人は宣誓或は誓言に依て憲法を擁護することを嚴かに誓ふ。各市民は憲法擁護を誓へるものと看做さる。

憲法の斯の如き優越は合衆國主權の本質である。合衆國の國民が此の最高法を制定確立したのである。彼等は主權者である。其を擁護する宣誓或は誓言は其の主權——何れかの主權、或は準主權——例へば英國、フランス或は米國聯合の一州——に對して爲す正式且つ自主なる誠實の誓約である。主權の最高法即ち其の憲法は米國のもの如く成文のものもあり、又英國憲

法の如く部分的に不文のものもある。根本的事實夫れは立法者の主權に基く法の優越である。

『國の法律』合衆國の法律は議會と大統領により作られ或は大統領の否認權を排して議會のみによつて作られる。州の法律はその州議會と州知事により作られ或は知事の否認權を排して州議會のみに依つて作られる。然し、國會、大統領、州議會及州知事は只主權の執行者たるにとどまり固有ならざる派生的權力を有するに過ぎず、彼等は主權を代表するのであるも、合衆國の主權は、「吾等國民」にあり、又多くの效用上では、主權は各州に於ける「吾等市民」にある。合衆國の如く案出され行はれつゝある國にては他の方法は不可能である。こうして出來た法律が合衆國或は州の憲法であらうとも亦國會の法令或は州會の法令であらうとも其れは代理と云ふ原則に依れば主權の意思の表現である。憲法を作る議會が主權代理であり、法律を制定する國會或は州議會が主權代理であり、而して主權はこの代理を通じてその法令を是認し或は執行する方法を規定する。主權は其の他裁判所の如き代理者を通じて憲法及條令の解釋を爲す。立法、行政、司法及事務官は主權がその權利の一部を委任して居る公僕即ち政治團體を構成するものである。此の團體に屬する人々は主權者の代理者であつて、主權者に對して代理人が本人

に對すると同じ責任をつ有て居る。

『聯邦主義者』マディソン (Madison) は「聯邦主義者」The Federalist なる書に於て次の如く述べて居る。『共和國とは、その政府の總ての權力が直接或は間接に民衆の大多數より出で又政務を執る官吏は任意に或は失態なき限り或は一定期間就任し得る政府である。政府が少數者或は特權階級に起因せず社會の多數者に起因することは共和政體の本質である。さもなくば少數の專制的貴族が權力の委任に依つて壓制を施しつゝ共和主義者たらんとし、その政體は共和制なる尊い名稱を要求するに至らう。共和國に於ては官吏は直接或は間接に公民により任命せられそして特定の期間就任すべきである。然らざれば、合衆國の各政府又は行政制度よろしきを得、或は得たる他のすべての民主政府も共和政體的特性から墮落するであらう。』

『國民の權威』國の最高法は政治上米國民の意思を表現する。其の法律の權威は全く人民の意思に出づ、公民は何時たりとも之を變更或は修正する事を得る。彼等はその變更及び修正の手續を規定する。この最高法に基きすべての公務は行はれる。マサチューセツツの法律はその要點を次の如く規定してゐる。

『凡べての権利は公民に發し、公民より賦與せられたるものなれば、司法、行政、立法の差別なく、その権利を委任せられたる官公吏は公民の代用且つ代理人にして、常にその責に任ぜざる可らず。』

マサチューセッツの法律に於ける發源の権利と賦與せられたる権利の差異は亦合衆國の最高法についても眞理である。

『優越の本質』最高なる性質は主權を含み主權を默示する。主權とは定義を下すこと能はず、又嚴格に謂へば了解し得られぬものである。故に主權と統治との間には區別がある。主權は統治の一形式を規定し樹立する。その形式は國民と時代によつて種々である。米國憲法は『合衆國は聯合せる各州に對し共和政體を保障す』と規定してゐる。米國に於けるこの形式は主權者たる公民の手に因つて成る創造である。是れが本質は權力關係にして大審院長マーシャル氏によつて明言せられてゐる。

合衆國の政治は直接公民より發し、憲法緒言に宣言せられたる目的遂行のため彼等の名義に於て規定され樹立さる、而して主權能力に於ける各州の賛意は、憲法大綱を定めたる一千七百

八十七年の議會の召集及該證書を人民に提出せることによつて窺はれる。人民はそれを採用するも拒否するも全く自由であつて、彼等の行動が終局的のものであつた。それは肯定を必要とせず又州政府の否定する事の出来ないものであつた。かくて採用せられしに至つて憲法は全く契約的のものとなつて州の權限を束縛するに至つた。然し米國民は千七百八十七年の當時既に州當局に對し全權を與へてしまつて最早與へ得べきものが無かつたであらうか。政府に對して許した權利を取り返す可きか、制限すべきかの問題はこの國には起らない。國民は常にその權力を保ち、千七百八十七年以來之を用ひて二十一個の憲法修正を爲してゐる。一般政府の適法性は、もし其れが州によつて作られたものならば、或ひは疑はれたであらう、蓋し行政機關としての州は人民により創造せられたものであつて唯派生的權利を有するに過ぎぬからである。州主權に委任せられたる權力は州自ら行使すべきもので、彼等が創造した特別な獨立の主權によつてなさるべきではない。

州は千七百八十一年の聯邦に於けるが如く同盟する機能はあつた。然し一層完全な結合を成すが爲めにはこの同盟を變じて偉大なる主權を有し、而も直接國民に働きかゝる有名の政府と

成す事が必要と思考せられた時、之れを國民に計り直接國民より權利を得ることの必要が一般に感ぜられ又認められたのである。聯邦の政府は誠に實に人民の政府である。形式上にも實質上にも國民より派生するものである。權力は彼等によつて與へられ、而して彼等に對し又彼等の福利のために行使せられる。此の政府は權利を列舉せられたる政府であると認められて居る。然し事實賦與せられた權限程度の問題は常に起りつゝあり又恐らくこの制度の存する限り起るであらう。聯邦政府は權利に於て制限せらるゝともその行使の範圍内に於て至上のものである。

この至上權は該政府の性質より來るものである。萬人の政府であり、その權力は萬人により委任され、萬人を代表し、萬人のため行爲する。州は自らの行動を制御するを望み得ても他州をして自らの行動を制御せしむるを望まない。國民は行はんとする問題に對し、必ず其の組成分子を結合せねばならぬ。然しこの問題は單なる理論に依るものでない。國民は明瞭に決定して憲法及び其れに従つて作らるゝ合衆國の法律及びその權威に依つて結ばれたる條約は國の最高法なりと云ひ而して行政、立法、司法（及び政務）の役人に其の遵守を宣誓することを要求した。

『主權の問題』こゝに於て主權問題即ち普通に論ぜらるる國憲及州權問題が起る。憲法によつて各州に與へられたる平等の投票權は「各州に主權の一部が残存するを認めると共にその殘權を保存する手段となつて居る」。しからば米國に二種の主權があるか。

マーシャルの主張によれば州權は、其の權威に依て存する或は其認可により採用されたる總てのものに及ぼす。然し米國民によつて議會に委任せられた權力を執行するために國會が採用する手段に迄及ぼす事は出來ぬ。是れ等の權力は單に一州の人民により與へられたるのではなく、米國民に依り憲法に従つて作らるゝ法律は最高のもなりと宣言せられたる政府に對して與へられたものである。それ故一州の人民は之等に及ぼす主權を與へることは出來ぬ。

『課稅權の執行』課稅權はこゝに論ずる原理を説明するものである。一州に存する課稅權はその州の人民が保有し又その政府に與へ得る主權の限界を示すものである。

「こゝに又一の原理がある」マーシャルは續けて主張す、「其れは一州の人民財産に課稅するの權を存立せしめ、又州に對してそのすべて財源を支配するを許し、而して合衆國民に依つて



合衆國政府に與へられたる全權及びその權利は遂行の目的のため用ひらるゝ手段を其の權限外に置くのである。

二二

吾人は諸州のため及聯盟のため安全なる原理をもつてゐる。……合衆國民はその政府をして各州に依屬せしむることを企圖しなかつた。聯邦政府は一般の課稅權を有する各州の人民及各州そのものが議會により代表せられ、而してその代表によつてその權力を行使する。彼等が州の公許營造物に課稅する時はその設立者に課稅しその稅は均一なる可きである。然し一州が合衆國の政府の作業に課稅する場合は設立者自身に非ず、支配せざる人民により作られたる營造物に對し課する。自らはもとより他のものゝ政府の手段にも及ぼす。これ自らと共通する他のものに對する爲めである。その差別は全體の一部に對する作用と一部の全體に對する作用との間、即ち最高と宣言せられた政府の法律と其等の法律に對立しては優越ならざる政府の法律との間に、常に存在し又常に存在しなくてはならぬ差別である。……米國に於ては主權は聯邦政府と州政府との間に分離せられてゐる。いづれも互ひに委任を受けたる目的物に對して主權を有つ……。」

素直に云へばこゝに根本問題たるべきものはその機能である。聯邦政府も亦州政府も何れも單に權力を委任せられてゐるものであつてそれ自身には主權者でない。然れどもこの二種の政府に委任せられてゐる權力は、どこ迄も同一と云ふ可きものでなく又廣狹相同じくしない。二政府は特種の權限を有つ。例へば貨幣鑄造、條約締結、宣戰が明かに聯邦政府の機能である如く明らかに聯邦政府の機能は州政府の機能と異なる。これに反して州政府の機能は明かに州の警察力、州内商業取締、州と州との罪人引渡し權、州内に於ける他州の公衆條例、保證及訴訟手續の效力、すべての特權に對する各州公民の權利及び諸州に於ける公民の特許權等の行使である。

聯邦の主權と州の主權との關係問題は權限であつて、之れを決定するものは所有する本來權でなく委任權の程度による。委任權は憲法及び法律に規定されてゐる。米國には聯邦の政府と各州の政府と二種の政府が存在する。米國の憲法は聯邦の人民が自らのため、自治のため制定したもので各州の政府のためではない。一州の憲法は單に自らのためにのみその州の人民により作られる。米國主權は聯邦の憲法を國の最高法と做す旨を立言し、斯くて形式上州の憲法及

二三

法律を次位に移し、即ち最高法と衝突するときは無効となる地位に下した。かく吾人が二種の主権或は殘餘權と云ふ時は實に委任權を有する二種の政府、即ち州政府と聯邦政府とを意味する吾人が二箇の主權に就いて語る時性質上不可分の主權を意味するものでなく分ち得られる政府即ち主權の創造したるもの主權と異り委任權のみを有するものを意味するのである。

『主權と殘餘權』行政上の目的のため或は其れを他の語で言へば、法律的理由又は法律の先例に調和せしめるが爲め主權及殘餘の語は辯護士、判事、政治記者、官吏間に尙使用せられる。けれど米國では政府は今も昔も將來も決して主權ではあり得ないのである。米國の憲法は主權たる人民により作られた法律である。即ち聯邦の法律は合衆國民の公認立法代表たる議會により作られる。州の法律は州の人民の公認立法代表たる州議會により作られる。同じ本質を大審院長マーシャルに倣つて云へば全體としての法律これ國家、部分としての法律これ州である。政權とは主權より生れる子供である。

合衆國民の主權とこれがための憲法の至上權のため次の數箇の結果が生ずる。マディソンはその一を『聯邦主義者』The Federalist に述べてゐる。「國の政府と謂ふ觀念はその内に國民

個人に及ぼす權力を含むのみならず合法の政府の對象である限り、凡べての人及び物に及ぼす制限なき至上權を含む。」

マーシャルは他の結果について述べてゐる。「一般政府はその對象につき限定せらるゝとも、之等の對象に就いては至上である。この原理は憲法の一部である。この至上權に對し宏大の權力が委任せられてゐる。州の主權に及ぼす多くの特別主要なる限定は此の至上の政府に委ねられたる宏大なる權力と相關係してゐる。」

ハミルトンは憲法を評論して「國及州の組織は一つの全體と認むべきものなり」と云つてゐる。かくて最後に、最高法は主權者とか主權の文字は含まぬも主權を意味するものである。一千八百三年のルイジアナ獲得より主權を意味するこの原理の適例が生じた。大統領ジェファアソンは合衆國が領土を獲得し又は併合することを得る規定を米國憲法中に見出す事が出来なかつた。それ故彼は領土買収を妥當ならしめんがため憲法修正を提議した。合衆國がルイジアナを獲得したる權に對する大統領の遲疑は、この地を合衆國に併合する權即ち外國の地即外國人の住地を米國共和國に加入せしむる權力を遲疑するより弱かつた。彼は内閣に諮つた。檢事總

長レビ・リンカンの意見は米國民がその特權を外國人民と共有するは米國民の同意を求めざる必要とするにあり、又もしかくの如き協約を含む讓與の條約成るとも、これを合衆國の領土に編入するためには讓與とせず境界線の變更と云ふ形式にすべきであると提言した。大藏卿アルバート・ガラティンは之に答へて「余の思ふ所では(一)合衆國は一國家として領土獲得の生得權あり、(二)條約により獲得せられたる時常に條約權が賦與せられてゐる、同官憲はその獲得を裁可する憲法上の權利を有す。(三)領土を得し時常に國會は新州として聯邦に加入せしめ、或は州の同意を得てその州に合併せしめ、或はかゝる領土統治の規定を作るの權を有するものである。」と答へた。かくガラティンの云ふ所によれば合衆國は本來領土を獲得し、所有し、統治する權利を確かに有す。

ルイジアナ買収より二十五年後大審院長マーシャルは大審院の決定を下して「憲法は聯邦政府に對し宣戰、條約締結の絶對權を與へ従つて政府は征服又は條約により領土獲得の權を有す」としてゐる。この決定によりてマーシャルはガラティンの如く「國民は本來主權者にして主權の權力と機能とを有す」と推論してゐる。主權者たる米國民が憲法に基き委任權ある政府

を作れる時、即ち夫れは國家としての目的に適當な權力を其の政府に委任したのである。主權の根本目的は主權の繼續にある。主權なる語は憲法中に存しないけれども必ずや憲法により制定せられ樹立せられた權力の永久的性質、或は標的として包含せられてゐる。主權は委任すること能はざる憲法の如き最高法は必ず憲法そのもの中に示され又は暗示されたる權力を委任する主權を默示す。換言すれば米國憲法は米國民が主權なるが故に國の最高法である。政府のみ本來の權力を有しその他はすべて委任せられたものである。斯くて憲法は次の如く宣言する。

「憲法によつて米國に對し委任せられず、或は各州に對し禁止せられざる權力各州は或は人民に保留せられる。」と。

『主權は無制限』それ故米國憲法は憲法或は法令又は條約なる形に於て表はるゝ主權者たる米國民の意思の權威ある形式である。この形式は主權により委任せらるゝ權力と調和する。公務執行上此の委任權を表示するものは政府である。故に米國に於て政府とは權力の委任即ち權力の制限の別名である。主權には制限なく、政府には制限がある。米國憲法の最高なる國法たる所以を特殊の一州又は數州に非ざる合衆國全體の國民が或一州の人民がその憲法によりて委任す

るよりも以上の大権を委任してゐるからである。全體はその一部より大である。「全合衆國成立の基礎は國民が彼等の幸福を致すものと思惟する如き原理をその將來の政府のため制定する本來の權利を有することにある。」この本來の權力を施行することは主權の權利の行使である。米國に於ては之が施行の結果こそ主權が以つて最高の國法と做す米國憲法である。

### 第三章

條文『第一條 本憲法により賦與せらるる立法權は上下兩院より成る合衆國議會に屬す。』

この條は三つを意味する。第一に其れは憲法が權力の承諾であることを示す。すべて立法權は國の憲法に明示し或は包含して承諾されざる限り國の政府のものとなることが出來ない。其れが憲法解釋に關する總べての原理中第一のそして最も根本的なものである。第二に此の條は國政府の立法權が合衆國國會に屬し行政或は司法のいづれにせよ他の權威に依つては行施されぬものであることを意味して居る。立法權は委任されてはならぬ。最後に此の最初の憲法條項は、二院制度を樹立して居る。聯邦國會は一院より成り各州は同院に一票を有するのみであつた。其れは各州を平等に代表し彼等の個々の人口に比例しなかつた。フィラデルフィア大會の代表が一七八七年に一堂に會した時小州は此の組織の繼續を望み大州は人口を基礎とするやうに變へられんことを主張した。此の不一致から生れたのが第一の妥協にして其れは州平等の原理に因る上院と人口に依る代表主義を實行する下院とを規定した。

此の故に上院は州を代表し下院は人口を代表する様に企てられて居ると屢々言はれるが、尤もである。

三〇

條文「第二條 下院は二年毎に各州の人民より選舉せられたる議員を以て組織し」

議員の二年任期制も亦妥協であつた。大會の或る人々は下院議員の選舉が毎年行はるゝことを望み他の者は四年任期に賛成した。最後に彼等は妥協して國會の選舉を二年毎と規定した。是れは合衆國下院議員の任期が絶對的に確定したことを指すが、其れは西歐諸國の下院には無き事である。英國、フランス、ドイツ等にてはハウス・オブ・コンモンズと云ふもチェムバー・オブ・デイベューチイズと云ふも又或はライクスターグと云ふもすべて其の任期満了前に行政部長官に依つて解散される。合衆國では是が許されない。

條文「各州の選舉人は其州會の議員の選舉人たる資格を具備することを要す。」

「選舉人」なる語は投票者の謂である。憲法草案者等は國家的投票の資格を決定する用意が出来てゐなかつた。彼等は其の點に關して一致することが出来なかつた。或る人々は財産或は納税資格の留保を望み少數の者は成年男子選舉權に賛成であつた。此の意見の相違は投

票資格が各州に依つて異なるが爲に當然であつた。故に各州は其れに就いて自ら決定することを許さる可きであるとの意見が暗示された。故に此の規定は各自の州にて州下院の投票權を持つものは誰でも其れに依て國會選舉の權利を附與せられるものであることを意味する。長い間是はまぎらはしき状態を醸すに終つたが最早さうでない。何となればすべての州にて實質上すべての選舉に關して普通選舉權が存在するからである。

條文「年齢滿二十五歳に達せず七ヶ年以上合衆國の市民たらず、其選舉の當時現に其の州の住民たらざる者は議員となるを得ず。」

此の條の住民なる語は其の州の合法的住居人の謂である。憲法は國會議員が彼の選出さるゝ選舉區の住人たることを要求しない。彼は彼の選舉區の屬する州の住民であることで十分である。又彼の任期中繼續して同州の住民であるの必要もない。彼は選舉の當時に住民であるだけで十分である。然し事實上は國會議員が彼が當選を欲する選舉區に現に居住することを要すと云ふ不文律になつて居る。英國にて下院議員は屢々彼等の居住せざる選舉區から選出せられるが、合衆國では極めて稀な場合にしかさうした事があり得ぬ程地方的感情が強烈

である。

條文「下院議員及直接國税は聯合に加入したる州の間に之を分配し、其の数の配當は一年の年限勤務に服する者を含み租税を賦課されざる印度人を省きたる自由民の總數に他の住民の五分の三を加へて決定さるゝ各州の人口に準據すべし。」

此の段は憲法作成者等が達せる他の妥協を含蓄する。第一の議員の配當に關するものはヴァージニア、ペンシルヴェニアの如き大州の要求に依つて挿入された。第二は當時多くの黒人奴隸を有せる南部諸州の主張に依つて挿入された。北部諸州は國會議員配當の基礎としての州の人口決定に自由白人のみが計算さる可きだと主張した。南部諸州は彼等自身の自利を守るために人口の數字は黒白を問はず自由人と被拘束者にと別無く總べての人々を包含すべしと主張した。一時は大會が此の爭論に關して分裂に終るかの如くに見えた。然し代表者達は遂に寧ろ不條理なる妥協即ち、奴隸が額面の六十パーセントに計算さる可きことに落ち着いた。諸君は此の規定の字句に「奴隸」又は「奴隸制度」なる語が避けられて居るのを見るであらう。文體委員は奴役の術語を用ひずして所期せられたる目的を達せんことに努

力した。

今日五分の三規定は第十四章の規定に依つて廢止されたが爲めにどうでもよくなつた。

條文「數の事實上の計算は第一議會開會後三年以内及其の後は各十年毎に法律の規定する方法に從て之を行ふ。」

一七九〇年を始めとして各十年毎に合衆國の國勢調査が聯邦政府に依つて行はれて來た。第一回の國勢調査後下院の數は約四百萬に對して一〇三名と決定された。そして其の後一九二〇年に到る迄次ぎの國勢調査の後に常に國會議員の數を増加する配當が行はれるのが例であつた。一九一〇年の國勢調査に次いで議員の總數は四三五名と決定された。此の數字が一九二〇年の國勢調査後變更せられず爾來新しき配當が行はれなかつた。

國會が一九二〇年後に新配當をなし得なかつた此の失敗は憲法に明示せられたる要求を無視するものであつた。然し此の事は數年討論されたが何の決定をも見ず、一九二八年に國會は新配當を一九三〇年の國勢調査後迄延期せしむることに決定した。要求は明示されたものであらうとも合衆國にはたとひ大審院であらうとも國會をして議案を通過せしめ或は國會

が欲せざる限り大統領に議案の調印を行はしめ得るやうな權威者はない。

**條文**「下院議員の数は三萬人毎に一人を超過することを得ず。」

憲法が批准のため諸州に提出された時此の代表割當は餘りに高きに失するとの批評が多く出た。一七八七年の當時にては一議員が三萬人もの多くに個人的に知られることを期待するは荒唐無稽であると思はれた。然し今日下院が三萬人の如き低き割當に基くものとするれば下院は三千名以上の議員を有することにならう。最初の數字は國祖達の國の將來の人口に關する期待が如何に内輪であつたかを示す。

**條文**「但し各州は少くとも一名の下院議員を選出するものとす。」

各州は其の人口がたとひ規定の割當より下るとも少くとも一名の議員は持たなくてはならぬ。今日聯邦の三州は一名の議員を持つて居るが彼等の人口は他の方法ならば一名の議員すら持つ資格を與へぬのである。其れはネグアダ、アリゾナ、デラウエアである。不思議に聞えやうが、是等の三州は總數九十六名中六名の上院議員に依つて代表され、總數四百三十五名中僅かに三名の下院議員に依つて代表されて居る。

國會自體は國會選舉區區劃をなさぬものであることを指摘せねばならぬ。下院議員は諸州に配當され、州立法部が選舉區作成の責任を果すのである。彼等は普通に特別委員に依つて是を行ふ。州立法部は只二制限を受くるの外は思ふ様に國會選舉區を作成する自由を持つてゐる。第一國會選舉區は人口に於て約平等でなければならず、第二 一國會選舉區の各部が接近して居らねばならぬ。

**條文**「右の計算が行はるゝ迄ニューハンプシヤ州は三名マサチューセツツ州は八名、ロウド・

アイランド州及プロヴィデンス植民地は一名、カネテイカット州は五名、ニューヨーク

州は六名、ニュージャーシイ州は四名、ペンシルヴニア州は八名、デラウエア州は一名、

メリイランド州は六名、ヴァージニア州は十名ノース・キャラライナ州は五名、ジョー

ジア州は三名を選出する權利を有す。」

右の割當は六十五名の議員より成る下院を規定した、然し第一期の下院は其の數を含まなかつた。と云ふのはロウド・アイランドもノース・キャラライナも最初の下院選舉が行はれた時憲法を批准して居なかつたのである。

**條文**「州選出議員に缺員を生じたるときは其の州の行政官は直ちに缺員を補充す可き選舉令狀を發す可きものとす。」

下院議員達は屢々任期滿了以前に死亡する。折々然しさう屢々では無いが、彼等は辭任する。議員は辭任届を議長に提出するのみにて辭任することが出来る。死亡、辭任、或は其の他の理由に依つて議席に缺員を生じたる時、下院自體は新選舉を命じない。空席補充の爲の臨時選舉を命ずる選舉令狀を發することは州知事に委任せられて居る。憲法が行政的職權に選舉令狀を發せしむ可きことを規定して居る點はその條文に依つても知られやう。嚴密に言へば是は知事に對して其の點に關して分別の餘地を與へて居ない、然し實施上の問題として知事は總選舉を數ヶ月に控えて空席が生じたる場合は臨時選舉を命令するや否やに關して判斷するのを常とした。

**條文**「下院は其議長並に他の役員を選舉し」

議長は幾世紀スピーカーに亘て議長選舉の權利を保持せる英國下院に模倣されたのである。此の役員がスピーカースピーカーと稱せらるゝは彼が下院の職務上の代辯者であつて下院の議事を王に傳達した

からである。アメリカ憲法は此の役目の規定が簡單なるを以て有名である。議長任期、或は彼の職權、或は票數同一の場合投票する權利を有するか否かに就いて言及してない。すべて是等の事は議會規則の規定に委ねられて居る。「他の役員」中に今日では議會書記、守衛、僧官、及種々なる小職員が含まれてゐる。

**條文**「そして彈劾を起す獨占權を有す。」

一寸見ては此の條項は幾分混同して見える。其の意は告發を作成する獨占權を下院に有せしむること、彈劾裁判は上院が下院の告發に基いて行ひ得るのである。彈劾裁判の過程は英國に由來する。英國では下院が告發をなし、上院が其の證據を慥かめるのが長き間の習慣であつた。彈劾を起す合衆國の一般的手續は次の如くである。最初下院の幾人かの議員が議員席にて政府の文官に對して告發を提起する。是等の告發が調査の價値ありと議會に信ぜられた時特別委員に委託せられる。此の特別委員は事件を調査せる後全院に對して該告發を彈劾箇條に作り上げ、訴訟の爲上院に回送す可きことを推薦し得る。其れが済めば其の後のすべての手續は上院に依つてなされるのである。下院は決定には何等與らぬ。



條文「第三條 上院は各州の議會より選出せられたる二名の議員を以て組織し各議員の任期を六ヶ年とす。各議員は一票を持す。」

憲法大會にて各州が只一票と一上院議員をのみ與へらる可きことが暗示されたが、此の提案に對して二つの抗議が生じた。第一は其の場合上院は精々十三名の議員をのみ擁する小團體となるだらう、第二は一上院議員の缺席に依て其の州は全然代表なしとなるであらうと云ふにあつた。

其處で各州は二名の上院議員を持ち各議員は一票を有すと云ふことに一致を見、斯くて上院に於ける諸州の平等を保持し、他の反對の裏をかいたのである。

上院は州を代表するが故に（最初の憲法の如く）州立法部に依つて選出せしむるやうに規定するは理論に適したことである。然し憲法は州立法部のなす選舉の方法については州立法部の上下兩院が一堂に會してするとも或は別個に行ふとも規定しなかつた。其處で國會は法律を作つて州立法部の各院が最初に一堂に會し、そして別個に投票すべきことを規定して此の空隙を充した。そして兩者にて多數を獲得せる候補者無き場合は兩院の合同開廷にて毎日

投票して遂に誰かゞ全員の過半数を得る迄繼續す可きことゝなつた。

此の過程は百年以上も繼續されたが然し次第に不満足となつた。州立法部による選舉は個別的に行はるゝと合同で行はるゝとに別無く屢々政界の盪廻し、領袖の操縦、或は時々収賄等の刻印を押された。時には投票に多くの時日を費したる後どの候補者も過半数を獲得し得ざることが發見された、さうした場合其の州は上院に其の代表を持たずして一時に數週間或は數ヶ月も經過することがあつた。或る州では上院議員豫選會を設けることに依つてさうした情勢が救濟された。換言すれば選舉場にて投票する民衆が一上院議員に關する彼の選定を表示し、州立法部が集合せる時此の一般投票に徳儀上拘束されるものとした。さうする中に上院議員の直接選舉運動が力を得、遂に憲法修正が一九一三年に（修正第十七章）此の變更をなさしめた。

此の上院議員の六年任期制は一七八七年の憲法作成者等の仕事を特徴付ける「與へて取る」精神を説明するものである。アレキサンダー・ハミルトンは上院議員が「過無き限り」任期を有するやう選舉せらる可きを望んだ。他の幾らかの人々は、ロウヂャー・シヤーマンもエル

ブリッヂ・ヂェリイも任期を一年乃至二年に制限することを欲した。六年が賛成されたるは上院に安定を與えるに適當であり同時に上院議員をして彼等の責任を忘れしめないと云ふ點であつた。

**條文**「選舉後上院議員を召集したる時は直ちに議員を三級に分つ。第一級に屬する者は第二年の終りに於て、第二級に屬する者は第四年の終りに於て、第三級に屬する者は第六年の終りに於て各其の任期を終了することとし、以て上院議員三分の一の選舉を二年毎に行ふ。」

此の規定は二年毎に上院の一部的交代を開始する爲に企てられたのである。其れは六年任期を餘りに長しと考へる人々に對してなされた讓歩である。此の規定に依つて三十二名の上院議員が隔年に選舉されるが、いづれの州も同時に兩名の上院議員を選舉せぬが常態である。

**條文**「州會閉會中上院議員の辭職其の他の理由の爲に缺員を生じたる時、州行政官は空席を補充す可き次の州會開會の時まで臨時議員を選任することを得。」

此の規定は修正第十七章に依つて一部の廢止された。同修正は空席の生ずる場合州知事

が空席補充の選舉命令を發し得ること及州立法部に依つて權限を許された場合、其の選舉が決定する迄の臨時的の任命をなすことが出來ると規定して居る。

**條文**「年齢滿三十歳以上にして九年以上合衆國市民となり且つ選舉の當時、其選出さるゝ州の住民にあらざる者は上院議員となることを得ず。」

年齢制限が三十歳とされたのは上院が相應に成熟せる議員に依つて構成されんことを希望されたからである。此の希望は實現された處では無かつた。上院議員の平均年齢は四十五歳以上であつた。約百年前ヘンリー・クレイが滿三十歳に達する以前に合衆國上院に議席を占めた。上院は勿論彼を資格無きものとして排除することが出來るのであつたが、さうしなかつた。そして數ヶ月の經過に依つて其の立場は救濟された。

**條文**「副大統領は上院議長に任せられ議事に關する可否同數なる場合の外投票權を有せず。」

副大統領はすべての事柄に關して投票する權利を與えられなかつた、何となればさうすることは聯邦のどの州かに三票を與へ、かくて絶對平等の原則を亂すからであつた。夙に上院が未だ小團體であつた頃は可否同數なることが屢々にして、副大統領は其の停止狀態を破壊

する事を要求された。屢々此の行爲は遠大なる重要性を持った。例へばジョン・アダムスはウオシントンの第二期大統領であつた頃或る機會に此の裁決投票に依つて國を戦から救つたのであつた。今日上院は九十六名の多きを擁するやうになつて裁決投票は餘り屢々起らな

る。  
**條文**「上院は上院に屬する各役員を選擧し副大統領缺けたるとき又は副大統領が代て大統領の職務を執行する場合に臨時の議長を選擧することを得。」

上院は又副大統領の缺けたる場合に議長となる可き臨時の議長を選擧する。副大統領が大統領の職を繼ぐ場合此の臨時の議長は正規の議長となる。只一つの場合には副大統領も臨時の議長も上院の審議に於ける議長となることが出來ぬ、それは即ち大統領が彈劾裁判を受けるときである。斯る場合憲法は次の條に見られる如き特別の取極めをなして居る。

**條文**「上院は官吏彈劾に對し専ら之を裁決する權を有す。此の目的にて出席する時、彼等は宣誓又は誓言を爲さねばならぬ。大統領が彈劾せられたるときは大審院々長議事を統括す。而して何人も出席議員の三分の二以上の投票に依るにあらざれば懲罰の判定を受くるこ

となし。」

既に述べたる如く下院が彈劾に導く告發の準備をなし、裁判は上院全體に依つて行はれるのである。裁判の始まる前全上院議員は裁判官と同様の方法で宣誓することを要求される。上院議員にして宣誓に良心的なる反對を有する者は誓言することを許される。彈劾裁判の手續は陪審官に依る正規の裁判と同様である。證人の申立を聽き告發された官吏に辯護人を代理に立てることを許す。證據がための終りに是等の訴訟代理人は上院に對して演説を行ふ。其の後で上院は實行委員會に移り評決決定を行ふ。決定には出席議員三分の二の投票が必要である。

副大統領は大統領が彈劾されざる限り他の場合と同様彈劾の時にも議長となる。大統領の場合には大審院々長が議長となる。其の理由は副大統領が關係當事者であると言ふにある、實に彼は有罪決定の場合大統領職を繼承する者であるが故に全く深き關係當事者である。

全部で聯邦彈劾裁判は九つあつたが、その中前世紀には僅かに二つのみがあつた。九つの中三が有罪決定を見た。最も著名なるものは一八六八年のアンドリュウ・ジョンソン大統領に

對する者及一八七六年軍務大臣ウィリアム・ダブリュウ・ベルクナップに對するものであつた。ジョンソン大統領に對しては九箇の告發があつたが、多くは彼の否認を無視して通過されたる官地借地制を侵害したと稱せられることについてであつた。裁判は大なる個人的敵愾心を含む雰圍氣で行はれた。終結に際して上院は有罪投票十九票に對して三十五票を投じた、即ち必要なる三分の二に一票足りなかつた。ベルグナップ大臣は彼がインドの一地位に任命したる一商人より收賄した廉に依つて告發された。彼は彈劾裁判を避ける爲にグラント大統領に辭表を提出して受理された。彼の辭任にも拘らず上院は彈劾手續の遂行を議決し證據を聽取したが有罪決定に必要な三分の二は得られなかつた。

**條文**『官吏彈劾の裁判に於ては失職以上の判決を爲すことを得ず且つ其處罰は合衆國に於て名譽信用、又は利益ある官職を擔任するの資格を奪ふに止まる。

但し彈劾を提起せられたる官吏は此の裁判の外別に法律の規定に依り公訴、審問判決及處罰せらるゝものとす。』

彈劾に附されたる官吏は死刑、禁錮、或は科料に處せられることが出來ぬ。彼は職を奪は

れ將來の資格を失ひ、或は若し彼が既に辭職した場合或は彼の任期が満了した場合彼は聯邦政府の下に職を再び得るの資格を失はせられる。彈劾後有罪決定の場合誰も如何なる權威に依るも赦免せられ得ぬことは記憶すべきである。有罪決定を見たる者にして法律に違犯せる場合彼は又公訴、審問を受け法律の規定に照して罪せられる。彈劾に依る解職は正規の裁判所に依るより重き刑罰の賦課を妨げない。

**條文**『上院議員及下院議員を選挙する日時、場所及方法等は各州議會各自之を定む。但し國會は上院議員選挙の場所以外の事項に付ては任意に法律を以て制限を設け又は州會の規定を變更することを得。』

憲法採用後約半世紀以上の間種々なる州が加入を許されて選挙實施の時日方法を支配することになつた。斯くて多くの州では國會議員が國會議員選挙區に依らず一般投票紙に依つて選挙された。此の一結果として斯の如き州では少數黨は代表を獲得出來なかつた。然し一八四二年に下院議員はいづこにても一般投票に依らず選挙區に依る可きことが法律に依つて規定せられた。此の計畫が今日も存續して居る。

加ふるに十九世紀に入つて七十五年ばかりの間選挙は種々なる州にて種々なる日時に行はれた。然し一八七二年に至つてすべての選挙は十一月第一月曜日につゞく火曜日に行はる可しと云ふ法令規定が出来た。故に国会選挙は各偶数年の其の日に行はれる。

国会は其の選挙方法の管理権に依つて指名の手續をも決定し得可きや否やとの疑問が起つた。国会は一候補者の選挙費制限——單に選挙運動中のみならず、豫選會の指名競争中までを含めたる出費の制限をなし得るであらうか。一九一〇年に国会は不正行爲防止法として知らるゝ法令を通過し、其れに依つて一候補者が彼の指名競争中に合法的に支出し得る指名獲得費に制限が附された。大審院は(ニューベリ事件)にて此の法律を違憲と宣言し政黨被指名者の選擇は眞の意味にて「選挙施行の方法」の一部に非ずと主張した。換言すれば国会の國會議員選挙の方法を決定する権利は候補者指名の方法を決定する権利を包含せぬと云ふ事になる。

然し上院及下院は此の事柄に關し間接的なる方法で管理出来る。なんとすれば兩院は憲法の次の條項に規定せられる通り兩院議員の「選挙報告及資格」を決定する権利を持つてゐる

からである。故に若し上院或は下院の多數が誰か過度の出費或は贈賄を含む過程に依つて彼の地位に選挙せられ或は指名せられたと信ずる場合は斯の如き議員が宣誓するのを拒否することが出来、彼は宣誓せずしては議員たり得ないのである。或は若し彼が既に宣誓せる場合は三分の二の多數投票に依つて彼をいづれの院からも放逐することが出来る。一九二八年の議會にて合衆國上院は不當且つ不法なる支出に依つて指名を獲得せることを理由に二名の新選出上院議員を許可することを拒否した。

條文「國會は毎年少くとも一回之を召集するものとし其の開會は法律を以て特別の期日を指定せざるときは一月三日正午に開會す。」

英國の憲法史に精通する人々に取つては此の規定が米國合衆國憲法に挿入された理由を示唆する必要がないであらう。英國史のステュアート王朝時代、王の行動が議會召集に必要であつた頃召集を一氣に多年に亘て拒否することが珍しくなかつたのである。例へばチャールズ一世の治世には一度の議會開廷も見ずして十一年も経過した。米國憲法の作成者等は斯の如く延引されたる議會休會を防ぎ度かつたのである。此の故に彼等は國會が少くも毎年一度

は集會す可きことを規定し、二重保證のためにその集會のため一定日を設けたのである。

一千九百三十三年に採用されたる憲法修正第二十章に依れば、國會は少くとも毎年一回召集されるものとす。而してかゝる集會は特別の期日を指定せざる時は一月三日の正午に行はる。かくの如くにして十一月に選舉せられたる國會議員は約二ヶ月後に彼等の仕事を開始するものである。

**條文**「各院は議員の選舉、選舉報告及其資格等を審査判定する權を有す。各院が議事を爲す定員數は員數の過半數以上とす。但し定員數を得ざる時は少數議員は日々休會し議員法を以て定めたる方法並に罰則に依り缺席議員の出席を強制することを得。」

上院議員或は下院議員が議席を主張するとも當該議院が彼の選舉の有効性或は選舉報告の正確性、或は彼の資格の完全性に對して反對なる決議をなす時は如何なる裁判所の命令も彼に議席を占むる權利を與へることが出來ぬ。各院は斯くの如き事項に關する最後の判定者である。

過半數の要求は寧ろ高き定數である。六百名以上の議員を擁する英國下院にて四十名の出席で十分である。約七百名の議員を有する英國上院にて定數は三とされて居る。事實上は合衆國上院も下院も屢々定數の出席無きに議事を行ふ。是は誰か議員が定數の問題を起さぬ限り出席數に對する注意が拂はれぬからであつて、斯の如き疑問の生ずる場合は計算がをこなはれる。

**條文**「各院は其議事に關する規則を定め院内の秩序を紊したる議員を處罰し及議員三分の二以上の決議を以て議員を除名することを得。」

上院及下院は手續に關する各自の規則を作る權利を有するが、たとへば議事録を保存し投票を記録する規定の如く國憲法の規定を侵害せぬことを條件とする。兩院は各自の規則は作つたが、其等は多くの詳細に亘つて各々趣きを異にして居る。上院の規則は下院に比してより自由なる討論を許してゐる。兩院には滿場一致的賛成に依つて何時にても多くの規則が停止され得るとの規定がある。各院とも議場内で行はれたると否とを問はず秩序を紊す如き行爲のために議員を罰することが出来る。但し此の秩序を紊す行爲の處罰權は議員にのみ及ぶも

のにして局外者に迄及ぼさざることを記憶せねばならぬ。然るに各院は次の條項に説明さるる如き手續に従つて侮辱に關しては局外者に對し議事を行ひ得る。各院とも如何なる理由に因るも三分の二の投票を以て其の議員を除名することが出来るものであり、既に除名は屢々起つた處である。内亂の初めに當つて南部聯邦諸州の全上院議員は上院を引上げ、其處で彼等は居残れる議員等に依つて一と纏めに除名されたのである。

兩院が有する議員外の人を侮辱の爲に罰する權利に就いては一言説明に價する。國會は法廷でなく、憲法は明白なる言辭を以て各院に審査を遂行し、證人を召喚し、或は委員會に召ぜられて質問に答へることを拒否する人々を罰する權利を附與してゐない。其れにも拘らず審査を遂行する權利は立法機能の附帶物として各立法團體の特權とされてゐる。

従つて上院或は下院にて立法提案が爲された時、各院は此の如き立法が必要なりや否や、又、如何なる形式を取る可きかについて調査をなすことが出来る。此の調査に關聯して各院は證人を召喚し宣誓に依り斯の如き證人等の證言を取ることが出来る。若し證人が適當なる質問に對して答ふことを拒むならば彼は國會が斯の如き場合の爲に制定せる法令の規定に依

つて侮辱罪として告發される。此の法令の規定に據れば、證人が國會委員會の前で證言する爲に召喚されて、それを爲さぬ時其の場合に従つて上院議長或は下院議長は其の事實をコロンビナ區の區檢事に證明し、區檢事は職責上該件を大陪審官に提出して其の行動をおこさせる。其處で大陪審官は法令侵害の公訴状を送り得るのである。

然し兩院とも各自の分別に依つて侮辱罪のために誰かを逮捕し或は審判するやうに命ずることは出来ぬ。其れは犯罪者に對して辯論期日を與へねばならぬ。一度下院は國會議員總體に關して「名譽毀損的且つ侮辱的記事」をもつとしたと主張せらるるニューヨーク州の一聯邦官吏の逮捕状を發した。其の時大院審は直ちに斯くの如き方法にて司法機能を篡奪する權利が同院に無しと判決した。

**條文**「各院は議事録を調製し其秘密を要するもの、外は時々之を公表すべし。如何なる議事にて出席議員五分の一の請求あるとき議員の爲したる表決は單純なる諾否の發言と雖も之を記録することを要す。」

兩院は日々の議事を含み決議録或は議事の公録を構成する日記を附ける。然し更に各院の

議場（執行委員會の外）で發せられたすべての言葉は速記者に依つて記録せられ議會議事録として印刷される。然し其の印刷される前に議員の演説短評は校正刷のまま訂正の爲彼等に提出され、斯くて改訂されたものは屢々寧ろ外延的である。

憲法は議案が各院を通過せることを承認する方法を規定しない。然し議會規則に據れば議案が各院にて適法に通過せる場合其れは當該議長の署名に依つて證明せらる可しとされて居る。此の署名は同議案が定數出席の上にて過半數を以て通過されたことの決定的證據である。裁判所は署名の裏をたづねて實際の過半數が記録されて居るか否か、議案通過の當時定數が事實出席せるか否かを調べやうとはせぬ。

**條文**「國會の開會中一院は他の一院の承諾を得ずして三日以上休會し若くは兩院の會場以外の場所に於て開會することを得ず。」

國會の兩院は共に行動す可しと云ふのが憲法の意味である。其の意は彼等は同所、即ち國の首都にて會期を持ち通常共に開會せねばならぬといふのである。故に何れの一方も他院の承諾無くして三日以上休會出來ず、如何なる場合にも一院がその開會期間を他の都市に移すわ

けに行かぬ。若し上院及下院が休會の時に關して一致し得ざる場合は大統領が干渉して憲法第二章第三條の規定に従つて問題を解決せねばならぬ。いづれの議院も他院と別に臨時會期の爲ウォシントンに召集されることが出來、此の場合には其の勝手に休會することが出来る。  
**條文**「第六條兩院議員は法律を以て定めたる處に従つて國庫より其勤務に對する報酬を受く。」

報酬の件について特に上院に關しては憲法大會に於て大いに議論されたのである。第一案は各州が各自の見解に従つて支拂ひ或は支拂はぬ可きであると云ふにあつた。是は上院が人民に非ず州を代表す可きであると言ふ點を以て論理的なる協定であると考へられた。然し其の結果は大州が小州よりより大なる俸給を支拂ふことになり、不幸なる社會的區別が上院議員の間に作られるに至るであらう。其處で國會は法令に依つて劃一的なる報酬を決定する權を與へられ、其の報酬もすべての場合に國庫より支拂はる可きことに最後の協定が成立した。國會議員の俸給は現在年に一萬弗で其れに書記官費並に旅費が附加される。

**條文**「兩院議員は叛逆、重罪並に公安を害する犯罪を除くの外は開會中、院の内外に於て逮



捕せらるゝことなく及其院内に於て爲したる發言表決に對して院外に於て審問を受くることなし。』

此の逮捕を免ぜらるゝ特權は刑事上の犯罪に適用しない、即ち其れは議員が州或は聯邦裁判所の權威に依て公訴を提起せらる可き犯罪の爲に公訴狀を發せられたる後に逮捕せらるゝことを妨げない。是に反して其れは上院議員並に下院議員が民事訴訟に於て逮捕せられ、或は民事訴訟の書類を送達されることをすら防ぐ。同じ特免權はアラスカ、ハワイ、フィリッピン諸島及ポート・リコ等議席は與へらるるが下院に於ける投票權を有せざる代表にまで與えられてゐる。

言論の自由に關する憲法規定は英國議會史の或る挿話にまで逆戻りする他の一つである、其の著名なる事件はジョン・ウイルクズの場合にして彼は下院議員であつたにも拘らず誹議せる爲に逮捕せられた一七六三年に可なりな騒ぎを起したのであつた。該特免權は討論中の言語のみならず各院にて其の委員會に依つて提出せられた報告書類及書類にして提出せらる可き決議にすら及ぶ。國會議員は彼が議場或は委員會訴訟審理或は正式書類（——此の書類

が議事堂の境界外に流布せらるゝ場合にも）にて言つたかも知れぬことの爲に聯邦と州たるとに論なく裁判所に於て告發せられない。是に反して此の規定は國會議員に對して彼が議事堂外にて言ふことに對する告發を特免さるゝ權利を與へない、茲に於て屢々國會議員に彼の憲法の特權の庇護無き處にて或る記述を繰り返へしめやうとする挑戦が行はれるのである。

條文「兩院議員は其任期中彼の任期中に制定され若くは其の利益（歳費以外の）を増加される合衆國の文官職に任命さるゝを得ず。

茲にも亦英國議會記録の多くの反響の一つがある。英國王は下院を強く把持することを願つた。其處で彼等は屢々王の配與權内にある責任あり利得ある地位に就けることに依つて議員を買収した。事實地位が屢々下院議員を就職せしむることをのみ目的として王に依つて作られた。斯くて王の寵を受けたる議員が王の欲する法案に反對するとは考へられなかつた。

憲法作成者等は大統領が斯の如き處置に出でざる保證を確立せんことを願つた、故に彼等は國會議員が彼の任期中に作られたる文官職に就き得ざること及事實に於て國會議員が職に就いた時は議員たることを止めしめる様に規定した。つまり誰も同時に上院或は下院議員に

なることは出来ぬ。又聯邦政府の行政的乃至司法的地位に就くことが出来ぬ。然し上院議員或は下院議員は彼の任期中に作られ或は其の間に其の俸給を増加された官職に非ざる限り議員を辭した上にて行政或は司法の職に任命せられ得る。

但し注意を要するは此の憲法禁止が國會議員の州官吏たることを妨げぬ點である。今日多くの州憲法に依つて二重任期が禁ぜられてゐるが右のことは今迄に例のある處である。更に此の條は同時に行政及司法の職に就くことを禁じて居らぬ。故に共和制體の初期に於て同一人物が同時に兩部の高官に就いた例が屢々あつた。例へばジョン・ジエイは同時に大審院判事と駐佛大使とになつた。

**條文**「第七條歳入増加に關する議案は下院先づ之を議決す但し上院は其議案を他の議案同様提出又は修正することを得。」

此の條は久しく英國の政治に存在した慣習を印刷に結晶せしめてゐるのである。然し實際問題としては其れは合衆國で餘り重大ではなかつた。何となれば上院が修正を提案或は協賛する無制限の權利に依つて事實上歳入を増加せしめる議案を提起し得るからである。歳入増

加に關する議案は實際上上院に於て發議されるものではないが、議案が下院から廻附された場合上院は前文以外は是を刎ねて全然新しき議案を挿入することが出来る。是は屢々爲された處である。加ふるに「歳入増加に關する議案」なる言葉は嚴密なる語義に於ける課税に關する議案を意味するものと解された。或る一般的法案が附隨的に歳入を伴ふ如き規定を含む事實ある場合其れが上院に發議せられることになるのを妨げない。

憲法は支出を含む法案が下院に提起されることを要求しないが、其れは慣習となつて了つた。然し茲にても亦上院の支出法案を修正し得る自由が下院の發案權より生ずる利益を大いに無効ならしめた。故に實際上兩院の財政權は同一である、そして此の事は憲法の制定者等が企圖しなかつたのは明かである。彼等はマディソンの言つた通り下院の歳入増加に關する獨占權が同院に「財政權」を與へるものと信じた。そして大州の代表者等は此の點に大いに力を入れた。

**條文**「兩院を通過したる議案は先づ之を法律と爲す前に大統領に提出し大統領之を裁可したるときは其の議案に署名し裁可せざる時は之に反對の旨を附記して其の議案を發案した

る議院に廻附す、此の場合に其の議院は議事録に却下の旨を記入し再び同一案に付て議事を開くものとす。議院が再議の後三分の二以上の決議を以て之れを通過し大統領の不可の旨を附記して他院に提出したる時は其の議案の提出を受けたる議院が同一方法を以て之れを議事に附し三分の二以上の決議を以て之れを通過したるときは法律となる。右の場合に於て兩院の意思は議院の賛否の發言に依て之を決し其の議案に對して賛否の表決を爲したる議員の氏名を各院の議事録に記入す。議院を通過したる議案が大統領に提出せられたる日より十日以内（日曜日を除く）に大統領より回付を受けざるときは其の議案は大統領が自ら裁可し署名したると同様法律となる、但し兩院が休會中にして大統領より議案の回付を受くる能はざる場合は此限にあらず。』

是が大統領の制限否認權として知らるゝものに對する憲法上の規定である。憲法制定者等は植民地時代の知事が有せる如き絶對的否認權を大統領に與ふる心構へが出来て居なかつた。一方彼等は大統領の權利或は希望を全然無視して法律をつくるは適當であると考へなかつた。其處で彼等は絶對的否決權と全然否決權をもたざることとの妥協として制限否認權を

案出したのである。其れは抑制及均衡制度の一部である。

前記の憲法條項を注意深く讀むならば議案が兩院通過後に大統領に回付された時に起り得る場合が四あることを知るであらう。第一は彼が其の議案を裁可し署名することであり、是は最も多くの場合に彼が取る方法である。第二は彼が議案を裁可せぬ場合十日以内に無署名の儘其れを發案せる議院に返送する方法である。其の十日の中に日曜は含まれない、又其の法案が實際に大統領に届く以前から計算をされることはない。ウイルソン大統領が平和條約中フランスに止まつて居た時には多くの議案は兩院通過後に十日以上を経ずして大統領に届くことは無かつた。憲法は大統領が無署名にて廻送する場合彼が彼の反對理由を記述することを要求して居る、然し其等の反對理由は詳細に亘る必要がない。彼は彼の好むがまゝに單に其の法案が不得策であるとか、好ましからずとか、又或は不賢明であるとか言へばよいのである。否認された法案が國會に返送さるゝや其れは再び採否の投票に附せられ、其の投票は兩院の議事録に賛否を記録されねばならない、若し其れが各院出席議員の三分の二に依つて採擇された場合は大統領の署名無きにも拘らず法律となる。普通の表現に従へば彼の否認が踏

み付けられるのである。法案が大統領の否認を越えて通過されることは稀でない、其の著名なる例はウイルソン大統領行政中のヴォールステッド法であつた。

第三の方法がある。大統領は議案に署名もせず、又發案したる議院に回送もせず、只十日の期限の切れる迄彼の机上に放置することが出来る。其の場合同議案は國會が其の間に散會せぬ限り彼の署名無くして法律となる。然し若し國會が散會すれば（それが第四の場合である）其れは法律とはならぬ。議案を法律書に載せさせぬ此の最後の方法は通常ポケット否認として知られて居る。國會が各會期の最後の數日中に多くの議案のかたまりを通過させて大統領に送るが故に多く議案が此の機宜を失せる運命に遭ふのである。

大統領の否認權が適用されぬ議案が幾らかある。憲法修正の提案が國會の三分の二の投票に依つて通過された場合には大統領の署名を要せず、従つて彼の否認を受けることが無い。是は時々國會の兩院に依つて採擇され單に國會の意見の表現に過ぎず法律としての強制力を持たぬ「協同決議」についても同じである。然るに法律の強制力を持つ「合同決議」は大統領に提出されねばならず彼に依つて否認され得る。

また大統領が署名又は否認を行ふのに全體としてせねばならぬことを特記せねばならぬ。彼は或る條項を否認し他を通過せしむる如きを許されない。是は支出法案の場合の非常に重要な制限である。大統領が支出法案中の數箇條を削除することを非常に切望する場合が屢々あるが、彼は斯の如き權利を持つてゐない。彼は法案全體を否認するか、或は初段ごと小麥を取らねばならぬ。此の如き状態は氣の毒である。況んや多くの州憲法が州知事に全體を拒否せずして議案の一部を否認する權能を與ふるに依つてをやである。

**條文**「休會の問題を除く秩序、決議又は投票に關し、兩院の協議を必要とするときは之を大統領に提出して其の裁斷を乞ふ可し、若し大統領が其の提出案を却下したるときは兩院は法律案の決議に必要な規定及制限に従て兩院議員三分の二の決議を以て之を通過することを得。」

此の規定は國會が其の提案を秩序、決議或は投票等の如き他の名稱を用ゐる手段に依つて大統領の否認權をだしぬくことあらんを防ぐのを目的としてゐる。

**條文**「第八條國會は租税、關稅物税及消費税等を賦課及徵收し、國債を償却し國防並に國の利

益を増進する爲に必要な設置をなす権能を有す。』

六二

此の條は憲法に含まるゝ總ての個々の條文中恐らく最も重要である。何となれば第一章第八條は國會の十八權能を列擧し、國政府は其等の權能に依らずしては機能を果たすことが不能であつたのである。

是等の列擧された權能の中には第一に課税權がある。此の權力が表中筆頭にあるのは蓋し全く當然である。何となれば課税權は政府の所有し得る最も遠大なる權能である。政府が無制限の課税權を持つならば他の何も要せずして其れ自身を最高とすることが出来やう。

然し此の條文にて合衆國政府に與えられたる課税權は決して無制限の權能では無い。反對に其れは課税の目的に關し、課税さる可きものに關し、また課税の方法に關して等種々なる方面にて制限されて居る。

是等の制限中第一に來るものは課税の目的に關するものである。三つの許されたる目的がある。即ち負債の償却共通の防備及合衆國の全般的福利の増進である。國會は是等以外の目的の爲に課税することを許されない。然し實際問題として此の制限は非常に窮屈なものでは

ない。何となれば「全般的福利を増進する爲に」なる言葉は其の範圍が非常に廣く事實上國政府がせんと欲する何ものの爲にでも課税を許可することになるからである。

然し幾多の大統領は國會の通過せる法案を全般的福利増進の爲に徴收されたる金を或る地方的目的の爲に支出することが非憲法的だとの理由に依つて否認した。例へばアンドリュウ・ジャクソンは彼に提出された公共改善の議案にして其の提案されたる改善が單に國の一部に對してのみならず全國に對して福利となることを納得されざる限り全部否認した。

條文「然しすべての關稅、物稅、消費稅は國內を通じて劃一とす」

茲に第二の制限がある。國會は國の一地方と他の地方とにて異なる割合の課税をなすことが出来ぬ。課税標準決定の割合及方法は全國的に劃一的でなければならぬ。其の意は勿論國の全地方が正確に比例的なる税を負擔せねばならぬと云ふのでは無い。事實或る税に於ては上り高の九〇パーセントが一州乃至一市より來ることがある。例へば移民に課せらるゝ人頭税の如きは殆ど全部ニューヨーク港にかかるが、而も此の税は國のいづこに上陸する場合にも移民に課せらるるが故に劃一性の要求を満足せしめる。

六三

憲法の他の規定に依つて國會の課税權行使に課せらるゝ二箇の附加制限をも擧げねばならない。其れは即ちいづれの港よりの輸出品にも課税す可からずとの規定及び直接税はその課税にあつて人口に比例して諸州の間に割り當てらる可しとの條件である。

故に是等聯邦課税權に於ける明白なる制限は次の如くに要約されやう。諸税は一般的目的の爲には合衆國を通じて劃一でなければならぬ、輸出品には課税さる可きではない、そして直接税に於ては（収入税を除き）人口に比例して割り宛てられねばならぬ。更にもう一つ包含的なる制限があり、それに依れば聯邦税は州及地方官の俸給を含む州或は地方政府の道具に課せられてはならぬといふことである。

條文「合衆國の信用を以て國債を起すこと。」

是は憲法が何等制限を設けざる少數の權力の中の一である。國會は思ふ丈けの額の公債を起すことが出来然かも其の時方法等自由である。國政府は此の權力を多くの場合に用ゐる極めて種々なる方法に依つた。國會は公債、負債、證書、大藏省々券の發行及紙幣の發行に依つて金を借りた。國債は其の最も大なりし時に約二百七十億弗に達した。

憲法は國會に對して何等明白なる銀行設立權を與へない、然し此の權力は國債を起す權能中に包含さるゝものと考へられた。そして國銀行の全組織は聯邦準備銀行と共に國會に依つて此の包含權の下に設立され維持された。有名なるマツコール對メエリランド事件（一八一九年）に於て大審院は銀行設立が國債を起す權能の執行を規定する合理的且つ適當なる方法たることは銀行が借り入れの代理機關であり又個人に依つてもそれとして利用せられると同程度であると判決した。

故に一八六三年の國立銀行法は合衆國をして内亂の危機に公債の賣却を可機ならしめんとを主なる目的として通過されたのであつた。世界大戦中にも亦國財政の大なる一部が聯邦準備銀行に依つて處理されたのであつた。

銀行を設立し規定する權能は又「租税を賦課徵集する」明白なる國政府の權能中に包含されて居る。數年前に國會は聯邦土地銀行設立法を通過した。その主なる目的は農業の發展に資する資本を供給するにあつたが公共基金の爲に附加的供託所を作ることにあつた。大審院は一九二一年に此の制定が國會權内なることを判決した。國政府は租税を賦課徵集する權

能に依り其れに包含さるゝものとして此の歳入を必要時迄貯ふるために便利なる倉庫を設立維持する権能を持つて居る。

六六

すべて此のことは憲法の語義が司法的解釋に依つて擴張された方法を示す優れた例證を提供するものである。嚴密に言ふならば國政府は憲法の與ふる以外の権能を持たない、然し明白に與へられたるすべての権能は或る包含權を伴ふものであり、大審院は是等の包含權を擴大するに寛大であつた。斯くて憲法原文の周圍に「不文憲法」が發達したのである。

條文「外國との通商並に國內の諸州間及び印度種族との間に於ける通商を制定すること。」

此の憲法條項は非常に重要である。一七八七年の憲法大會に出席せる者にして「通商制定」なる言葉に隱された非常に廣大なる権能に關して極めて遠き觀念をすら持ち得たものは無かつた。茲に於て人は又憲法的變通性の印象的なる例に遭遇する。何となれば是等の言葉が憲法に挿入された時通商とは馬車荷車及帆船に依る貨物の運搬を意味し汽船、鐵道、貨物自動車、乗合自動車、電報、電話、管路電力線、飛行船、或はラヂオ放送局等の無かつた時である。然し乍ら「通商」なる言葉は次第に擴張されて運輸通信に關するすべて是等の機關を

包含するに至つた。大審院は次ぎ々々の事件に於て通商中に航海、通信、貿易、旅客輸送、電信、電話、ラヂオに依る音信の轉廻等が含まれ、又高壓線に依る電力の傳達及管線に依る石油の輸送も含まれて居ると判決した。すべて是等は通商の道具にして故に一州の境界を越える場合には國會の通商規定權内に屬する。

然し憲法の伸縮性にも限度がある、通商なる語は無制限に擴大されることは出來ぬ。例へば大審院は通商が爲替手形の購入賣却保險證券の書き下し、製造過程、或は諸州に於ける諸島の季節的轉移等を含まぬと判決した。一九一八年の少兒労働判決に於て大審院は國會が通商規定に名を籍つて聯邦内の一州に於て行はるゝ製造業規定を命ずることはたとへその物貨が他州に於て賣却される場合にも不可能であると規定した。一州内の産業に雇用さる可き者の決定權は州立法部にある。

國會の規定權は如何なる場合にも國或は一州の境を越ゆる通商にのみ及ぼすものなることは注意せねばならぬ。國會は外國との貿易を規定する権能を明白に與へられ、關稅及移民法に依つて其れを行使した。其は又インディアン部落との通商を規定する權利を有するが、此は

六七

憲法制定當時に幾分重要な權能なりしにも拘らず今やさして重要ではなくなつた。然るに諸州間の通商が一七八七年に比較的少部分であつたにも拘らず茲五十年間に非常に重要なものとなつた。今日では全世界の諸國との間よりアメリカ合衆國內四十八州間の方により多くの通商が行はれて居る。故に此の州間通商規定權は極めて重要な權能となつた。

更に州間通商は單に州境を越ゆる間のみならず其の始めより終局に至る迄國會の支配權下にあることを注意せねばならぬ。サンフランシスコよりロスアンゼルスに至る貨物の積込みは全然キャリフォニアの管轄下に屬する。然しボストンよりプロヴィデンスに至る積込みは合衆國の管轄權下に在る。州間通商の規定權は運賃の決定、職務條件の規定、運搬人の報告書要求、及一般に公共の利益の爲の管轄權行使等の形式を取る。此の規定行使は國會權の下に實際は種々の行政團體に依つて爲されて居る。其の團體中には州間通商委員、聯邦貿易委員、聯邦ラヂオ委員等がある。貿易或は運輸が一州の境界内に限られて居る間國會は是等と何の關りなしと云ふことは殆ど正しいが、同時に斯の如き記述は説明無くしては誤解を招くであらう。大審院は國政府が州間通商委員に依つて一州内の二點間の鐵道運賃を規定する

ことが出来る」と主張した。但し其の場合はさうした行爲が異なる州間の二點間に適用する運賃の適當なる決定に必要な時でなければならぬとした。

#### 條文「歸化に關する劃一の規定を設け」

獨立宣言書にはジョージ三世が「外國人の歸化法」を妨げたことが非難されて居た。故に宣言書批准後の聯合植民地國會の最初に取らねばならぬ行動の一は「聯合植民地の一に居住する」すべての人々が其の植民地の一員たることを換言すれば市民たることを決議に依つて規定することであつた。後になつて聯合規約は「是等の州のいづれの自由居民も」諸州の自由市民としてのすべての特權及特免權を享有す可しとの規定を持つた。是が各州に其の最善と認むる理由に基いて市民を歸化せしむる自由を與へた。然し其の計畫は非常に善く行はれなかつたので國憲法の制定者等は歸化に關する劃一的なる制度が聯邦法に依つて規定せらる可きことを要求した。

市民權は二種の方法に依つて獲得される。即ち出生に依るものと歸化に依るものとである。第十四修正は合衆國にて生れ其の管轄に服するすべての人々はたとへ外國人を兩親とす



るも市民となると規定して居る。外國生れの人々は歸化することに依つて市民となる。然し此の歸化には集團的と個人的との別がある。集團的歸化とはたとへば准州が合衆國に併合せられた時の如く全人口が一舉に市民に加へられた場合に適用さるゝ語である。是はテキサスが一八四五年に合衆國の一部となつた時に行はれた。同様に（一九〇〇年）ハワイに文官政治を設立した國會法はハワイ共和國の市民であつた人々の全部にアメリカの市民権を附與した。

然し合衆國の新領土獲得のみが其の住民にアメリカ市民権を與へる者ではない。併合條約或は國會の條令乃至共同決議中に此の趣旨を持つ明白なる規定がなくてはならぬ。一八九八年のスペインとの條約は斯の如き規定を含まず故にフィリピン人等は合衆國市民では無い。彼等は合衆國の「國民」と呼ばれて居る、即ち其の意はアメリカの保護を受くる人々なれ共市民としてすべての特權を有する完全なる格式の市民ではない。然しポルトリコ人は國會條令に依つて完全なる市民権を附與された。

個人的歸化は一九〇六年の歸化法規定に依つて規定されて居る。手續は聯邦勞働省内の歸

化局の一般的監督の下に司法部の手に依つて扱はれて居る。此の法の規定に依つて三段の歸化手續がある。第一は市民たらしんとする正式の「意思宣言」である。此の正式宣言は英語を話し得る「白人或はアフリカ生れ或はアフリカ子孫」たる外人に依つて行はれ得る。此の言葉違ひが支那人並に日本人移民を除外して居ることは注目に價する、然し支那人及日本人の兩親の子にして合衆國に生れたものは出生に依つてアメリカ市民であり歸化する必要がない。此の最後の記述は特別強調する必要がある、なんとすれば支那人及日本人は如何なる場合にも市民となり得ずとの印象が一般に抱かれて居るからである。彼等は歸化することが出来ない、其れは事實である、然し彼等の大部分は歸化する必要がないのである。第十四修正法は語義通りを意味して居る。

歸化資格を有する人の意思宣言は當外人が十八歳に達せざる以前には提出することが出来ぬ。此の意思宣言提出より二年以上七年以内に彼（或は彼の女）が五年以上繼續して合衆國の住民たりし場合には第二の手續をふむことが出来る。此の第二の手續は正式の市民権請願を含む。此の請願は聯邦裁判所に提出され少くも九十日の間綴ぢ込んでおかれ、其の間に請願

者の主張が此の目的に雇はれた歸化局の代理人に依つて調査されねばならぬ。調査の完了後當該外人は合衆國市民たる二名の證人に同伴されて自身裁判所に出頭せねばならぬ。そして歸化局代理人或は裁判長の爲す質問に答へねばならぬ。是等の質問は彼の法律遵守記録、アメリカ政治に關する智識、社會並に政治組織に關する見解（彼が組織政治の不信者なるか否かを發見する爲に）及市民義務の履行用意等に關するものである。裁判が其の回答に満足したる時最後の書類即ち市民權書類を發行する。是等の書類に對して幾らかの手數料を取られる。

父たる人の歸化は二十一歳以下の子供全部を歸化せむることになるが、二十一歳を過ぎたる者までには及ばない。一九二二年迄は規則上一人の夫の歸化は其の妻をも亦市民たらしめ、外國生れの婦人は一アメリカ人と結婚するに依つてアメリカの市民權を與へられた。他方アメリカ生れの婦人は外人と結婚するに依つて其のアメリカ人としての市民權を失つた。然しロージャイス法に依つて是等の規則が變更され、一九二一年以後夫の歸化も市民と外人との結婚も必然に妻の市民權に變化を及ぼさなくなつた。外國の市民權を有する婦人がアメ

リカ人と結婚すとも條件に依つては彼の女は依然としてアメリカ市民たり得るのである。此の規則上の變更は他國が舊の法律主義を持續するが故に非常な混雜を來さしめた。

條文「破産に關し國內を通じて劃一の制定を設くること。」

破産法とは債務者が支拂無能力者となれる後に彼の財産を債權者の間に分配することを規定するものである。破産に關する規則は一八九八年の國破産法に依つて劃一とされた。然し國會は此の立法に依つて此れに關する獨占的管轄權を負はなかつた。諸州は各自の破産法を持つことを許されて居るが、州法の國破産法規定に牴觸する場合には其の限りに於て無効である。

自發的と非自發的との二種の破産法がある。前者に於ては債務者自身が聯邦裁判所に請願を提出し、破産管財人として知らるゝ役人が裁判所の任命を受けて彼の事務を引繼ぐ。非自發的破産に於ては一名乃至數名の債權者に依つて請願が提出される。破産者たる個人或は社團の財産が分配された後に破産放免狀が裁判所に依つて發行され破産者をして此の放免の當時未拂なる負債に關して爾後のすべての義務から免かれしめる。

人は國會が何故に破産手續に關する權能を與へられ通常負債の徵收の如き他の民事手續事項に關して權能を與へられなかつたかに關して疑問を持つてあらう。其の回答は破産に關する劃一の規則無くしては州間商業に大混亂を生ずるであらうと云ふに盡きる。一州の賣手が他州の買手に對して貨物の信用貸しを爲すに當つて若し地方的破産法により地的債務者に對する偏頗の爲に勘定が取れぬ可能性があるならば躊躇するであらう。

條文「貨幣を鑄造し内外貨幣の價格を整理し。」

一七九三年迄合衆國にては貨幣の國家的鑄造は行はれなかつた。獨立戰爭前は英國の貨幣が用ゐられ一七七六年以後はフランス及スペインの多種なる額面の貨幣が國に流れ込んだ。漸次にスペインの銀弗が英國のシリングに代つて公認の價值單位にして且つ最も共通なる交換媒介物となつた。然し此の弗は國の全地方に亘つて劃一的なる價值を持たず、憲法制定者等は此の不同が商業發展に與へた重大なる障害を取り除かうと切望した。故に國會は貨幣の鑄造權を與へられ、混亂を防止する爲に此權力が絶對的に國會のもつとされ州は其れを行爲することを禁ぜられた。如何なる州も貨幣の鑄造又は支拂證券の發行をなすことが出来ぬ。

新しき國政府は造幣局をフィラデルフィアに造り其他デンヴァー、サン・フランシスコ、ニュー・オーリンズ等に次々に造られた。又貨幣の十進法が一七九四年に可決され弗ダイム、セント等が採用された。銀に對する金の比率は一對十五と定められた。換言すれば銀弗の重量は金弗に比して十五倍とされた。此の比率は一八三四年の一對十六となる迄繼續された。一八七三年に鑄造法が改訂され銀弗の鑄造が中斷された。今や金が價格の唯一の標準となつたが、反對が直ちに起り十九世紀の最後の二十五年間に一對十六の比率に於ける自由無制限の鑄造を主張する烈しい運動が起つた。一八九六年の大統領選舉は此の問題で戦はれた。然し自由銀派は烈しき敗北を喫し問題はすべて金弗を以て合衆國の絶對的に法的なる標準價値となせる一九〇〇年の金標準法に依つて決定的終局を告げた。

國政府の紙幣發行權に關しては憲法は何等言及して居ない。諸州は「支拂證券を發行し」或は金銀貨以外を負債支拂の法貨となすことを禁ぜられて居る。國會は紙幣發行を禁止されるが故に其れは追つて同權の行使をなし、其の權利は「合衆國の信用に依つて負債を起す」權利に附隨するものとして大審院の支持を受けた。同裁判所は又國會が斯の如き紙幣を負債

償還の法貨となし得と判決した。

従つて合衆國の全通貨は聯邦の管理下に在る。その中に含まるゝものは金貨、銀貨、(半弗、四分の一弗、<sup>十分の一弗</sup>、ダイム、五仙貨、仙貨)等の補助貨、聯邦大藏省に貯藏される金塊に對して發行される金貨証券、及同様に貯藏される銀塊及銀貨を裏書する銀貨証券、金貨に請戻される合衆國紙幣換言すればグリーンバックス、及大藏省々券、銀行がなせる政府公債の保證金に依つて保護せらるゝ國銀行券、商業證券の擔保に對して發行さるゝ聯邦積立金手形、次第に銀行券に取つて換はりつゝある政府公債に依つて保障さるる聯邦準備銀行券等である。州紙幣或は州銀行券の如きものは無いが、アメリカに於ける如く多種なる通貨の通用する國は他にない。然しすべての弗紙幣が其の形態如何に拘らず金貨に依つて其の額面價值を維持する限りは多種なることは何等の不便をもたらさない。

條文『度量衡の標準を一定すること』

明白なる理由に依り是は獨占的權能である。異なる標準を持つ事は諸州間の商業を妨げるであらう。ポンド、ヤード、ガロン等が國の各所に於いて同量なることは非常に便宜がある。

而も國會が包括的且つ科學的に劃一的標準を扱ふことに取りかゝたのは一九〇一年以後で其の年に國會は標準局をウオシントンに設立した。現在此の局が數字的に正確なる計器を諸州に供給して居る。是等の正確なる標準は學術的商賣たとへば電氣工業の如きものに特に必要である。度量衡が是等の標準に一致するか否かの檢閲は州並に市の當局者に委ねられて居る。

條文『有價證券及通貨の偽造に對する罰則を定むること。』

是は獨占權では無い。州法も亦偽造の罰則を設けることが出來彼等の多くはさうして居る。多くの州にては單に通貨或は紙幣を偽造するのみならず其れを所持し或は是を知つて流通せしめることも犯罪とされて居る。

條文『郵便局及郵便道路を設くること。』

我が國の郵便制度は聯邦政府其の者よりも古く遙か植民地時代に逆のぼつて居る。革命の勃發より憲法採用に至る間は郵便事務は聯合植民地國會に依つて管理され後には聯合國會に依つて行はれた。聯合規約は「全合衆國を通じて一州より他州に至る郵便局を設立規定す

る」規定を設けた、それで憲法制定者等は既に存在せる然して其の實際運用に於てはすべての人々の理解せる權力を中央政府の手中に永續せしめやうとした丈けである。

然し彼等が新憲法に採用せる語句に依つて彼等は以前よりずつと領域を擴めた。彼等は國會に郵便局、並に郵便道路を設立維持する權能を與へた。郵便道路とは何であらうか。一七八七年の當時に在つては其れは馬又は馬車に依つて郵便物を運ぶ道路の謂であつた。然し現今では郵便物の大部分は鐵道及飛行機に依つて運ばれて居る。それならば國會は郵便道路設立の權に依つて鐵道の敷設及運轉をなし郵便機の爲に着陸地を設け大洋汽船から到着する水上機の爲に港に飛行機着陸所を建設する等のことをし得るであらうか。多くの論議の餘地無く國會は是等の權利を持つてゐる。郵便物の安全且つ迅速なる運搬を容易ならしめる爲に國會は爲すことの必要な何事をもなし得るのである。

國會の郵便權は多くの人々の認識するよりは廣範圍である。是に依り合衆國の人々は世界に於ける最大の事業を遂行して居る。此の中には郵便物の送達のみならず、全小包郵便制度郵便爲替事務一大郵便貯蓄銀行が含まれる。通信運輸及銀行等（すべて郵便事務の中に含ま

れた）此の遠大なる機構に關して國政府は十分なる監督權を持つて居る。大審院は郵便當局が不都合なるものはすべて郵便物中より除外し得と判決した。國會は郵政長官に何を除外す可きかを決定する權能を與へ彼の決定は裁判所の再査を受けないことになつて居る。

**條文** 『學術其他有用なる技術の進歩を助成する爲に著作者及發明者に對して一定の期間其著作物及發明品を專用する權利を與ふること。』

國憲法の採用前迄或る著作權が個々の州に依つて州立法部の特別法律を以て與へられた。聯合規約は發明品及著作權について何等言及せず又此の事は憲法の第一草案にも擧げられなかつた。然しジェームス・マディソンは會期が終りとならぬ中に此れに考へ及び此の規定が最後の草案に挿入されたのである。米國は他の多くの事に於けると同様此の點にてもマディソンの鋭い眼識に負ふたのである。是が全く見落されたならば我々は恐らく特許品及著作權に關する限り混沌たる状態をしのげばならなかつたであらう。發明者或は著作者に取つては四十八州のすべてに於て保護を獲得することが必要であつたであらう。

特許狀は發明者に對して指定期間彼の發明に存す可き利益を享受する絶對權を與へる處の

發明書である。特許狀は内務省内の特許局に依つて發行される。同局は一八三六年に設立せられ全體で千五百萬以上の特許狀を發行した。一特許狀は十七年間有効である。州間商業に用ゐられる商標も特許局に登録せられ特許狀と同じ保護を與へる。著作権は書籍、寫本、樂曲、繪畫、寫真或は其の他同様に固有の價値を有する者を發行販賣する特占權を保障する。著作権は國會圖書館にて與へられる。著作権の現今の期間は二十八年であり、もう一期間書換えられる機會を存して居る。

**條文**「大審院の下に下級の裁判所を設置すること。」

大審院が憲法の明白に要求する唯一の聯邦裁判所である。他の聯邦裁判所は裁判官の任期に關する一般的規定の下に國會の裁量に依つて組織さるゝに任せた。國憲法を制定せる人々の中ジェームス・マディソン等の或る者は諸種の州裁判所を下級聯邦裁判所として用ゐることが國會に適任であると信じた。それは他の聯邦諸國で行はれた方法であり、其の著名なるはドイツの最高法院である。然し國會は此の方法を擇ばなかつた。國會は聯邦政府が最高より最下級に至る迄の聯邦裁判所體系を持つやうな設備を採つた。故に國會は追つて區裁判所

巡回裁判所の體系及亦要求裁判所、關稅控訴裁判所、准州及島嶼殖民地裁判所、コロンビア區裁判所等を設置した。

すべての聯邦裁判所の判事は最下級より最高級の者に至るまで大統領に依り上院の協贊を得て任命され、彈劾に依る外解職されることがない。區檢事、執達吏、及奉行等の裁判所役人も同様の方法にて任命されるが、只一定任期の間丈にして大統領に依つて（上院の協贊無く）いつでも解職され得る。多くの州は其の州の裁判官を選擧するが聯邦裁判所判事或は聯邦裁判所の役人は決してその様にして選ばれたことがない。

**條文**「公海に於て行はるゝ海賊行爲及び重罪行爲及び國際法に反する行爲を定義して之を處罰すること。」

是は聯合規約中國會に「公海にて行はるゝ海賊行爲及重罪行爲を審理する」裁判所を設置する權能を附與せる一規定への一進歩である。公海とは普通に三哩領海外、或はもつと正確に言ふならば低潮標識より海上一里八町十五間外として知らるゝ海である。國際公法に依れば一國の管轄權は海岸より此の距離にまで及び、此の限界外の海は公海として知られ是に迄管

轄権を及ぼし得る國は無い。然し合衆國は條約に依つて三哩領海外の外國船を搜索し禁止法を侵犯せんとする意思なりとの證據十分なる時は彼等を逮捕することが出来る。

海賊は常に人類の敵と考へられ諸政府は見付け次第に彼を罰する權利を握つた。海賊行爲は公認されたいづれかの政府より權能を與へられし如き理由無く海上にて奪掠行爲をなす處の犯罪であると定義される慣例になつて居る。其れは十八世紀頃には普通のことであつたが今や海上小説の部類に入れられた。米國船中三哩領海以内にての重罪行爲は關係諸州の管轄權下に屬する。そして三哩領海外にての犯行は國政府の權限内に屬する。

國法換言すれば國際法の法規にもどる犯行は大部分局外中立の違反である。國際法は中立國の市民が交戰國のいづれをも援助せざらんことを要求してゐる。此の要求に一致する爲に國會は（合衆國が交戰状態にあらざる一國に對して不法外征的遠征隊の如き）アメリカ領土が中立的ならざる行爲の根據に用ゐられてはならぬと條令に依つて決定した。此の條令はアメリカ領土をラテン系アメリカ諸國の諸種の革命を援助する根據に用ひやうとした人々に對して屢々強制された。

### 條文「戰を宣し」

國會のみが宣戰布告の權利を持つ、然し是は國會のみが戰爭をなし得ることを意味するのでは無い。正式宣言は敵對行爲の開始に必須では無い。戰爭は正式宣言なしにはじめられ得るものであり多く戰爭は斯くしてなされた。最初の争闘が始めらるゝ前に宣戰布告をなす可しと要求して居る國際公法は無い。宣戰布告は敵手國の利益の爲に發せられるのでは無く中立者に對する公告の爲であり其れに依つて彼等が嚴正中立の規則を守り邪魔にならぬやうにする爲である。慣例上合衆國大統領は宣戰布告に導く第一の手續を取る。彼は宣戰布告をなす可き勸告書を國會に送る。次いで兩院合同決議が行はれ種々なる段階を徑て可決される。可決されれば大統領が署名する。合衆國は斯の如き方法に依つて歐洲大戰に参加したのである。次に國會が可決し大統領の署名せる兩院合同決議がある。

「ドイツ帝國が合衆國政府及國民に對して繰り返し戰爭行爲に出でたるに依つて國會の上下兩院議員は合衆國と斯くて合衆國に突き當つて來たドイツ帝國政府との間に戰爭状態の存することを正式に宣言すること、及大統領が之に依つて合衆國の全陸海軍及政府の全財源を

用ひてドイツ帝國政府に對して戦をなすの權能を與へられ斯くすることを命ぜらるゝものであること及戦を成功に終らしむる爲に國の全財源は合衆國國會に質入れさるるものなることを決議す。」

宣戦布告の權能には戦争及その終結に關聯して起る問題を取り扱ふ權能が伴ふ。然し領土の獲得は只條約締結權に依つて成就され得る。陸軍元帥なる合衆國大統領は獨斷で勝利の結果を得ることに依つて國を擴大する權利を持たぬ。

條文「海上捕獲免狀及び報復免狀を下附し陸上並に海上の捕獲に關する規定を設くること。」捕獲免狀は政府に依つて私掠船換言すれば個人で戦艦に與へられた委任にして敵手たる交戦國の通商を掠奪する權利を許容するものである、捕獲免狀は内亂以後與へられたことなく恐らく今後も再び發行されぬであらう。此の捕獲免狀及報復免狀を與ふる權利が州に對して禁止されて居ることは注目に價する。

戦時には國際公法は戦争用の船舶のみならず個人的商船の捕獲を許す。是等の捕獲船は戦利品として港に連れ込まれる。茲に於て戦利品裁判所として知らるゝ特別裁判所が戦利品を

如何に處理す可きかを定める。戦利品の中には船舶自體のみならず或る條件の下に船荷もはいるが船荷が戦時禁制品即ち彈丸及其他陸海軍の材料より成る場は一層である。

條文「陸軍を設け及び之を維持すること」

此の項は戦時には最も重大である。陸軍を設け及之を維持する權能は戦の繼續中及終結に至る迄國會に國家生活の各部門に亘つて實際上無制限なる權能を與へる。陸軍の出征中國の商工業の各部門はその維持を便宜ならしむる爲如何なる強制をも受ける。此の事は歐洲大戰中明白となつた處にして、當時國會は大統領に對して供給を調節し消費を監督する權能を持つ食料並に燃料行政を確立する權能を與へた。國政府も亦一時毎週月曜日にすべての工業の閉鎖を命じ以て燃料供給が保守される様にした。鐵道を引き受けて管理することも亦「軍隊を維持する」權能の中に含まれるやうになつた。價格の決定も亦同じ憲法條文に依り憲法的とされた。要するに國家が戦時状態にある限り國會のなし得ざることはありとしても僅かである様である。近時の戦争は軍隊間の戦争に非ず全國民間の戦争である。國家的精力の最後のオンスに至る迄大戰に勝利せんためには必須らしい。さうとすれば國會は其れを要求するこ



とが出来るのである。

**條文**「但し之が爲に要する資金は二年以上之を流用するを得ず」

憲法制定者等は常備軍を恐れて居た。彼等はスチコアート王朝歴代の王が議會の協賛を得ずして正規軍を維持せんと企てたるに依つて屢々英國に起つた困難を知悉して居た。故に合衆國にて軍隊の維持費は二年以上の長期に亘るを得ずとの明瞭なる規定が生れたわけである。故に少くとも二年に一度國會は現在の軍隊を維持する必要なりや否やを新しく考へ賛成投票に依つて軍隊設立の規模を決定せねばならぬ。

**條文**「海軍を設け及び之を維持すること」

之に反して憲法制定者等は少しも海軍を恐れなかつた。茲にても亦彼等は英國歴史の變遷に精通せることを示した。彼等は海軍が英國國民の自由に取つての脅威とならなかつたことを知つて居る、是が彼等にアメリカにてなされる可き海軍豫算の期間に制限を置く必要のなきことを暗示した。加ふるに事の性質上海軍豫算は數年間に亘る計畫に一致することが殆ど根本的に必要である。

**條文**「陸軍及び海軍の軍政に關し必要なる規定を設くること。」

大統領は陸海軍の總司令官である、然し此の兩者の軍政に關する規定は國會が作る。國會は陸海軍の大きさを決め昇進及訓練規定を決定し勿論入費を支給する。豫算決定に當つては國會は支途の條件を決定することが出来る。然し是等の制限に従つて豫算の支出は大統領の監督を受ける。大統領は支出が不必要となつたと思ふ時豫算のすべて或は其の一部をも支出す可き責任を持たない。然し彼は豫算充當の目的以外の爲に支出することが出来ない。

合衆國陸軍の軍政に關する概括的規則は軍律に含まれて居る。海軍も亦國會の制定せる一般的規程を持つ。海員隊は海軍の一部である。空軍は陸軍と海軍に屬する。是等の規則は軍法として知らるる法律の部門をなし軍法會議に依つて管理される。軍法は戒嚴令法とは斷然區別される可きものである。前者は陸海軍に服務する者にのみ適用され、後者は戒嚴令法の布かれた地域内の普通人にも適用する。

戒嚴令法が宣言されれば普通法及普通の裁判所は無力となり彼等に換ふるに軍事當局が發し且つ適用する處の規定を以てせられる。戒嚴令法は國會或は國會が開會中に非ざる時は總

司令官なる大統領に依つて國中の随時いづれの地方にも布かれ得る。一州内に在つては當該州法の規定の下に知事に依つて宣言される。戒嚴令法の設定は戦時に限られない、騒動或は其の他重大なる不秩序等必然に警察を援助する軍隊の必要を伴ふ場合に宣言される。

**條文**「合衆國の法律を執行し内亂を鎮定し及び外寇を防ぐ爲に民兵召集に關する規定を設くること。」

獨立戦争には民兵が戦つて勝つた。なんとなれば當時植民地の管制下にある正規軍がなかつたからである。植民地が州となつた時彼等は民兵組織を持続した、そして憲法制定者等は市民軍勢が涵養助長されることを恐れた。彼等の信念はその中の一人が言明せる如く善く組織せられた民兵が「常備軍に代はる唯一の者であり又其れに對抗する最も可能なる保障である」と言ふことであつた。

故に憲法は各州が其自身の民兵或は國民軍を維持することを當然とした。平時には此の民兵は州軍の司令官たる知事の管理下に在る、然し國政府は三の目的の爲に民兵を召集する事が出来る。其の第一は聯邦法を強行する爲、第二は不秩序を鎮定する爲、第三は外國軍の

侵略を撃退する爲であつた。故に斯の如きものである民兵は合衆國外にて用ひらる可きでないことが明かに意圖されたわけである。

然し國會は外國の戦にまでも州軍を用ひる方法を發見した。一九一六年の國防法は「國會が正規軍より多く軍隊を用ゐることを認可する場合大統領は州軍の一部或は全部を合衆國の軍務に選抜し」得と規定して居る。換言すれば合衆國の正規軍を補ふ爲に必要なる時は諸州の民兵は大統領に依つて「聯邦化」され得る。民兵が國家的服務に徴さるゝ時は其れは州より聯邦の支配に移る。其のメンバーは民兵たることを止め聯邦軍となる。さうすれば彼等は何處にても派遣される。國防法の此の規定に従つて合衆國が世界戦争に参加せる時、州の民兵を聯邦化し種々なる國軍分隊がフランスに派遣された。

**條文**「民兵を組織し武装し及び之を訓練する爲に必要な規定を設け合衆國の爲に勤務する民兵を統御し並に民兵の士官を任命する權及び國會の規定したる方法に従て民兵を訓練する權を各州に留保する爲め必要な規定を設くること。」

平時に於て諸州の民兵は各別箇の監督の下に在る。憲法は國會が常に民兵を「組織し武装

し訓練する」責任を取ることを規定するが、士官の任命及實際的訓練は諸州の手に委ねて居る。然し訓練の方法は國會に依つて規定され得る。此の權能の分割は有効なる民兵組織を助けない、然し其の存する理由は憲法制定の當時存在せる地方的愛國心に見出される。諸州は彼等の軍事的特權を警戒しそれに就いての支配權が完全に國政府に移ることを寛恕し得なかつたのであらう。

條文「國會の承諾及び特定の州の讓與に依て合衆國政府の直轄地となりたる地方（十平方哩を超過せず）に於て絶對に立法權を行使し」

國の首都の問題は一七八七年の大會に幾分かの困難をもたらした。此の名譽を切望せる州が若干ある中に有名なのはリッチモンド、フィラデルフィア、ニューヨーク及ボストンであつた。憲法制定者等は地方的反感を増すことを恐れて彼等の中何れとも決めやうとしなかつた。彼等は其の選擇を國會の將來の決定に委ねた。然し國會は國政府の首都として全然新しき市を樹立するだらうと考へられ、其の場合には該新都市が全然國の支配下に置かれることが望ましいと思はれた。此の故に州の管轄權外に立つ可き聯邦の地方に關する此の規定が生

じたのである。

憲法の實施直後メユライランド州は國政府にポトマック河の片岸にある地方を讓渡し、又ヴァージニア州も向ひ岸にある幾分廣き地域を與へた。爾餘の地方はコロンビア區と指名された。正式に言ふならばウォシントン市なるものは無い。其處の唯一の地方政府はコロンビア區である。市長なく市參事會員無く評議員或は市理事者無くして、只合衆國大統領が任命する三名のコロンビア區委員に依つて治められて居る。同區のすべての立法は國會がする。國政府は同區地方政治費の約半分を負擔する。

故にコロンビア區の住民は完全に選舉權を奪はれて居る。同區には上院議員も下院議員も無きが故に大統領選舉者をも割り宛てられて居ない。同様に知事も立法部も無い。従つて同區住民は如何なる選舉にも投票しない。彼等は收入税、相續税及不動産税を支拂ふが、國州町のいづれを問はず政治の團體に代表を送らない。

條文「及び城砦、武庫、造兵廠、乾燥船渠其の他必要なる建造物を設くる爲に州議會の承諾を経て買收したる地方に同一の權を行使すること。」

國政府は國の諸所に城砦、屯營、海軍工廠、燈臺、乾船渠郵便局、税關及其他聯邦の營造物建築の爲に土地を獲得した。斯の如き財産に對して國會はすべてあらゆる事柄について絶對的の立法權を行爲する。該土地或は建物の所在する州の立法權は國政府の此の財産にまでは及ばない。斯の如き財産は州の課税を受けず、又州は國政府の目的の適當なる履行に一致せざる制限を其れに及ぼすことが出来ぬ。然し如何なる財産も州立立法部の承諾なくしては何れの州にても購入され得ないことを指摘せねばならぬ。

**條文**「前記諸種の權利及び憲法に依り合衆國政府各省又は各省の官吏に委任せられたる權利を行使するに必要且つ適當なる法律を設くること。」

是は憲法の「附隨權」條項として知られて居る。其れは何等新らしき權利は附與せぬが前記のすべての權力に伸縮性を與へる。自由解釋說に基礎を與へることに依つて其れは國會權をして新情勢の要求に従つて擴大せしめた。

國政府の判然たる權力は自然に行はるゝものではない。例へば憲法は國會に郵便局を設立する權力を附與して居る。然し法律が其の敷地、責任者、取扱郵便物の種類、郵便料金の率

及其の他非常に多くのことを決定する。斯の如き法律無くしては郵便事務は働き得なかつた。

要するに國會權が施行さるゝは法律に依つてである。かるが故に事を行ふ權力は其れに附隨する法律を作る權力を伴ふと斷定し得たであらう。然し此の事に關して異見を起らしめぬ爲に此の「附隨權」條項が挿入されたのである。大審院は其れを自由に解釋して國會に權力遂行の方法に關して廣範圍の選擇權を與へた。

自由解釋主義はマックロウ對メリランドの事件に於て大審院長ジョン・マーシャルに依つて良く述べられた。其れは次の如くである。「目的を正義ならしめよ、其れを憲法の範圍内たらしめ、よさうすれば適當なるすべて方法、目的に明かに適合せる方法及禁止されざるのみならず憲法の文字及精神に一致するものは憲法的である」と。

今日聯邦政府が遂行する最も重要な機能のあるものは其の基礎を附隨權に置くのである。例へば國立銀行を設立し管理する權利は明示された權力ではない。憲法は銀行或は銀行業に關して何等言及して居ない。銀行樹立の國會權は合衆國の信用に依つて國債を起す可き明

白なる権力の中に附隨「或は少くとも大審院に依つて附隨」すると「判決」された。世界大戦中幾日かを「肉無し日」と指定する國政府の権能は憲法の何處にも明示されて居ない。然し其れは「軍隊を起し維持する」権能の中に附隨する。つまり設立する権能には維持する権能が伴なふ。規定する権能には規定機關設立の権力が伴なふ。表明されたる目的を獲得する権能には「其の目的に明かに適合せる」如何なる手段をも用ゐる権能を伴なふ。

是等第一章第八條の十八項は國會に十分なる権能を與へるであらうか。附隨權條項が與へる擴張の豫地にも拘らず時の經過は憲法制定者等が國會に多すぎるよりも寧ろ少な過ぎる権能を與へたことを示した。彼等は實業社團の特許小兒労働の僱庸、劃一離婚法、諸州に於ける外人の權利、黑人の保護等に關して劃一的規則を設ける権力を包含したかも知れぬ。國憲法が今日制定されたとしたならば我等は恐らく既に現存するものに加ふるに是等の事柄に關する國會權を與へたであらう。

**條文**「第九條 現存する各州が適當と認めたる外國人の入國に付ては一八〇八年以前に限り國會は其の入國を禁止することを得ず、但し國會は一人に付十弗以内の入國税を課する

ことを得。」

此の條は奴隸なる言葉を用ゐることを避けては居るが奴隸に關する妥協を體現して居る。「黑人奴隸」なる言葉の代りに其れは「現存する各州が適當と認めたる外國人」と言ふ方を選んで居る。國會は外國との通商を取締る權を與へられた。そして南部諸州から來て憲法大會に出席せるメンバー等は此の権力が國會に依つて用ゐられて爾後アフリカから黑人を輸入することが禁ぜられはせぬかと恐れた。自然彼等は通商權がその様に解釋されぬことを欲した。然るに北部諸州より來れる代表の多くは此の輸入の停止方を欲した。妥協として可決されたことは國會は二十年間黑人奴隸の輸入に干渉せず、只其の間購入された一黑人奴隸に對して十弗を超過せざる輸入税を課し得と云ふのであつた。國會は此の妥協の條件を文字通り尊重した、然し直ちに一人當り十弗の最高税を課した。そして一八〇八年には輸入を絶對に禁止した。爾後一人も合衆國に輸入されなかつた。一八〇八年より内亂に至る迄の奴隸制度の擴大は既に合衆國に居た奴隸人口の自然増加に依るのであつた。

**條文**「人身保護に關する特權は内亂、外寇に際し公安維持の必要上止むを得ざる場合の外之

を停止することを得ず。』

九六

一二一五年にジョン王より強要せられたる自由勅許状の中には「自由人は逮捕或は收監さるゝ事なく土地を逐はれず、追放されず或はその他如何なる方法にても惱ませられることなし、又我等は彼を襲ふことなく又彼の貴族の法律的なる判断或は國法に依るに非ざれば彼に言ひ送らざる可し」と云ふ規定があつた。ジョン王は此の約束をなし、彼の後繼者の中數人は其れを確認した。然し其の約束は始終は守られなかつた、何となれば自由民が王の命令と云つて投獄された場合放免され得る裁判手續がなかつたからである。チャールズ二世（一六七九年）の治世に至る迄人身保護令狀の通過に依つて市民の權利が有効にされなかつた。此の章は不當に抑留されたと感ずる者に裁判所に令狀を歎願することを得せしめた。此の令狀が發せられれば典獄或は其他在監人の管理者をして彼を裁判所に出廷せしめ拘留の適當なる理由を見せしめる、そして其れに失敗した場合裁判所は在監人の釋放を命ずる様に委任されて居る。

斯くて人身保護令狀は英國に於て權利の濫用に對する一の保護物となつた。然し不幸にも

當局は同令狀の特權を一時的に停止する特別法を通過せしむるやう議會を説得する方法を發達せしめた。アメリカ憲法の制定者等は國會が同じ習慣に陥ることを恐れ叛亂或は外寇の場合の外停止され得ずとの規定を挿入した。

然し寧ろ不思議なことには彼等は誰が停止權を持つ可きや國會或は大統領のいづれとも明示しなかつた。リンカーン大統領は内亂中に其の規定が彼に令狀停止權ありとするものと解釋した、然し大審院は彼と意見を異にし國會のみがその權能を持つと判決した。其處で國會は残りの内亂中大統領がその好ましいと思ふ時に同令狀を停止し得る權能を認めた。

條文「公權剝奪法案又は遡及法律案は之を通過することを得ず」

公權剝奪法案は裁判審問を経ずして刑罰を科する立法的法案である。公權剝奪法案は英國にて發明せられ此の種の最初の法案は一四五九年に議會に依つて通過された。彼等は議會或は王の支配下にある時王の不機嫌を招いた人を免かれる容易な方法を與へるが故にテューダー及ステュアートの時代に全く人氣があつた。何となれば議會或は議會を支配下に於ける王の不機嫌を招いた者を除く安易な方法を與ふるが故であつた。公權剝奪法案に依つて人を罪

する爲には明確なる告發をなし或は審問して彼の辯護を聞く必要さへない。公權剝奪法案は被告が國の敵であると述べ死刑に處すとか或は彼の財産を沒收すとか規定して議會に提出された丈けであつた。

人々は屢々チャールズ一世の顧問なるストラフォードの伯爵トーマス・ウエントウアースの場合の如く陪審員或は彈劾手續に依つては斷罪され得可くもなかつた時に公權剝奪法案に依つて處罰されたのである。此の時下院議院はストラフォードを彈劾に依つて上院に引出したが、罪證が輕微にして放免されると見て取るや、該彈劾は引込められて是に代ふるに公權剝奪法案を以てせられた。公權剝奪法案はストラフォードに辯明の爲出席する機會を與へず兩院を過通して了つた。其れは次いで王の裁可を與へられ彼は刑を執行された。

此の手續の不正なることはアメリカ憲法を制定せる人々の心に明瞭であつた。其處で彼等はすべて斯した法案を絶對禁止する條項を同憲法中に書き入れたのである。従つて合衆國には合法的に人に刑罰を課する二方法があるのみである、即ち（軍法會議を含む）正規の裁判所の判決に依る法か、或は彈劾に依る斷罪かである。

遡及法律案も亦禁止されて居る。然し之はすべて既往に遡る法律が憲法違反であるとの謂ではない。法律は憲法上の意義に於ける遡及とならずに既往に遡り過去の事實に亘ることが出来る。例へば關係者一同に有利となる様遡及的に作用する法律は遡及法律ではない。禁止は刑法にのみ適用するものであるが、此の場合にも被告に有利に作用する法律の妨げとなる。久しき以前に大審院は遡及法律の内容に關する正確な定義を下した。其の中に含まれるものは裁判所の言に依れば、「法律の制定以前に行はれ、其の行はれた當時無罪なりし行爲を有罪として是を罰するすべての法律、犯罪をその行はれた當時の觀念より重きもの或は大なるものとさせるすべての法律、刑罰を代へて犯行の當時の犯罪に附加せられたる法律の定むるより大なる刑罰を課するすべての法律及證據に關する法律上の規則を變更し犯罪者を罰する爲に犯行の當時の法律が要求するより少なき或は異なる證據の求めるすべての法律」である。斯うした法律のみが遡及法律である。

條文「人頭税其他直接税は從來の規定に依り人口又は計算に比例するにあらざれば之を賦課徴收するを得ず。」

人頭税（キャピテーション・タックス）はポール・タックスとして寧ろ知られて居る。直接税の唯一他の形式は土地税である。大審院の判決に依ればすべての他の税は間接であり故に此の規定に従つて諸州の間に分配する可き必要がない。人頭税は其の性質上人口に比例して課せられる。然し土地税は自然其の範圍或は査定價格に課され土地に住む人口に依るのでは無い。然るに憲法の此の規定は國會が土地に課税する場合人口に比例して諸州に課税して範圍或は査定價格に従ふ可きでないことを明かに要求して居る。たとへば國會が土地に課税する場合ロウド・アイランドはモンターナに比して百分の一丈土地に於て少なきにも拘らず人口が多きに依りより多くを納む可きことを規定せねばならぬ。

一八九四年に國會は収入税法を通過して原因の何たるを問はず四百弗以上の収入税に對し二バンセントの税を課した。此の法律は他の原因よりの収入と共に土地の収入に對して課税せりとの理由に依つて直ちに攻撃を受けた。そして土地よりの収入に課された税なるが故に土地其の者に課された税と等しく換言すれば分配する可き直接税であつた。大審院は此の争點を支持し右法律を非違とした。然し此の事は一九一三年修正第十六章の採用に依つて遂に

整理された。同修正の規定に依れば國會は因つて來る収入の種類の如何を問はず諸州間の配分によらず人口調査に關係せず課税徴集する權能を持つ可しと規定して居る。

條文「他州に輸出したる物品には課税せず」

此の禁止條項は合衆國內の一州より他州或は合衆國の一部より外國に輸出さるるすべての物品に適用される。對外輸出品の課税に關しては南部諸州への讓歩として挿入されたのである。彼等は國會が輸出の課税權を與へられた場合直ちに綿花、タバコ、其の他南部に栽培された重要産物等多くヨーロッパに輸出された者に輸出品税を課するだらうと恐れた。是は南部諸州の貿易を妨害するであらう。

此の輸出品税禁止は或る點に於て不幸であつた。其れは國の自然資源の缺乏を助長した。國會は例へば輸出品税を課することに依つて木材の輸出を阻むことが出来なかつた。加ふるに其れは時に収入として實益あることを證明し得る者をも國會から取り上げて了つた。たとへば世界大戰の初期に武器輸出税の如きは大なる収入を齎したであらうし其れはヨーロッパの交戦國に依つて支拂はれたであらう、然し此の憲法規定が妨げとなつた。



三十年前國會はフィリッピン諸島及ポルトリコより合衆國に輸入さるゝ者に課税し得るや否やの疑議を生じた。斯の如き輸入品税は實際フィリッピン嶼島及ポルトリコよりの輸出品に對する課税となつたであらう。大審院は「一州よりの輸出品」なる言葉が島嶼屬領からの輸出を含まぬことを判決した。

**條文**「一州の港津は通商又は歳入の規定に依り他州の港津と異なる特惠を受くることなし又一州に向ひ或は一州を出でたる船舶は他州の港津に入りて入港を届け、出港免狀を受け關税を支拂はしめらるゝ等のことなし。」

此の規定は植民地聯合時代諸州が彼等自身の港の爲に通商を獲得しやうと争ひ他州より來れる船舶に差別的規定を設けることにあくせくした時起つた面倒に直接原因して居る。此の競争が減ぜられ、港規定が大西洋海岸を通じて劃一的ならしめられることが最も好ましいと考へられた。此の理由の爲に對外並に州間貿易を規定する權が國會に與へられたが、又國會が偏頗を示し或港を興らしめる爲に他港を犠牲とする危険ありと感ぜられた。此の故にすべての港は平等に取扱はる可しとの此の規定が出來たのである。

**條文**「法律の規定する經費によるにあらざれば國庫より金錢を受取ることを得ず、國庫金に

關する收入支出の計算は時々之を公表す。」

此の規定は英國議會史の與ふる他の教訓を具現した。英國議會にては久しき鬭争の後に王は以前の充用無くして公金を支出し得ざることが原則として樹立された。豫算案は國會に依つて通過せられ他の法案同様に大統領の署名を必要として居る。通過され署名された後は彼等は法律として強制力を持つのである。

新國家豫算制度樹立以來國會が豫算を立てる方法は次の如くである。毎年大統領に任命されてなる役員たる豫算長が諸省長官（國務長官軍務長官等）並に諸委員（州間通商委員、聯邦貿易委員、文官事務委員等）に次の會計年度豫算を提出せしめる。其の間に大藏長官は關稅收入税その他すべて歳入の現存根源より來る政府收入の見積りをなす。此の資料が得られた時國豫算として知らるゝ精細な書物に現はされ大統領に提出される。大統領は彼が適當と考へる變更をなせる後其れに彼の推薦狀を添えて下院に送る。其處で恐らく下院にて最も重要な一委員會たる豫算委員會に委ねられる。次いで豫算委員會は公會の席上にて各項

目毎に論駁する。此等の會には省長官及局長等と呼ば出して回答を求めることが出来る。委員會が其の仕事を終了した時正式の豫算案となつて全院に報告せられる。其處で討論修正が行はれ上院に送られて同様の手續を経過する。遂に上院を通過すれば大統領に提出せられ大統領は其れを署名或は否認する。然し大統領は既に指摘せるが如く全體としての同議案を採用或は拒否せねばならぬ。彼は其の項目を否認して他を通過せしめると云ふわけには行かぬ。

**條文**「合衆國は貴族の稱號を認許せず、合衆國政府の下に奉職する者は國會の承諾を得るにあらざれば外國の君主、主長又は外國より何等の贈與、報酬官職又は稱號を受くるを得ず。」

聯合規約にも幾分是とほゞ同様なる規定があつた。それは貴族の稱號が共和政府の主義と一致せずとの感じに依つて指揮されたのである。或る植民地特許狀就中一六三二年にバルティモア卿に對して發せられたものの如きは斯かる名稱の授與を認可した、然し其等に對する一般の反感の爲に一度も授與されることがなかつた。此の禁止は官職にある者にのみ適用されるものにして通常市民を含めぬことが注意されるのであらう。外國の貴族の稱號を受くる

アメリカの市民は其れに依つて彼の市民權を失はない。そして官職にある人々の場合に於てすらも該禁止は國會が其の承諾を興へる場合に適用せぬことは多く例のあつた處である。例へば世界戦争中多くの裝飾メダル、十字勳章、及其他の徽章が聯合國たる外國政府に依つてアメリカの文武官に與へられた。國會は斯くの如き名譽を享受することに承諾を與へた。然し、國會は決して官職保有者が、外國政府から貴族の稱號を受くることを許可しなかつた。

百年餘り以前國會は外國の名譽を受くることに對する規則を擴張する目的を以て憲法修正を通過し之を諸州に提出した。此の提案された修正は外國政府から貴族の稱號、或は獎勵金或は官職等何れの贈呈品にても是を受くる者は合衆國の市民たることを失ひ將來官職に就き得ずと云ふことを規定した。其れは多くの州に依つて批准されたが所要の四分の三を獲得するに失敗した。

**條文**「第十條各州は外國と條約を締結し同盟を爲し聯合を結ぶことを得ず。」

憲法は條約締結權を完全に國政府の管轄權内におさめやうと意圖して居る。誰でも若し四

十八州のいづれもが外國と條約を締結し同盟を爲し得るとすれば如何に重大なる國際的紛糾の危険性があるかを感知し得るであらう。内亂の始めに南部諸州は聯合を結び北部諸州は是を憲法の違反であると宣言し又南部諸州は是に答へて彼等は既に聯邦を脱退したるが故に聯合を結ぶ以前に憲法から解放されたのであると言つた。

**條文**「又海上捕獲狀及び報復狀を下附し」

此の權利が國政府に禁止されていないことは思ひ出されるであらう。獨立戰爭の初期の頃或る州は私掠船に對して海上捕獲狀及報復狀を下附して英國商船を掠奪することを許した。然し彼等の所業の價値は幾分疑問であつた。

**條文**「貨幣を鑄造し信用證券を發行し負債を償却する爲に金銀貨以外のものを法貨とし。」

國政府は明かに貨幣鑄造權を與へられ此の權利を絶對的ならしむる爲に諸州は其の行使を禁止されたのである。彼等は又いかなる種類の紙幣をも發行することを禁止されて居る。此の禁止は革命戰中及其の直後の同國の經驗の結果であつた。此の間同國は相場の下落した州貨の爲に輾轉した。其のある者は額面の僅かに一部の價値あるに過ぎず發行州外では絶對に

流通しなかつた。ニューヨーク紙幣はニュージャージー州に通用せず同じことがニュージャージー州の紙幣についても言へる。故に貿易に及ぼす損害は大きかつた。ジェームス・マデysonは此の紙幣の「有害なる結果」に就いて語り憲法の制定者等は其れを避けやうと決心した。

然し諸州は信用證券或は紙幣を州の名を以つて發行することは出来ぬが彼等は州銀行を設立し該銀行に紙幣發行の權を與へた。是を彼等は一八六三年以前に大規模に行つた。全國に亘つて州立の銀行券發行銀行があつた。然し同年國會は國立銀行法を通過して州銀行の發行せるすべての紙幣の額面に對して年十パーセントの消費税を課した。此のことが實際上是等の紙幣の存在を消し、一八六三年以來すべての紙幣は直接或は國政府の監督下に在る國立銀行及聯邦貯蓄銀行等の銀行を通して間接に國政府の權威に依つて發行された。「信用證券」なる言葉は流通する可き紙幣を謂ふものと主張され負債の手段に過ぎぬ負債證書或は州大藏省證券を含まぬ。

法貨とは債權者が負債の支拂として受けとる可き通貨に適用さるる語である。國會は法貨

たる可きものを決定する完全なる権能を持つ、然し諸州はその境界内にて金銀貨以外を法貨とすることを禁ぜられて居る。

**條文**「公權剝奪法又は遡及法律其他契約上の義務を減免する法律を制定し。」

前記の二禁止は國會に依つて課されたと同様の禁止を繰返して居る。然し第三の禁止即ち契約上の義務を損ふ法律の制定を禁止する者は州立法部に適用するものにして國會には適用しない。

契約とは二名以上の當事者間にて締結さるる協定にして法律に依つて強制さるるものである。契約の締結はそれを爲す當事者間に義務を構成しそれも通常兩者に義務を課することになる。州立法部は契約成立後に其等の義務を損ふ如き法律を通過することが出来ない。換言すれば締結の當時有効なる契約は州立法部或は條令或は市郡或は町の細則に依つて無効とされ或は傷けられることが出来ぬ。此の契約義務の神聖は州自體並に社團或は個人たる市民が作れる契約に適用する。

此の條約の下に起つた最も著名なる論争の一は一八一九年に大審院に提出された所謂ダ

トマウスカレッツチ事件であつた。グートマウスカレッツチはニュー・ハンプシア州との間の契約を含蓄する特許状を持つて居た。處がニュー・ハンプシア立法部はカレッツチ當局の意思に反して此の特許状を變更しやうとした。ダートマウス出身のダニエル・ウエプスターは事件を合衆國大審院に持出しニュー・ハンプシア法の違憲なることの有名なる訴へをなした。大審院の見解は彼に一致シカレッツチの特許状が州立法部の廢止し或は損ふ可き權能なき契約なることを判決した。

然し此の判決の意味はカレッツチ或は他の社團が今特許状を受けるとすればその特許状の規定は今後決して廢止又は變更さるるを得ないと言ふのではない。州立法部は是等の特許状を許可するに當つて意の儘に廢止し得るものとなすことが出来る。そしてそれを何時にても立法部の意の儘に變更なし得との明白なる條件に依らずして特許状を發行し得ずと規定する一般方法に依つてすべての州がなした處である。更に市郡及町の如き公共社團の特許状は如何なる意味にても契約にあらず又嘗て決してさうでなかつた。

**條文**「若しくは人民に貴族の稱號を與ふることを得ず。」

茲にも亦既に國會に課された禁止が州に對しても課されて居る。然し此の禁止は州役員が外國から貴族の稱號或は年金或は勳章を受くる妨げとはならぬ。いづれの州にても其の欲する儘に其の役員が收受するのを許可することが出来る。然し大部分は自身の州憲法の條件に依つて是を禁止した。

**條文**「各州は國會の承諾を得ずして海關監視法を執行する爲に必要なものの外輸入品又は輸出品に税を賦課することを得ず、其の各州が輸出入品に賦課したる租税純収入は國庫の用途に充當す、國會は海關監視等に關する法律を制定し之を制限するの權を有す。」

此の規定は對外並に州間通商を監督する國會權を補ふ意圖の下に出でて居る。其れは諸州が國會の承諾を與へられざる限り州間輸出入品に外國に適用する關税を設けることを禁止して居る。國會は嘗て斯の如き承諾を與へたことがない。其れは關税設定權を全く自己の管轄權内に掌握して來た。然るに諸州は其の檢閲法の強制と關聯する支出を支辨する手段として出入の貨物（たとへば果物或は肉の如き）に手数料を課することが出来る。然し此の税が檢關の實費より多くなる時は剩餘は合衆國大藏省に納入されねばならぬ。そして如何なる場合

にも國會は輸出入品に檢閲手数料を課する「修正監督する」權を持つ。

**條文**「各州は國會の承諾を経ずして噸税を賦課し平時に於て軍隊又は軍艦を貯へ他州又は外國と條約を結び其他外寇又は危険切迫して遲滯を許さざる場合の外戰爭に従事することを得ず。」

噸税とは船舶の容量と運搬能力に課する税である。諸州は自港を出入する船舶の噸税を課して輸出入品税に關する禁止を侵かすかも知れぬことを見越された。それで國會の承諾に依らぬ噸税に對する此の保障が出來たのである。

軍隊を貯へる言葉は勿論維持することを憲法に依つて認められて居る正規の民兵を含むことを意圖して居ない。其れは常備軍を構成する正規の軍隊の謂であり國の守備兵或は警察部を含まぬ。

何れの州も自身の海軍を持つことが出來ぬ。海岸州の或る者は彼等の商航學校と關聯して訓練目的の爲の武装船舶を貯へることを許可され屢々國政府は此の目的の爲に合衆國の舊式海軍船舶を供給した。然し正規の戦艦を州は決して貯へることが出來ぬ。

州は他州又は外國に對して戰爭宣言を發することが出來ぬ。又外寇を受け或は外寇の危險に瀕するに非ざれば戰爭行爲をなし或は戰をなすことが出來ぬ。すべて是等州に課された禁止は既に聯邦政府に與へられた權力を補強する意圖を持つて居なかつた。

## 第四章

條文「第一條國の行政權は大統領之を掌握す。」

聯合規約は行政長官の規定を含まなかつた。聯合國會は其の議長を選んだ。然し其の議長は正規の行政權を持たなかつた。行政は國會自體或は其の委員會或は時々其の目的の爲に指名された役員に依つて行はれた。然し此の姑息な組織は不満足と判り憲法制定者等は新政府に強き唯一の行政官の必要なるを感じた。加ふるにアメリカにてはすべての州が州憲法の下に知事を置いた點に於て一人の行政官の事實上の善き先例があつた。一七八七年の憲法大會にて少數の代表が二名若しくは二名以上の複數的行政官を國政府の頭とすることを賛成し

た、然しジェームス・マディソンは複數行政官が常に失敗に歸したことを歴史を引用して證明した。そして遂に大會は合衆國大統領として知らるる唯一の行政官を置くことに満場一致した。複數行政官を持つ國は今日唯スイス丈けである。

條文「彼の任期を四ケ年とし」

四ケ年任期制は相當の討論の末に採用された。アレキザンダー・ハミルトンは終身任期を選ぶ旨を表明し他の種々なる代表は二年より十二年までの間の任期に賛成であつた。最初大會は七年任期に賛成し大統領は再選せらるゝことなしとの規定を附した、然し是は後に再考され任期は四年とされ再選否認の但書は消除された。

討論は此の變更の理由を明かにしなかつた。大會は此の問題を單に再審議委員會に委ね此の委員會が満場一致して四年任期制を良しとして報告したのである。其の報告は大した議論も無く採用された。

此の憲法に依つて大統領は無制限に再選されることになつて居るが然し第三回任期は慣例に依つて禁止された。ウォシントンが第三回目を拒否せることに依つて此の慣例を開いたの

である。實に彼は第二任期を勤めることに反対して説得されたのである。ウォシントンの第三任期反対には原則上の理由が無かつた。彼は理由として「老年」の故を以てした。トーマス・マデイソンも亦第三任期を拒絶したが、その理由は彼の弟子たるジェームス・マデイソンの選挙を主張したのである。グラント將軍は出来得べくんば第三任期を受けたであらう。然し共和黨全國大會は一八八〇年彼に第三回の指名を與へることを拒んだ。クローリツヂ大統領が第三の立候補を拒否したのは近來新しき力を慣例に與へたものである。

條文『そして同じ任期を持つ副大統領と共に』

副大統領の職は決して憲法制定者の希望を充たさなかつた。彼等は其の職が威嚴あり嚴肅なものであり、其の職にある者は選挙者に衆望あること只大統領に繼ぎ次の選挙に於て大統領職と相並ぶ者である可きを意圖した。故に彼等は大統領選挙團體に於て最も多數の投票を得る候補者が大統領たる可きこと、及同團體にて次點數を受くる者が副大統領たる可きことを規定した。不幸にも同數投票の場合に起る可きことに就いては言及せられず、ジェツファソンとバー（大統領及副大統領候補者）の兩者が同數の選挙投票を得たる一八〇四年の選

挙には重大なる不幸が辛うじて避けられた。國會はジェツファソンに味方して同數投票を破つて問題を解決した。斯の如き行詰りが再發するを防ぐ爲に憲法修正（第十二）は選挙者等が大統領及副大統領に對して別々に投票す可きことを規定した。

共和體設立の初期には副大統領を次期選挙に昇進せしむる慣しがあつた。これはジョン・アダムス及トーマス・ジェファソンの時に起つたが爾來其の事は振り棄てられた。其の代りに内閣の顯著なるメンバー普通は國務長官を大統領に指名する習慣が起つた。マデイソン及モンロウは此の路を経て昇進したのである、然しアンドリュウ・ジャクソンが其の先例を毀ち一八二八年以來大統領昇進の確たる規則は無くなつた。又副大統領候補の選擇に關する規則も無い。彼等は只「投票紙に力を置く」爲に用ゐられる。つまり全國黨大會は其の大統領候補を指名せる後副大統領候補として該投票紙の首席が缺く力を補ふ可き人、國の他の地方或は黨の他の派より異なる型の者を見出さうと努める。

條文『次の方法に依て舉選せらる。各州は州會の規定する方法に従ひ、各州より國會に選出する兩院議員と同數の選挙人を選す。』

大統領及副大統領選舉の方法は憲法制定者等が解決せねばならなかつた。最も困難なる問題の一であつた。繰り返し彼等は此の問題を討論し、延期し、決定し、又再考した。少くとも十二の異なる方法が提案された。大會中の數人は大統領が人民投票に依つて選舉せらる可きことを希望した。或る者は大統領が全州の知事の同席に依つて選舉せらる可きことを主張した。然し是は多くの支持を得なかつた。代表の大部分は大統領が國會の兩院の共同會議に依つて選舉せらる可きことに賛成し、此の案が一時採用された。然しマディソンは此の選舉方法が大統領をして國會に依存せしむる結果となり斯くて抑制及均衡の制度を破壊するに至ると指摘した。其處で問題が再開せられ遂に全く異なる方法に決定を見た。即ち選舉團體の機關に依る間接選舉の手段に依ることであつた。

此の選舉人團體なる考へは恐らく州上院議員が選舉者を通じて選舉さるるメリイランドの例に暗示されたのであらう。兎に角大統領及副大統領を大統領選舉者に依つて選舉する方法は困難なる問題に一の解決即ち國會或は人民に直接關與せしめずして選舉せしむる方法を與へたことになる。

原憲法にも亦修正憲法にも國民が國の行政長官の選舉に直接關與せねばならぬと云ふ規定の無きことは注意されるであらう。憲法の關する限り諸州が選舉場に於ける大統領の選舉に人民參加を廢止するのに邪魔する何物もない。州立法部は若し欲するならば彼等自身で大統領選舉者を指名し、以て人民に關與せしめざる事が出来る、何となれば規定に依れば「各州は其の州立法部の命ずる方法に依つて（其大統領選舉者を）任命し得」とあるからである。勿論若し一州が斯の如き事を敢えてしたならば人民の大なる抗議が起るであらう。故にすべての州立法部は大統領選舉者が選舉場にて其の州の資格ある投票者に依つて選舉せらる可きことを命令した。

憲法に依れば各州の大統領選舉者の割合は其の上下兩院議員を合算することに依つて決定せられる。例へばネヴァアードン州は二名の上院議員と一名の下院議員を持ち従つて三名の大統領選舉者を持つ。ニューヨーク州は二名の上院議員と四十五名の國會議員を持つが故に其の大統領選舉者は四十七名である。大統領選舉團體の總數は五百三十一名である、即ち上院議員（九十六名）と國會議員（四百三十五名）との總數である。



實際上各州の大統領選挙者は政黨に依つて指名せられ各政黨が大統領選挙者の候補者名簿を作る。是のこの行はるるは州黨大會か或は豫選會に於てである。次いで大統領選挙の行はるる其年の十一月選挙に有資格投票者が是等政黨の候補者名簿のいづれかに彼等の投票を印すのである。投票紙は普通投票者が單に丁字形を記すことに依つて共和黨或は民主黨の欄に彼の選擇を表はし得る様に用意されて居る。斯くてニューヨーク州にては一つの十字形を以て共和黨或は民主黨の全四十七名の大統領選挙者に對する投票者の選擇の意志表示をなすことが出来る。故に嚴密に言ふならば大統領或は副大統領は十一月に選挙されるのではない。只大統領選挙者のみが此の時に選挙されるのである。大統領及副大統領の公定選挙は各自の州に集會して次に示す如き方法にて投票する是等の選挙者の手に依つて行はれる。

**條文**「但し兩院議員又は合衆國政府の下に奉職する人は選挙人となることを得ず。」

國會が大統領の選挙に關與せざることを決定したるが故に上下兩院議員が諸州に依つて大統領選挙者に選挙せられるまわり遠き方法にて同じ目的を達するを防ぐことが望ましいと考へられた。同じ禁止が合衆國のすべての官職保持者に適用せられ以て大統領が其の職に永つ

づきし得ないやうにさせられた。然るに州立法部議員及州の官職保持者等は被選挙資格あり屢々大統領選挙者となる。

**條文**「選挙人は各所屬の州に集會し、二人に對して投票を爲す、但し其一人は選挙人の所屬

する州の住民にあらざることを要す選挙人は投票せられたる人名及其の得點票を作成し、之に署名し證明及封緘を施し上院議長に宛てて合衆國の首府に送達すべし。上院議

長は上下兩院議員の面前に於て證明書を開封し投票を計算す。選挙人總數の過半數に達し最大多數を得たる人は大統領に當選す、若し他に選挙人の過半數に達し、同數の投票を得たる者あるとき、下院は直ちに投票を行ひ其一人を大統領に選挙す。

選挙人總數の過半數を得たる者一人も無き時は下院は其最高點を得たる者五人に付き投票を以て其一人を選挙す、但し此の場合に於ける投票は各州の代表を以てし其票數は各州一票宛とし其定足數は各州の代表者の三分の二に達し且つ州數の過半數を得ることを要す。何れの場合に於ても大統領選挙の後選挙人投票の最大多數を得たる者を副大統領に任ず、但し二人以上同數の投票を得たるときは上院は投票を以て其の一人を選挙す。」

前記の規定が括弧に挿入されて居るのは現今廢止されて居るからである。此の元の規定に依つて選舉された者はジョージ・ウォシントンとジョン・アダムスの二人あるのみである。然し若し諸氏が第十二修正を見らるるならば其の變更が外延的にあらざることを知らるるであらう。最も重要な變更は選舉人が大統領及副大統領を別々に選舉せしめる規定であり斯くて選舉者投票の最大多數を得たる者が大統領となり次點を得たる者が副大統領となる組織を廢止する點である。

憲法が公表せられ批准せらるる爲に一七八七年の秋に諸州に送らるるや誰でも大統領選舉者なる手段を用ゐる此の大統領の間接選舉方法を激賞した。實際是が批評を全然免かれた唯一の憲法規定であつた。「フェデラリスト」の著者は此の方法にては大統領職が殆ど間違ひなく最も高き型の人物に依つて充されるであらうと云ふ豫言をした。然るに全く不思議なことに此の非常に賞讃された規定が破れ修正を要した最初のものの一であつた。

**條文**『國會は大統領選舉人選舉の日時を定む、但し其日時は全國同一とす。』

是は無條件なる權力である。一八七二年に至るまで國會は大統領選舉人選舉の爲めの全國

を通じて同一の日時を定むる爲に此の規定を利用することをしなかつた。其れ迄各州各自の選舉日を定め種々なる選舉日が用ゐられた。が一八七二年の法令に依つて國會は各州の大統領選舉人選舉の日が隔四年毎の十一月第一月曜に次ぐ火曜日たること、及選舉人が選舉年の十二月第二水曜日後の最初の月曜日に各自の州にて集會すべきことを規定した。

**條文**『出生に因て合衆國の市民となり若くは此の憲法制定の當時現に合衆國の市民たるもの

の外大統領に選任さるるを得ず、年齢三十五歳以上に達し且つ十四ヶ年以上合衆國に住

居せざる者は大統領に選任さるるを得ず。』

憲法制定者等は新共和制體が或る不幸に依て不利益なる同盟に引込まれる不安に悩まされた。彼等は若し大統領職が出生に依る市民に限られたならば此の危險が減ぜられるだらうと考へた。故に彼等は此の要求を憲法に挿入したのである。然るに又彼等は合衆國領土内に生れざる者にして、大統領職を出生に依る市民に限る爲に除外さる可き信ずるに足る國民の指導者のあることも認識して居た。斯の如き指導者の中にジエームス・ウイルソン、ペンシルヴァニアのロバート・モリス、ニュージャージー州のウイリアム・バツタソン、ニューヨーク

ク州のアレキザンダー・ハミルトン等があつた。大會は是等の人々を除外するのに躊躇したのは特に彼等が大會議員として働いて居たからでもあつた。故に「此の憲法採用の當時合衆國の市民」たりし人の爲の除外條項が出来たのである。

副大統領の出生に依る市民たることに關して言及無きは注意されるであらう。是は手抜かりであつた。故に歸化市民が副大統領職に選舉され一七八八年より一八〇四年の間にて大統領職を繼承することを要求したとしたり不體裁な事態に立ち至つたであらう。後年此の手續は修正第十二章の最後の條項に依つて充された。

大統領職の年齢制限及十四年間以上住居せるものとの要求は大した困難も無く採用された。大會の或る者は財産資格を設けることに賛成であつたが是は當時或る州に猶就職條件としての財産資格の存住せる事實に照して驚くに價しない。然し彼等は少數であつた。住居に關する要件は人が事實上合衆國に十四年住居せることを意味するのでは無い、況して是等の十四年が彼の選舉の直前たる可きを要求するのでもない。彼が十四年間法律上の住人たるだけで十分である。

**條文**「大統領其職を去り死亡し任意に辭職し又は其職權職務を執行すること能はざるに至り

たるときは副大統領は之に代て大統領に就任す。國會は大統領及副大統領が退職、死亡又は辭職したる場合若くは故障の爲に其職務を執行することを能はざるに至りたる場合に於て如何なる官吏が大統領として行政を行ふかを法律を以て規定し得るものにして、かかる場合其官吏は故障の止む時まで若くは新に大統領が選舉さるるまで行政を行ふものとす。」

此の規定は非常に有用であつた。辭職した大統領は無かつたが六名まで其の職に在つて死亡した。憲法は副大統領が自ら大統領となるとは言はず只大統領の「職權及職責」が「副大統領の肩に懸る」とだけ言つて居る。其の意は副大統領が彼自身の地位を保持し只代理大統領として勤めることであるらしく思へる。然し大統領職を繼承せる初めての副大統領なる（一八四一年）のジョン・タイラーは大統領の職責と共にその職名をも引受け斯くて爾來繼續せられた慣習を作つた。

「該職の職權及職責遂行の無能力」は起り得る幾多の偶然事を表明する寧ろ漠とした表現

である。大統領が其の機能を遂行し得ずと誰が判定するのであらうか。さうした場合大統領が其の職責を遂行し得ざる理由に依つて其の職責を引き受けた副大統領は嘗て無い。一八八一年にガールフィールド大統領は病氣の故に數ヶ月間大統領の職責を果すことが出来なかつた。そして一九二〇年のウィルソン大統領においても恐らく同様であつた。然し何れの場合にも國家の仕事は繼續遂行された。

副大統領の外國會は繼承を決定する權能を持つて居るが一八八六年迄此の爲に條令を通過しなかつた。此の繼承令の規定に依れば大統領及副大統領の解職死去、辭職無能力等の場合内閣の資格ある人々がその地位の年長順に従つてつまり第一國務長官、次いで大藏長官、軍務長官等々と順に年少者たる勞働長官にまで及ぶ可しとされた。又此の規定に據れば若し斯かる行政長官の變更の場合に國會が開期中にあらざる時は直ちに臨時議會を召集しなければならぬ。

フランス共和國にては副大統領が無い。何となれば大統領は議會の兩院の共同會議にて選舉されるからである。空席を生じたる場合には是等の二院が直ちに召集されて新選舉を行は

ねばならぬ。其の間内閣が行政權を執行する。

**條文**「大統領は任期間一定の時期に俸給を受け其額は任期中増減することを得ず。」

國會は大統領の俸給を法律を以て決定する全權を持ち只彼の任期中に増減するを得ずとの規定に従はねばならぬ丈けである。大審院の判事は後に知らる通り在任中増俸はされ得るが減俸はされ得ない。國會議員は彼等の俸給に關して憲法制限を受けない。大統領の俸給に適用さるる收入稅率の増加が結果に於て減俸となり従つて前記の規定の違犯とはならぬかとの問題が起つた、然し此の問題は裁判所に依つて判決されなかつた。

大統領の俸給は第一期國會（一七八九年）に依つて年二萬五千弗と決定された。一八七三年迄同額であつたが國會は其の年に年五萬弗に増額された。一九〇九年に又増額されたが此の度は七萬五千弗となり旅費として更に二萬五千弗が支給された。

**條文**「且つ大統領は其任期中合衆國若くは州より其俸給以外の報酬を受くることを得ず。」

此の規定の目的は大統領が彼自身の州より補足的支給を受けぬことを明確にする爲であつた。アレキサンダー・ハミルトンの言に據れば「大統領は憲法の企圖する獨立を放棄するやう

な金銭的好餌を受取る」可きでない」と云ふにあつた。

**條文**「大統領は其職務を執行するに先だち左の宣誓又は誓言を爲すことを要す「余は余が誠實に合衆國の大統領たる職務を執行し余の能力を盡して合衆國の憲法を守護すべきことを嚴肅に宣誓（又は誓言）す」。

誓言の特權は宣誓することに對して良心的躊躇を感ずるやうな大統領の爲である。概して職務の宣誓（或は誓言）は一月廿日の就任式舉行の時大審院々長に依つて取り行はれる。然し副大統領が大統領職を繼ぐ時は當時副大統領の居る何處にても直ちに宣誓が行はれる。其れを取り行ふ者はその行はるゝ場所にて法律的資格を有する者ならば誰でもよい。クリッヅチ氏が大統領職を繼ぎたる時はニューハンプシア州ブリイマウスに於ける地方治安判事たりし彼の父の面前で職務の宣誓をした。

**條文**「第二條大統領は合衆國陸海軍の元帥にして其諸州の民兵が召集せられたるときは其總指揮官となる。」

總べての近代政府に在つて行政長官は武裝軍の名義上の元帥である。是は王制たると共和

制たるとに別なく事實である。斯の如き規定あるは政府の政治的部門が常に軍部に優越たる爲である。武裝軍は法律強制の最後の保障なるを以て彼等は法律強制權能の支配下に置かれなくてはならぬ。すべて是等のことは勿論行政長官が支配の直接權能を執行すると云ふ意味にはならぬ。合衆國大統領は斯の如き機能は陸軍長官及海軍長官に委ねる。彼等は又其の機能は陸海軍の高官に委ねる。然し大統領は隨意に是等の部下を支配することが出来る。彼は元帥としての彼の地位に依つて命令を出し改令することが出来る。陸海軍のすべての任命書は大統領の名を以て發せられ、只下級士官に發せられる者には普通彼の署名が無い。

**條文**「大統領は書面を以て行政部の長官より其管掌事務に關する意見を徵收し」

憲法は内閣に言及しない。憲法大會の記録中には憲法制定者等が内閣の組織を心に描いた事實を指示する者が無い。英國内閣は此の時未だ確たる一定の基礎の上に建つて居なかつた。未だ進化の途上にあつた。フィラデルフィアの討論にては大統領は革命以前の或る植民地に於けるが如き顧問會を與へらる可きだとの示唆もあつたが大會は此の示唆を斥けた。大會は行政部長官の存任をも規定せず只若し斯かる部が樹立された曉には大統領が此の各部長

官に各管轄事務に關して意見を求め得ることを規定する丈けに甘んじた。

一二八

最初の部は國務部にして其れは第一期國會（一七八九年）に依つて設立され一時外務部として知られた。間も無く出來たのが軍務部にして數週間後には大藏省及遞信省が出來た。是等四省の長官は大統領との會議に時々召集せられ集会的に内閣として知られた。一七八九年以後他の六省が設けられたので現今では正式の十省がありその長官が大統領の内閣を構成して居る。内閣は一週一回或は其れ以上集會する。其は憲法上の地位を持たぬが故に其の權限は全く顧問的である。内閣は何物をも決定せず自らの權限に依つて何物をも命じないが大統領を通して作用する。憲法及法律の關する限り大統領が内閣の勸告に依つて爲し得るものは何もない。然し彼は内閣の勸告なしには何もしないであらう。然し大統領が判斷力を信ずる人々を選択したのであるから自然是等の人々が行政々策の問題に關して彼に與ふる勸告に重きを置くであらう。多くは勿論大統領自身の氣質及能力に依る。彼が指導し或は指導もせられる。

條文『合衆國に對する犯罪の處罰を免除し若くは其刑罰の執行猶豫を許可するの權を有す。』

處刑猶豫は完全なる赦免に至らぬ寛大の處置、例へば宣告の延期或は宣告の一部分的減免である。一般的赦免は恩赦として知られ大統領の公布に依つて行はれる。例へば一八六八年にアンドリュウ・ジョンソン大統領は内亂中南部聯合を援けた人々に對して「無條件無保留」の一般的恩赦を公布した。次の條文に述ぶる如き只一の例外を除いて大統領の特免權は絶対にあり是非を問はれることが無い。然し其の範圍はコロンビア區裁判所、領土（アラスカ、ハワイの如き）及島嶼屬領（フィリッピン諸島、ポルト・リコ等）及運河地帯を含む聯邦裁判所にて課さるる刑罰のみに及ぶ。大統領は州裁判所にて有罪決定を受けた者を恩赦する權能を持たぬ。特免權は普通大統領が司法部の勸告に基いて執行するのである。

條文『但し彈劾の場合を除く。』

是は合衆國法律違犯に關する限り大統領の特免權に於ける唯一の例外である。合衆國上院が彈劾の判決を下し三分の二の票數が公吏の合衆國官職保有權を剝奪せる場合此の判決は公訴せられず如何なる權威を以てしても變更せらるるを得ない。此の彈劾に關する除外例の設けられたのは大統領自身及彼の直屬の部下が彈劾を受けることが有り得るからである。故に

一二九

此の保障が無くば彈劾にて有罪判決を受けた大統領は彼自身を恩赦し或は彈劾せられた部下を恩赦し在官せしむるかも知れぬ。是が英國で行はれた方法である。其處では王は彈劾に依つて上院にて有罪決定せられた寵愛の大臣に屢々特赦を出したものである。

條文「大統領は上院の建議及び承諾を以て條約を締結するを得、但し上院の建議及び承諾は出席議員の三分の二以上の決議を経ることを要す。」

條約は包括的な用語である。其の中には諸國間のすべての正式協定が含まれる。注意せらるる様に憲法は上院の「建議及承諾」の兩者を條約權の執行に不可缺の者として居る、然し實施上上院の建議は前以て徴せられない。條約の交渉は國務省が合衆國に代つて行ひ、稀には大統領自身が行ふ。是はウオシントン或は外國の首都にてアメリカ大使或は公使が國務省に代つて國務省の命令を受けて行ふ。條約の諸種規定が非公式に一致を見たる場合公式書類に現はされ關係諸國の外交代表に署名される。斯くて條約は上院に向つて承諾を求められる。上院は同條約を外交關係委員會に委任し同委員會が同條約の協賛、否認、或は修正或は保留附の批准をなすやうに推薦する。次いで上院が委員會の推薦に就いて投票す。若し出席上

院議員の三分の二が條約の協賛に賛成投票するならばそれは有効となり然らざる時は無効となる。

上院の批准せる條約は國法としての力を持ちすべての裁判所の判事は其の拘束を受ける。

然し其れは聯邦條令より大なる強制力を持たず二者相容れぬ時は新しき者が勝る。

然しすべての國際協定が條約ではない。諸國間の郵便料決定或は個々の市民の企錢上の權利の調停の如き常規の事柄に關する協定は行政協定として知られ上院に行かぬ。條約と行政協定との區別は必ずしも明かでなく條約の代りに行政協定に頼んで以て上院權を迂回し避ける試みが屢々なされた。

嚴密に言ふならば下院は條約とは何等關りが無い、然るに條約に効果を與へる爲には下院が行動することの實際上必要なる場合が起り得る。例へば條約の規定に依つて金錢が支拂はる可しとか或は貿易の互惠主義が合衆國によつて許可さるゝ場合下院の行動なくしては斯の如き協定の規定が履行せらるる方法が無い。何となれば下院の認可無くして大藏省から金を支出せられることなく下院の協賛無くして關稅法の變更がなされぬからである。

條文「大統領は指名の上、上院の建議及び承諾を以て大使、公使、領事、大審院の判事及び

其他任命に關し此處に規定なきも法律を以て規定する可き官吏を任命することを得。」

すべての重要な任命に於ける發議權は大統領に在る。最初の行動を起す者は彼である。

然し大統領が大使、閣僚或は大審院判事として誰かを任命せんと決定せる時彼は彼の提案なる被任命者の名を上院に送達して是認を求めねばならぬ。其れから上院は各指名を其れに適當せる委員會即ち其の地位の性質に従つて外交關係委員會或は司法委員會或は州間通商委員會に委ね此の委員會の報告を受け取つて後に其の指名に關して投票を行ふ。大統領が彼の閣僚として任命せる人物の場合上院は減多に是認を拒まない。その行はれた例は過去百年間に僅かに二件である。然し他のすべての任命に關しては上院は提案されたる任命の功過次第にて是認するも否認するに自由である。

然し實施上大統領の大多數の任命は猶豫無く是認される。是認には上院の單なる多數（三分の二投票までも無く）のみが要求されて居る。

是認に於ける上院の作用は屢々「上院の禮儀」として知らるる習慣に依つて左右される。

簡単に説明すれば是は郵便局長或は内國收入の徵收者の如き地方官の任命を其の被任命者が關係州選出の上院議員に不満足なる場合には是認を拒否する習慣である。但し是等の上院議員が大統領と同じ政黨に屬する場合であることは勿論である。或はもつと具體的に言ふならば共和黨大統領は先づペンシルヴェニア州出身の共和黨上院議員に相談することなくして誰かをフィラデルフィアの郵便局長に指名せぬものと考えられて居る。若しさうした場合他の共和黨上院議員はペンシルヴェニア出身の同僚に對する禮儀上是認を拒む義務があると考へる。上院の禮儀には消長があつた。時には大統領を殆ど完全に拘束する爲に是が強く行はれ及他の場合には行政長官が上院の禮儀なる規則に挑戦して其れにも拘らず彼の任命を押し通すことが出来た。

憲法は合衆國高等官の任命について規定すれ共解職の方法に就いては言及しない。官吏の解職には其の任命の際に是認せる上院の承諾が必要であらうか。否。聯邦史の初期に大統領は上院の賛成無くして解職する權を握り大審院も亦此の行爲を支持した。

條文「但し國會は法律を以て大統領自ら又は裁判所若くは行政長官等に各適當と認むる下級



官吏の任命権を委任することを得。』

一三四

數種の任命が法律に依つて大統領にのみ委ねられた。非常に多くの任命は各省長官の管轄権内に置かれた。此の最後に含まれるものは現在五十萬以上の下級官職である。彼等の中若干は今猶任官権として取り扱はれ關係選舉區出身の上下兩院議員の示唆に依つて充されるが遙かに多くの者は現在では文官事務規定に従つて充される。

概して文官事務法の規定に據れば三名より成り大統領に任命された聯邦文官事務委員が等級職務として知らるる地位に對するすべての候補者を募る權を持つ。同委員は是等の地位に對する應募を受け應募者の比較能力を試す試験をなす。斯くて缺員を生じたる時に同委員は表中の首位にある者の名を任命當局に送達する。會計官、製圖者、森林監守鐵道郵便事務員速記者等々の「合格者名簿」がある。同委員は毎年三十萬以上の應募者を試験する。文官事務委員の證明を得たる名に對しては各省長官は他の當局者の是認無くして任命を行ふことが出来る。

條文「大統領は上院の閉會中辭令書を與へて官吏の缺員を補充することを得但し其官吏は次

の會期の終りに其の職を失ふ。』

是は通常「閉會期任命」として知らるる者を認可する規定である。憲法制定者等は明かに此の規定が上院の閉會中不意に起る可き缺員を世話するやうにと意圖せる者にして従つて是は是認に關する正規の規則中に入り得ざる者である。彼等の心には此の規定が上院の管轄權を畏にかけるやうに用ゐられるだらうと云ふ思ひが浮ばなかつた。然し是は屢々起つた處である。大統領が氏名を上院に送つて是認を拒まれる。次いで上院が閉會するや大統領は既に拒否された個人に對して閉會期任命を發令することが出来る。そして此の閉會期任命は一年以上も後なる次の上院會期の終り迄繼續することが出来る。更に其の會期も終れば大統領は同一人に又閉會期任命を與へ該任命は同様に次の上院會期の終り迄繼續く。此の手續に依つて大統領は屢々是認を受けずして一官吏を數年間在任せしめるやうになしたのである。

條文「大統領は國會に對し時々國政の狀況を報告し」

此の命令はすべての大統領が尊重した。十二月の短期國會の初めに年次報告を送るか或は朗讀するかして國會に報告する習慣である。更に大統領は重要事の起る度に臨時音信を送達

一三五

し、屢々種々なる問題の一般的討議に入る爲に否認書を用ゐる。大統領は彼の好むが儘に國會に是等の臨時書を送ることが出來、其等の文書は他のすべての事務に先取權を持つ。

ウォシントンとアダムスの二名の最初の大統領は彼等の教書を自ら交付した。ジェファソンは書類を送る方法を探つた。百年餘りの間次々の大統領はジェファソンの計畫に従つた。然し一九一三年にウィルソン大統領は自ら下院に行き上院議員を招集して二院に同時に演説する舊慣に返つた。彼が是を爲したのは重要な場合にのみ限り些細な事項は文書に托した。

一方憲法は國會が大統領或は諸省長官より報告を受く可き權利ありと規定せず大統領は一名ならず國會に此の權無きことを主張した。例へばルーズヴェルト大統領は或る時檢事總長に命じて企業合同禁止法違反に關する或る報告を求むる上院の要求を拒けしめた。然し一般的慣しとしては國會(いづれの議院にしても)が大統領或は各省長官より報告を求むる時公表を不適當とする状態が無き限り其の要求は普通應じられる。省長官は屢々國會委員會に出席し要求に應じて報道する。

條文「及び其必要並に便宜と認めたる法案を建議するものとす。」

或る意味にては此の規定は分權主義を侵すものと見えやう。政府の行政部は立法に參與せずと考へられて居る。然るに此の條は行政長官に對して彼が選當と考へる法律の制定を推薦する權を委ねて居る。諸大統領は彼等の年次的或は臨時の教書にて此の規定が彼に與へる權を執行した。通例大統領は國會に對して制定さる可き法律の的確なる概念を與へず、只單に概括的なる言葉を以て必要を主張し國會をして詳細に亘らしめる。此の有名なる例外であり大統領が國會に推薦せるものの中最も重要な法案は豫算案である。是は豫算案長に依つて用意され大統領が承認せる後國會に詳細に亘つて傳達される。

條文「臨時緊急の場合に於て大統領は兩院又は一院を召集することを得。」

國會は毎年一月の初めに開會しなければならぬが一院或は兩院は大統領に依り或る一期間中臨時に召集さる——特に上院に對して任命の承認及び條約の批准を求むるために。一九三三年三月に開かれたる重大なる會期を合せて國會は臨時議會を二十五回召集して居る。大統領は掌中にある仕事を遂行せんため國會及び國論に注意し且つ指導をする。若し國會が彼の綱領を議さずして閉會するならば、大統領は再び國會を召集することが出来る。此の方法に於

いて彼は臨時會期に於いて有力なる指導者を獲得する。然し彼は兩院を休會せしむる權力を有せざると同時に彼れの希望に反して行動をせざる様にすることも法規上出来ないものである。

**條文**「其兩院の間に休會に關し意見を異にする時は大統領は其の適當と認むる時まで兩院に休會を命ずることを得。」

第一に國會の兩院は相互協定に依つて休會する。指導者等は此の事に關して相談し兩院の満足する妥協に到達する。時には一院が他院より早く議事を終了する場合がある。さうした場合他院が用意出来る迄一時に三日以上に亘らざる休會をなしつつ其の會期を遷延し得る。憲法實施この方國會兩院は休會の時に就いて相談の一致を缺いだことが無かつた、故に大統領は此の規定に依つて與へられた權能を執行する必要がなかつた。

**條文**「大統領は大使及び公使を受け。」

國際公法の習慣に従つて諸國間の外交的折衝は大使及公使として知らるる代理人に依つて行はれる。大使及公使の相違は階級的のものであつて權限或は機能の相違では無い。合衆國は世界の主要なる八ヶ國乃至十ヶ國に大使を派し又受け爾餘の國とは公吏の交換を行ふ。外國の大使がウォシントンに到着すれば彼は信任狀を呈し大統領に謁見される。然るに外國の

公使は國務長官に迎へられる。

合衆國は何かの理由で不都合と思はれる人を大使又は公使として迎へるのを拒絶し得る。そして實施上諸外國は常に前以て提案される外交代表が適格外交官たるや否やを問ふ。大統領は又國務省に命じて旅行券を大使又は公使に手交せしめ斯くて彼が合衆國に最早居る要なきことを示して彼を放逐することが出来る。斯の如き放逐が時々起つた。其の最近の例はオーストリア大使ダム博士にして米國の世界大戰に参加以前になされた中立的ならざる行爲の爲であつた。然し通常は大使を公然と放逐する思ひ切つた舉に出でる必要がない。彼の母國政府に示唆する丈けで速かな召還を見るのが普通である。

**條文**「法律の執行を監視し。」

此の規定は大統領が國の行政長官なることを何よりも明かに示して居る。法律執行の權は彼に與へられ彼以外の誰にも與へられて居ない。法律が憲法的であるとすれば大統領の其れを執行する權能は無制限であり政府の司法部の支配し得ざる處である。大統領は法律の執行を誓へるが故に此の義務の遂行に關しては妨げられてはならない。彼が彼の

誓約せる義務を遂行するに對して干渉し得る裁判所は無い。一方他の行政官と同じく大統領は法律の範圍を越え得ず法律が明かに含蓄せざる事柄を強行することが出来ぬ。

條文「そして合衆國一切の官吏を任命するものとす。」

官職の任命は辭令として知らるる書物の發行に依つて行はれる。是等は法律的書式に依り大統領或は彼の代りに誰かに依つて署名される。閣僚、大審院判事或は外交代表の如き重要な官吏に對して發せられる辭令には大統領自身が署名する。

條文「第四條大統領副大統領及一切の行政官は彈劾に因り及び叛逆賄賂行使或は重罪及輕罪の追訴に因り其職務を免除さる。」

此の條は誰が劾彈せらるるやに答へる。大統領、副大統領及合衆國のすべての文官のみでわる。「すべての文官」中には閣僚、大使、聯邦裁判所判事及郵便局長さへすらも含まれる。然し國會議員、諸州官吏は此の中に入らない。上下兩院議員は各員の三分の二投票に依つて放逐され得るが合衆國上院の彈劾を受けぬ。何となれば彼等は合衆國の文官ではないからである。此の事はブロウント事件(一七九七年)に於て上院に依つて決定された。ブロウントは

下院が彈劾せんとせる上院議員であつた。そして上院は上院議員が各自の州の官吏ではあるが合衆國の官吏に非ずと判決した。

合衆國の文官は官職を去つて後彈劾手續が始つても就職中の犯罪の爲に彈劾されるであらうか。上院はベルクナップ事件に於て此の疑問に答へた。

文官は如何なる犯罪の爲に彈劾されるであらうか。憲法には「叛逆、賄賂行使、或は重罪及輕罪」と明記してある。此の條項中の前二者は十分明確であるが、他は幾分曖昧である。多くの州にては輕罪なる語を消火栓の側に自動車を停車せしむる如き非常に輕微なる犯罪に對して用ゐる。彈劾手續が斯の如き違反に對してなされる可きでないのは判り切つた事である。現在では文官は重大犯行或は在官中の重大なる惡事以外彈劾されずと一般に考へられて居る。普通の無能或は惡しき判斷或は官吏の無條件的權能の濫用等は彈劾の理由とはならぬ。彈劾手續の終りの有罪決定に課せらるる刑罰は解職、及今後聯邦官聯に就任し得る資格の剝奪等である。上院は彈劾に依る有罪決定に科料或は收監の如きを規定することが出来ぬ。然し若し彈劾されたる官吏が普通裁判所にて科料或は收監の如き刑罰を受く可き犯罪をなせ

る場合は彼は其處にて更に追訴せられ得る。彈劾は斯の如き追訴の障壁とはならぬ。

## 第五章

條文「第一條合衆國の司法權は大審院と」

唯一の聯邦裁判所のみ―合衆國大審院―が憲法に明確に指摘されて居る。然し憲法の次の規定は國會に適當と思ふ下級裁判所を時々設立する權能を附與して居る、そして國會は此の權能を利用した。

合衆國大審院は一名の大審院々長及八名の陪席判事とより成り、何れも大統領が上院の承諾に依つて任命せるものにして過失なき限り在官する。如何なる判事も彈劾に因らずして解職されることなく彼の俸給は其の任期中に減ぜられない。同裁判所はウォシントンの舊上院議事堂（現在新建築中であるが）に在りその開廷期間は通例十月より五月まで續く。同裁判所は自ら其の裁判規則を作る。開廷期は主として檢事の口頭辯論を聽くが檢事等は又訴訟事件要領書の印刷を提出して判事の研究に資する。決定は多數決による。

事件が大審院に提出せられるのに三方法があり、原訴訟によるもの（僅かの場合）と州裁判所より轉ぜられるもの及下級聯邦裁判所より控訴せられるものとである。州裁判所より轉ぜられるものが非常に普通である。下級裁判所よりの控訴は過誤訂正書類の提出に依つて行はれ同書類が下級裁判所をして記録の送達を命ずる公式命令となるのである。

大審院は屢々憲法の保護者と呼ばれる。同裁判所は國會が通過したると州立法部が通過したるとに別なく法律が憲法に牴觸すると考へる時は其れの違憲なることを宣言する權利を持つて居る。此の法律の違憲を宣言する權力は其れと憲法に明示されて居ない。同裁判所は此の權力を初期に握つたに過ぎず其れを行使して今日に至つたものである。其れは遠大な權力であり政治史上殆ど獨特なものであるが其の行使に於て利益あるものであつた。其れは國會と州立法部の兩者をして國憲法を嚴格に守らしめた。

大審院は國會の非常に多くの立法を無効ならしめる（數日隔きに一つ位の割に）と云ふ印象が一般に與へられて居るが、此の印象は全然根據が無い。大審院の全史を通じて只僅かに五十聯邦法を違憲と判決したに過ぎない。其れは平均二、三年毎に一法律の割合である。

然かも國會は各會期に幾百の法律を通過するのである。更に大審院が屢々法律の違憲宣言に當つて四對五の投票を以てすることについて不平が言はれる。然し斯の如き例は百四十年間に僅かに九件に過ぎなかつた。

條文「國會が時々制定樹立する處の下級裁判所とに附與さる。」

國會は此の規定を猶豫無く利用した。大審院を組織せる一七八九年の司法令に依つて下級裁判所組織も樹立され巡回裁判所と區裁判所とによつて構成された。第十九世紀中此の法令は幾度も修正され、立法が複雑となるや一九一一年に其の年の司法令に依つて全然訂正された。

現今二組の下級聯邦裁判所がある、即ち聯邦區裁判所と控訴巡回裁判とが其れである。アメリカ全土が八十區に分たれ各州はすくなくとも一區より成る人口の稠密なる州は二區乃至其れ以上より成る。例へばニューヨーク州は四聯邦裁判區に分たれて居る。各區裁判所には概して其所屬の判事がある。然し數例に於ては一名の判事が二區に勤め、數區に一名以上の判事がある。區裁判所は第一審裁判にして陪審員の用ゐられる唯一の正規聯邦裁判所であ

る。各區裁判所には各合衆國檢事及執行吏が居りいづれも大統領が上院の承諾を得て任命する。各區裁判所には又聯邦奉行が居て刑事々件の豫備審問をなし被告が聯邦大陪審員にかけらる可きか否かを決定する。聯邦管轄權内の多くの事件は區裁判所より始まり大多數は其處で終り極くの僅かの者のみか其の上の裁判所に行く。聯邦區裁判所は控訴に應じない。彼等の管轄權は第一審として來る事件にのみ限られて居る。

是等の聯邦區裁判所の上に控訴裁判所がある。合衆國は九巡回區に分たれ各區に三乃至其れ以上の州が含まれる。是等九巡回區の各に對して一の巡回控訴裁判所があり、取扱ふ事件の量に従つて二名乃至四名の判事が居る。更に大審院の一判事が各巡回裁判所に割り宛てられて居る、然し大審院判事は決して巡回しない。各巡回控訴裁判所は下の聯邦區裁判所より廻附せられる係争を審問する。法律の憲法性に關して問題なき多くの事件にては巡回控訴裁判所が最終的權威者である。

二の特別裁判所が前記の規定に依つて與へられた國會權に依つて設けられた。其の一は大統領の任命せる主席判事一名と四名の陪席判事とより成る權利要求驟判所である。其れは聯

邦政府に對するすべての要求を聽き判決する。或る制限の下に大審院に控訴する権利がある。關稅控訴裁判所として知らるる他の一の特別裁判所は一九〇九年に出來た。其の機能は關稅法の行政に關するすべての係争に於て裁判所の役を果すにある。

**條文**『大審院及び下級裁判所の判事は過失惡行に因るの外其職を免ぜらるることなく其の職務に對して一定の時に俸給を受け且つ就職中其俸給を減ぜらるることなし。』

此の規定は獨立宣言に現はされた不平の一即ち英國王が「裁判官を任期及俸給の額及支拂に於て彼の意思にのみよらしめた」ことに逆戻りして居る。憲法定者等は聯邦判事がその任期或は俸給の支拂に關して誰にも從屬せざることを保障しやうと骨折つた。大審院判事の隱退に就いて年齢制限がなく、斯の如き制限を課するのは憲法違反であらう。現在活躍してゐる判事の一人は殆ど九十歳である。聯邦判事の俸給は彼の在任中増加し得るがたとへ迂回的方法にても是を減ずることは出來ない。例へば一九二〇年に大審院は聯邦判事に課せんとする新所得稅さへ其れが結果に於て在任中判事の俸給を減ずることになるが故に憲法の右の規定に違犯すと判決した。其の決定に當つて大審院は此の憲法的保障の第一目的が判事に

個人的利益を與へんとするのでなく完全に獨立なる司法部の存在を保障するにあつたと指摘した。

#### **條文**『第二條司法部の及ぶは法律及衡平法』

是等の明瞭に簡單なる「法律及衡平法」なる用語には多少説明が要る。聯邦裁判所の管轄權は先づ第一に法律上の事件を含む、然し法律とは何であらうか。概して法律は三分類せられる、第一は憲法、第二法令、第三普通法である。憲法とは聯邦憲法、修正憲法及其等に基く判例の中に具體化されて居る規則の一團である。其は國の最高法である。法令とは國會の明確な行爲に依つて作られた法律であつて州に在つては州立法部に依つて作られる。法令は又或る州にては發議權及議決權に依つて國民が直接に立法する者である。市會或は他の自治立法體の條例も亦法令の部類に含まれる。

憲法も法令も共に明確なる根源を持つてゐる。彼等は積極的行爲に依つて作られる。然るに普通法は多種なる古き傳統の習慣より成り或る者は幾百年も昔に遡つてゐる。習慣法は始め中世英國に發した者である。當時は文書に成れる規則少なく裁判所は國民の習慣に従つて

事件を判決しなければならなかつたのである。一法廷は他法廷の例にならひ此の習慣の一團が司法的判決の解釋に依れば「普通」となり或は英國全土に一般的となる迄に裁判所の是等の判決は劃一的となつた。然し議會法に依つてさうと樹立されたわけではなかつた。數世紀間に亘つて法律的規則の大團體が發達し、普通法組織は英國人植民者に依つてアメリカにもたらされ、其處で速かに根をはり植民地裁判所に依つて執行された。革命後も繼續し今猶アメリカ法の土臺を成して居る。普通法と法令の牴觸する處では法令が優る。法令と憲法と牴觸する場合は憲法が勝つ。合衆國の司法權は法律の全三階級に及ぶ。

次いで衡平法である。人々は此の言が法律以上に正當なる或る者を暗示するものの如くに屢々考へる。即ち法律書の文字通りの言葉より寧ろ判事の良心に根を持つ者として考へる。然し裁判所に依つて事實執行されて居る衡平法は裁判官が或る事件に多くの思慮を拂はずして適用せねばならぬ種々なる正式なる規則から成つて居る。衡平法の規則も法律上の規則と同じく文に書かれ同様に嚴密である。

序でが是等の規則の起源は非常に興味ある物語りであり次に簡単に述べ得るであらう。初

期の英國に普通法と相並んで王の大法官が執行する一團の不文法が發達した。是等の規則は法律の適用が不正をもたらす場合の救済を目的としたものである。然し時の經つに従つて大法官の此の任意權が衡平法裁判所として知らるる正規の裁判所に委ねられ此の裁判所の管轄權が次第に擴大された。そして遂に完全なる一組の規則或は原理が此の裁判所の判決に依つて作られたのである。

衡平法規則は植民時代にアメリカに持ち來られ、革命後も保存され今日猶實施されて居る。概して衡平法は民事訴訟の或る或る種類のみ適用されて刑事々件には適用されない。其の手續は簡單である。事實を審問するに陪審員は召集されない。證據は提供され判決が命令或は訓令の發行に依つて與へられるが損害賠償の或る額を審判されることはない。是等が法律と衡平法との主なる相違であるが茲に説明するには専門に亘り過ぎる様な相違もある。法律家すら時には彼等を十分に了解し損ねるのである。然し法律及衡平法は同じ聯邦裁判に依つて執行せられる。

條文「この憲法の下に生ずる。」



法律的係争が合衆國憲法の規定の適用或は解釋を含む場合事件は聯邦裁判所の管轄権内に屬する。若し斯かる事件が州裁判所にて起る場合其れに含まるる憲法的疑點の決定の爲に聯邦裁判所に移される。一般に合衆國大審院のみが法律の憲法性に就いて宣言し得るものとの印象がある。が事實上一國法の憲法性は何れの聯邦裁判所にも宣言され得る。たゞ其の場合常に大審院に控訴する権能が保留され大審院が斯かる事柄に就いての最終決定権を持つて居る。然し聯邦裁判所は避け得らるる限り憲法的疑義の決定をなさない。換言すれば事件が憲法的問題を起さず其自身の真相に依つて決定され得るならば憲法的問題には觸れられぬのが常である。

#### 條文「合衆國法律。」

合衆國法律は諸州裁判所に非ず聯邦裁判所に依つて強行される。國政府には完全なる政府機關即ち立法、行政、司法の三部がある。合衆國國會は自身の管轄権内にて法律を作る、そして合衆國の行政當局は其の法律の行使の任を與へられ聯邦裁判所は是等の法律を強行する全權を委ねられて居る。要するに聯邦裁判所は國法強行の代理機關にして州裁判所は州法強

行の代理機關である。各自管轄権の領域を持ち互に他を侵さない。

#### 條文「及其等の權威に依つて締結せられ或は締結せらる可き條約。」

大統領が署名し上院が批准せる條約は聯邦法としての地位を持つ。其の規定は聯邦官吏に依つて執行せられ條約の違犯は聯邦裁判所にて罰せられる。條約と國法とが牴觸する場合は遅く出來た者が勝つ。條約と州法とが牴觸する場合は條約が勝つ、そして二條約が牴觸する場合は近き者が勝つ。條約も法律の如く憲法と牴觸する場合があります。例へば外國政府が合衆國に在るアメリカ市民の財産を正しき賠償を支拂はずして占有し得と規定する條約は明かに右の部に入るものであり従つて裁判所が無効を宣言出来る。

#### 條文「司法權は大使及其他公使及領事に關する一切の事件」

國際公法規定に據れば大使、其の他の外交使臣は彼等が派遣せらるる國々に於て裁判上の或る特免権を持つてゐる。總じて彼等は民事上の手續にて逮捕せられない、彼等の大使館及公使館は地方警察官に踏み込まれ挿索せられることがない、彼等の郵便物はすべての檢閲を受けず（彼等はヴォルステッド法にも拘らず彼等の郵便囊に酩酊飲料をすら入れることが出

來る)課税されない。是等の特権が州裁判所に依つて侵されざる様適當なる保護を加へる爲に聯邦憲法は大使公使等に關するすべての事件が聯邦裁判所の管轄権内に屬すると規定したのである。

領事は國際公法の規定に據れば外交代理人に非ず従つて法律的特免權を持たぬ。嚴密に言へば彼等は前記の憲法條項に含まる可きものではなかつたらう、然し一七八七年には領事の地位も權利が現在の如く明瞭に定義されて居なかつたのである。

條文『制海權及海上管轄權に關する一切の事件』

英國にてはアメリカ植民地の樹立以前に既に海上法として知らるる法律が發達した。概論的に言へば此の法律は航海及海上通商より起る係争に關するものであつた。海上法は植民地時代にアメリカにもたらされて茲に樹立された。憲法制定者等は海上航海に關する事件が州裁判所より聯邦裁判所に於て審問せられることが望ましいと考へた。何となればさもなければ管轄權の牴觸が起ることを恐れられたからである。例へばアメリカの二州間を往復する船舶を見よ。公海上の衝突に起因する訴訟に何れの州が管轄權を持つ可きであらうか。憲法は其

の何れにも管轄權を與へず聯邦裁判所に委ねることに決定する。是等裁判所は公海上のアメリカ市民及アメリカの財産に關して管轄權を持つ。

條文『合衆國が當事者の一方として紛議に關係せる事件』

合衆國を原告或は被告とせる訴訟は聯邦裁判所に審問されねばならぬ。合衆國は外國或は聯邦内の一州が關係せる場合の訴訟を聯邦裁判所に提起する權利を持つて居る。其れは又其の裁判所にて個人或は社團に對して訴訟することが出来る。斯くして爲される訴訟は澤山ある。例へば聯邦政府に歸す可き税を徵集する訴訟がそれである。一方合衆國政府は合衆國裁判所以外にて訴訟するを得ない。合衆國に對する訴訟は州裁判所にて提起し得ない。

又合衆國は例へ聯邦裁判所にも社團或は個人の隨意に訴訟を提起されない。何となれば主權國家は其の承諾無くして其の裁判所にて訴訟せらるることなしと云ふのが一般的法律だからである。そして法律に依つて社團及個人が其の爲に規定された特別裁判所即ち要求裁判所にて合衆國に對する訴訟を提起することを許した。

條文『二州以上の間に生じたる紛争』

憲法制定者等は是を非常に重要な規定と考へたが尤である。何となれば其れは時々州間に起る可き怒れる紛争を終結せしむる手段を規定したからである。一七八七年直前の數年間に斯の如き紛争が多々起つた。諸州は明かに法廷で訴訟し得可き事柄に關して正に戦はん許りであつたが斯の如き問題を解決す可き權能を持つ裁判所は無かつた。茲に於て聯邦の二個以上の州間にて起る可き將來の紛争に關して聯邦裁判所が管轄權を持つと云ふ規定が生れたのである。後程無く此の管轄權は全然大審院に保留された。此の規定に基いて二個以上の州の利益に關する多くの重大な事件が大審院に提起された。恐らく其の中の最も著名なるはミシシッピ河の不淨に關するものでシカゴ排水路會社の提起にかかるイリノイ對ミズアリ事件（一九〇六年）であつた。

條文「一州と他州の市民との間に生じたる紛議。」

此の項は曖昧であり、是が憲法に挿入された爲めに困難をひき起した。明かに其の意圖は一州が他州の市民に對して訴訟する場合のみを含むのにあつた。然し其れは該條項の語句が規定する處ではない。反對に其れは一州の市民が他州に對して聯邦裁判所に訴訟を提起し得

ることを暗示し斯くて主權たる州をして其の意思に反して聯邦裁判所の被告たらしむることになつた。兎に角其れが大審院の最初の判決の一に於て該條項の解釋として爲された處である（チゾルム對ジョージア、一七九三年）。ノースキャラライナ州の一市民たるチゾルムはジョージア州に對する訴訟を聯邦裁判所に提起した。大審院が彼に此の權利ありと判決した時ジョージアは「州主權」なる叫を擧げ他州も彼に和した。一州の一市民が他州を聯邦裁判所の前に曳きずり出し其處の判決を求め得との提議は州の獨立に對する堪え難き侵略であると見做された。

従つて國會は憲法規定を提案する様に説き付けられ、其の提案は速かに諸州の批准する處となり第十一修正となつた。此の修正は後にも知らるゝ如く合衆國の司法權が他州の市民が一州に對して提起せる訴訟に及ぼすものと解されざることを宣言して居る。換言すれば聯邦の一州は他州の市民を聯邦裁判に附し得るが州自體は其の様にして訴訟さるるを得ないのである。例へば若しロウド・アイランドの市民がカネテイカット州に對して要求を有する場合は彼は其の訴訟をカネテイカット州に於て提起しなければならぬ。カネテイカットが法令を

以て斯かる訴訟の提起を許さざる限り其處でも彼の事件は拒否されるであらう。斯かる承認無き場合一州に對して要求を持つ市民は州立法部に請願する以外に救済の途を持たぬ。

**條文**「異なる州の市民間に生じたる紛議。」

此の條は異なる州の市民間の重要な係争の決定を中立裁判所に依頼し得ることを保證する爲に挿入されたのである。當事者が異なる市民たる場合の事件に於て原告或は被告の州の裁判所の全管轄権を與へることは明かに公平でないであらう。

然したとへ憲法が異なる州の市民間の係争のすべてが合衆國の管轄に入る可きを規定するとも其れだからと云つて聯邦裁判所が是等すべての事件に於て獨占的管轄権を持たねばならぬことを意味しない。國會は下級聯邦裁判所の及ぶ管轄権の範圍を決定する權能を持ち、國法は異なる州の市民間の訴訟は聯邦權の問題が含まれず、係争の額が二千五百弗を超過せざる場合州裁判所に提起されねばならぬことを規定して居る。額が是を超過するにしても原告は彼の訴訟を聯邦裁判所か或は彼の州裁判所か或は被告の州の裁判所か起す選擇権を持つてゐる。此の申合せは聯邦裁判所が個人的係争の洪水に依つて過重の負擔を受くるのを防ぐ

爲めに必要と考へられた。社團は管轄上其の事業の大部分を他の州に於て爲す場合にも其の設立を特許せる州の市民であると目されて居る。

**條文**「異なる州より下附せられたる土地に關し同一州民の間に生じたる紛議。」

憲法採用の當時州境界に關して多くの紛議があつた。多くの場合に於て二個以上の州が同じ地域の所有權を主張し各自係争地域を植民者に附與した。茲に於て同地域が屢々同様に有効に見えた特許狀の下に二名乃至三名にすら上る人々の間に所有權が主張された。憲法が斯かる係争の決定を直接關係者たる州裁判所にでなく聯邦裁判所に與ふ可きことを定めたのは全く當然である。

**條文**「一州或は其州民と外國或は其外國の臣民若くは人民の間に生じたる紛議に及ぶ。」

外國或は外國市民は外國市民を聯邦裁判所に訴ふる權利を持つてゐる。聯邦内の一州も亦合衆國裁判所にて外國或は其の市民に對して訴訟を提起することが出来る。然し第十一修正の規定に依つて外國市民或は外國社團が聯邦の一州に對して合衆國裁判所に訴訟を提起することは出来ぬとされて居る。然し外國が聯邦の一州に對して訴訟を提起することは注意を要

す。第十一修正には斯かる禁止がないからである。

條文「大使、公使、領事等に關する一切の事件に關し、又州が當事者たる訴訟に關して先づ大審院が之を受理審議す。」

裁判所が持つ管轄權に二種がある即ち原管轄權と控訴管轄權とである。原管轄權とは第一審管轄權の謂であり、控訴管轄權とは下級裁判所よりの控訴を審問するの謂である。大審院の原管轄權は二種の階級に限られて居る。第一は外交官の特免權を有する人々に關する事件であり第二は聯邦の一州が原告或は被告なる事件である。

條文「其他の事件にして前記數多の事項に關する訴訟に付ては其法規並に事實に關し大審院之れが控訴管轄權を有す、但し其管轄事項に關する除外例並に其の規定は國會之を定

### 201

合衆國大審院に來る全事件のすくなくとも九十九パーセントは州裁判所より移管される者及下級聯邦裁判所より控訴される者である。然し國會は法規並に事實に關して大審院が控訴權を持つとの一般的規定に對して種々なる例外を設けた。國會は多くの事件が控訴巡回裁判

所以上に廻附さる可からずと規定し、又大審院への控訴が法律問題にのみ限らる可き事及下級裁判所にて陪審員に依つて判決せらるる事實が終結的なる可きことを決定した。

人は屢々「但し其管轄事項に關する除外例並に規定は國會之を定む」なる除外項目が大審院の違憲宣言權に制限を附することを許すだらうと言はるるのを聞く。國會は大審院が國法を無効ならしめる程度の控訴管轄權を持つ可からずと規定せる法令を通過し得と主張されて居る。然し此の論點には強制力がない。聯邦法の非違に關する事件の大審院控訴管轄權を剝奪する法令はマディソン對マーベリイ事件にて宣言された原理に基き其れ自體非違である。

條文「彈劾の場合を除くの外犯罪の審問は陪審官制度に依り。」

陪審官に依る審問は古への制度である。其の濫觸は中世記の初期である。陪審裁判は他の種々なる英國的司法制度と共に新世界にもたらされ速かに根をはつた。革命前の植民者は陪審裁判を讓渡し難き權利の一と見做し、さうと彼等の一七六五年の植民地抗議に申し立てた。十一年後獨立宣言は其の種々なる苦情中に英國王が多く訴訟事件にて植民者より「陪審裁判の恩惠」を剝奪せりとの主張を擧げた。

是に依つて憲法制定者等はすべての犯罪の審判は合衆國上院が陪審裁判に當る彈劾を除く外陪審員に依る可しと宣言して此の點に關する明白なる規定を作るが望ましいと考へた。然しこの憲法規定が刑事々件にのみ及び民事上の紛議を含まざることは注意を要する。然し後に見らるる如く第十七修正は陪審裁判の權利を紛議の額が二十弗を越ゆる民事々件に迄及ぼさしめた。

刑事々件に於ける陪審裁判の規定及び第十七修正に依つて此の手續を民事々件にまで擴張することとは只聯邦裁判所を拘束するものと主張された。

彼等は州にあつては陪審裁判を強制的ならしめぬ。各州憲法は其の州民の適當と考へる處に従つて陪審裁判を保障することも出来れば又斯の如き保障を省略することも出来る。事實上は多く州憲法は刑事々件にて陪審制度が用ゐらるることを要求して居る。

**條文**「其審問は犯罪行爲地の州に於て之を開始す。」

此の規定は陪審裁判の權利を補定するを目的とされて居る、何となれば被告を彼自身の隣人より離して見知らぬ人々に依つて審判せらるるやうにすることが可能ならば此の權利は實

質的に否定され得るからである。植民時代英國議會はアメリカ植民地の住民を（特定の犯罪の場合）審判の爲英國の何れかの部に移すことを可能ならしむる法令を通過した。獨立宣言は此の立法を「偽りの犯罪を審判する爲に我々を海外に輸送する」ものとして惡口した。

審問の爲に他州に輸送するを禁ずる規則は嚴重に解釋された。例へば合衆國法律違犯がベシルヴェニア州にて行はれた場合同州にて其處の管轄權を持つ聯邦區裁判所の前にて審問が行はれねばならぬ。數年前インディアナポリスの編輯人が聯邦官吏に逮捕され犯罪的誹謗の告發を受けた。彼の新聞はインディアナポリスにて發行されたりと言へコロンビア區に流布せるを理由に彼の審問をウォシントンにて行はんと企てがなされた。然し聯邦裁判所は該申請を否認した。州裁判所にては屢々良き理由の爲に一縣から他縣へと裁判管轄區域を變へることが出来る、然し聯邦裁判所に在つては一州より他州へと管轄區域を變更することが出来ない。

**條文**「但し其犯罪が州に於て行はれざりしときは國會は法律を以て審問の場所を定む。」

是はコロンビア區、淮州、島嶼屬領、運河地帯或は公海にての犯行を提指す。前記の場所

の中にて起れる犯罪に關しては國會が法律を以て審問の場所を決定する権利を持つ。憲法制定者等は注意して此の規定の結句に過去を用ひた。其の意は國會は犯罪の行はれたる後に審問の場所を變更する權能がないと云ふのにある。

**條文**『第三條合衆國に對する叛逆の罪は國家に對し戰爭を開始し若くは敵に助力又は便宜を與ふることに因りて成立す。』

茲に又合衆國憲法中に英國政治より得たる他の教訓が組入れられて居る。叛逆は最も古き型の犯罪である。英國にては遠くサクソン王の時代に遡る。もと其れは王を殺戮する犯罪であつたが時の推移につれて種々他の罪が含まれるやうになつた、王に對して戰爭を開始し或は王家の誰かを襲撃する如きが其れである。次第に世紀を歴る毎に叛逆罪表が外國王と聯絡すること或は法王の指令を王土にもたらすこと或は王の行爲の批評等に至る迄「新製叛逆」の創造に依つて着々擴大された。遂に英國法に照らして叛逆と類別され得る百にもなんなんとする種々なる犯罪が生れた。斯の如く叛逆に關する法律を作り且つ變更する無制限の英國議會權が凡ゆる種類の權利の濫用及壓迫を就中ステュアート王朝時代に起さしめた。

斯うした叛逆法の擴張を合衆國に無からしめる爲憲法制定者は叛逆罪の定義をなし其れを單一明確な犯罪即ち合衆國に對して戰爭を起し敵に加擔し、敵に援助及慰籍を與へることに制限するに決定した。アロンバー事件（一八〇七年）に於て戰爭を起さんとする陰謀だけでは十分でなく戰爭を起し或は敵に加擔し、援助及慰籍を與ふる明白なる行爲がなくてはならぬと主張された。然し斯の如き援助及慰籍は事實上の懲募或は合衆國の敵への軍需品及原料の供給のみならず適を封助する如き聲明或は報告に依つてなされる。此の種の行動は合衆國內にて行はれたると其の他に於て爲されたとに論なく及合衆國の市民が爲せると其の管轄内に住居する外人が爲せるとに別なく叛逆である。

**條文**『何人も二人以上の證人に依りて其歴然たる行爲を證明せらるゝか又は法廷に於て之を自白したる場合の外、叛逆の罪に問はるゝことなし。』

英國にては只一人の證人に依つて人を叛逆の罪に問ふ習慣であつた。或る場合に於ては公開法廷に於ける對質迅問無しに口供書に依つて斷罪された。他の場合には拷問に依つて得られたことが慥かなる被告の告白に基いて斷罪された。斯の如き不正を無からしめる爲に合衆

國憲法は誰も公判廷に於て同一明白なる行爲に關する符合する二個の證言あるに非ざれば、或は被告の自白が自由且つ自發的になされるに非ざれば合衆國に對する叛逆罪を構成せられ得ずとの明白なる規定を設けて居る。更に叛逆の告發を受けたる人の審問は逆徒が彈劾に附せられ得る合衆國文官に非ざる場合陪審裁判でなくてはならぬ。

**條文**『國會は叛逆の罪に對して處罰を宣告する權を有す、但し叛逆に依る公權喪失は血脈汚損又は當人在世の場合を除く財産の沒收に至らず。』

憲法が効力を發生せる直後國會は合衆國に對する叛逆を斷ぜられたる者を絞刑に處すと規定した。後に至つて其の法律は修正せられ、死刑或は禁錮と科料及合衆國の下に官職に就く權利の喪失のいづれとも裁判所の思慮に従つて課せらる可きを規定した。

十八世紀の英國にては叛逆の斷罪を受けたる者は「公權を喪失し」彼の財産は王に沒收された。そのみならず彼の子孫は屢々公職に就くことを阻まれ彼等の財産も亦沒收された。此の「血脈汚損」は屢々重大なる不正を無辜の人々に與へた。茲に於て合衆國にて叛逆人の斷罪が其の當人及犯罪者自身の財産以上に刑罰を及ぼさずとの規定が生じた。

## 第六章

**條文**『第一條各州は他州の一般法令記録及訴訟手續に關し完全なる信用及び信任を與ふることを要す』

是は州間禮儀として知らるゝ者の基礎である。其れは憲法を國家化する條項の一である。其れなくしては我々は恐らく州間の法的渾沌状態に近き立場を有するに至つたであらう。概して此の規定の意は司法手續が一州にて其の州の管轄權内の事柄に關して完了された場合斯の如き司法的手續は他のすべての州の裁判所の全き信用及信託を受けねばならぬと云ふことである。或は言ひ方を換へれば一州の判決及宣告は他州にても其等を與へられた州にて與へられたと同様の強制力効果を與へられねばならぬ。

例へば若し一原告がニューハンプシア州の裁判所より其の裁判所の管轄以内なる或る事柄に關して損害賠償の裁定額を受けるとすれば彼は（被告がヴァージニア州に移轉せるものとして）ヴァージニア州の裁判所に彼の得たる判決書を提出して其れを其處で強制させること



が出来ぬ。一つの結婚が其の行はれた州に於て有効なる場合は、他のすべての州にても有効である。一つの離婚が一州にて適當に認可された場合他のすべての州にても承認されねばならぬ。例令同様の理由に依つて他州にては認可され得ぬとしても。

然し一州の判決及司法手續が善意且つ其の關係州の管轄権内にて與へられたものでない限り是れに認可が與へられる要がない。詐欺或は共謀に依り或は其の州の住民にあらぬ人々に依つて得られた離婚は他のいづこにても十分の信用及信任を受けることが出来ぬ。

**條文**『又國會は法律を以て此等の法令記録及訴訟手續並に其效果等を證明す可き方法を規定することを得。』

國會は一般法規に依つて州裁判所の判決及命令が裁判書記の署名及關係裁判所の檢印に依つて證明さる可きことを規定した。判事も亦證明書が適法なることを證明せねばならぬ。一州の法律は、州書記の署名及官檢印に依つて他州にても有効なるものと認證される。

**條文**『第二條一州の市民は他の何れの諸州に於ても市民の享有すべき一切の特權及免除を受けるものとす。』

憲法の規定中恐らく是が最も明確に其の意に於て國家的であるが、其の漠然たる語句が内亂前の數年間多く紛議を醸したものである。(此の規定同様)諸所に憲法は「市民」なる語を用ゐてゐるが、其の語句に就いての定義が無い。其は「各州の市民」「諸州の市民」及「合衆國市民」と言ふ、然し其れは若し有りとすれば、是等數種の市民間に存在す可き相違に就いて示唆を與へぬ。若し一七八七年の大會に於て文體委員會が市民の意義を説明するの勞を取つたならば多くの訴訟が免がれて居たであらう。人が何れの州の市民でも無くして合衆國市民たり得ることが考へられて居たのであらうか。或は合衆國の市民でなくして一州の市民たることが。

内亂前に州權主義を主張せる人々は合衆國市民權は單に州市民權の附帶物に過ぎず、州のすべての市民が事實上合衆國市民となつたのでないと主張した。北部諸州の政治哲學者も同様の氣力を以て誰も合衆國市民とならずして州市民となり得ずと論じた。ドレット・スコット事件(一八五六年)にて大審院は二重市民權の仲間に味方した。大審院長ターネイは此の判決に於て「人は一州の市民としてのすべての權利及特權を有せるが故に合衆國市民たらぬ

ばならぬと云ふことなし。」と言つた。紛議は内亂後第十四修正が該判決を破棄し統一ある市民権を規定し「合衆國に生れ或は歸化し、其の管轄權に服するすべての人々は合衆國及彼等が居住する州の市民」なる事を宣言せる時まで存続した。

**條文**『一州に於て叛逆罪、重罪又は其他の罪に問はれたる者にして法律の制裁を逃れ、他州に於いて發見せられたるときは其の逃れ出でたる州の行政官權の請求に依り其犯人を逮捕し、裁判管轄權を有する州に引渡すべし。』

此の條は州間の逃亡犯罪人引渡しを規定して居る。憲法が犯罪行爲地と主張せらるゝ州に於ける審問を要求する限り法よりの逃亡者の返還を規定するの必要が思はれた。従つて各州は斯る逃亡者の引渡しを許す責任がある。此の手續は犯罪行爲地とせらるゝ州の知事より被告發者の逃亡せる州の知事に宛てた請求に依る。此の請求が適法に提出せらるゝ場合逃亡地なる州の知事は要求通り囚人を立退かす可きことを命令する。

此の條項の語句は命令的であるが事實はさうはならなかつた。語句は「引渡す可し」であるが知事が逃亡者の引渡しを拒む場合彼に憲法の命令通り行動することを強ひる方法がない

聯邦裁判所は彼に逃亡者の引渡しを命ぜず彼自身の州もそれをなし得ない。然し通常、知事は其の請求が規定の形式にて適法に提出されたことを知るならば従ふことを拒否しない。

外國に逃がれる逃亡者に關しては條約に基く引渡し規定がある。然し其の犯罪が條約に依つて引渡す可きものとして擧げられた者でなければ引渡しは行はれない、そして人が外國より或る犯罪の爲に引渡された場合彼は異なる犯罪の爲に審問されることがない。州間の引渡しにては此の制限は適用されない。外國より引渡しを求むる手續はウオシントンの國務省を通じて告發の性質を示す種々なる書類を具して要求書を送るにある。是等の書類は次いで正規の外交機關を通じて外國に送達せられる。

**條文**『一州の法律に依りて服役又は勞働に服す可き義務ある者にして他州に逃走したる場合該州の法律により其服役又は勞働を解除さるゝことなく、其服役又は勞働を要求する權ある州の要求に應じて引渡さるべきものとす。』

是の規定は今日では廢止されて居る。其れは南部諸州の要求に依つて挿入され、奴隸が自由州に到着した場合自由人となると云ふ風な英國裁判所の解釋に依る習慣法の規定を廢止目

的の下に考へられたのである。一七七二年に英國の王座裁判所は南部諸州より主人に連れられて英國に到着せる奴隷は英國に着くや自由人となると判決した。一七八七年の憲法大會にて南部諸州の代表は此の規則が明白に廢止されぬ限り南部より北部諸州に逃れて自由となる逃亡者の大規模な逃亡を獎勵することになりはせぬかと恐れた。

憲法の實施後程無く國會は第一逃亡奴隷法を通過し、一八五〇年に同種の更に一層嚴密なる法令を制定した。是等の法律は逃亡奴隷の引渡しを規定するのみならず奴隷が其の主人より逃亡するを助くる人に刑罰を課した。是等の法律は内亂前に大なる痛恨をもたらした。何となれば、特に北部の種々なる奴隷廢止組織が奴隷の逃亡を助くる「地下道」の作用をなしたからである。

**條文**『第三條新なる州は國會の承認によりて聯邦に加入さる』

一七八七年にすべての人々は北西部准州から新立の州が直ちに聯邦に加入せしめられることを諒察した。實に北西部條令が既に准州の人口が六萬に達せる場合何時でも加入せしめる規定を設けたのである。然し加入許可の條件が憲法に依つて國會の裁量に委ねられたが故に

國會は新立の州の加入を許可する代償として適當と考へる如何なる條件をも強要し得る。例へば一八九四年に國會は一夫多妻結婚の廢止せらるゝ迄ユータを州として加入せしめることを拒んだ。後に州憲法の或る規定（判事の解任に關して）が棄却せられる迄アリゾナの州請願を拒んだ。然し一度州として加入せらるゝや新條件を課することが出来ぬ。又如何なる州もすべての他の州に課されぬ永久的な無資格に置かれぬ。聯邦の全員は聯邦政府並に相互及合衆國の市民に對して同じ義務を持たねばならぬ。

州として加入せられる手續は比較的に簡單である。先づ准州の住民より州として聯邦に加入され度きことを請願する請願書を國會に提出する。若し國會が此の請願をよしと見るならば、國會は權利附與令を通過して住民をして憲法大會に依り州憲法を草案させる。此の憲法は該州の住民に承認されて後國會に提出せられ其處で國會の決議に依つて州として宣言せられ其の代表が國の立法部に加へられるのである。

**條文**『但し他州の管轄權の下に新なる州を形成若しくは建設することを得ず。二個若しくは二個以上の州又は州の一部の聯合は其の關係する州の議會並に國會の承認を経ずして之

を形成することを得ず。』

憲法は右以外の制限を新州の創立に對して課してゐない。只二件に於てのみ既に新州が古くよりある州の管轄内で作られた。第一の場合はメインにして其れは一八二〇年迄マサチューセツツの一部であつた。マサチューセツツは此の分離に承諾を與へたのである。第二の場合にはウエーレスト・ヴァージニアにして、其の住民は自餘の者が内亂中南部と共に分離せられる時北部に味方してゐた者である。國會は此の場合同州内の忠順であつた部分が全部に代つて承諾を爲し得ると共に決定した。二個或は其れ以上の州の聯合に依り或は諸州の一部分を合併に依り州を作るとは關係立法部の承諾を得る得ないに拘らずまだ無かつた。

**條文**『國會は合衆國の直轄地又は合衆國に所屬する財産に關し必要なる規定及規則を設くることを得。』

合衆國は憲法採用の當時既に直轄地の寄附を受けて居た。即ち北西部准州は諸州に依つて聯邦に讓渡されたものである。次いで其れはフランスよりルイジアナを購入して遙かに廣大なる土地を得た。其の他の土地が種々なる方法にて得られた、フロリダ、南西部及太平洋岸、

アラスカ、及島嶼屬領（ポルト・リコ、フィリッピン諸島等）。

是等の領土に及ぼす國會の権力は憲法に依り絶對且つ完全なものとされて居る。古き准州にては正規の准州政府が設立せられ其のすべては同種の一般的型に準應して居た。概して此の政府は大統領の任命する知事と其の他の住民が選出せる立法部とから成つて居た。合衆國の大陸境界内に屬する准州は今日では全部州になつた。然しアラスカ、ハワイ、ポルト・リコ、フィリッピン諸島、ヴァージン諸島及運河地帯は今猶此憲法規定に依り聯邦當局の支配下に在る。

**條文**『本憲法の規定に關し合衆國又は特定の州の權利に關し不利益なる解釋を爲すことを許さず。』

西部諸州の要求の全部が憲法採用の當時に解決されてゐなかつた。十一州は彼等の全要求を聯邦政府即ち聯合政府に讓つたが、ジョージア及ノース・キャロライナは未だ此の讓渡に加はらなかつた。故に直轄地に對する國會管轄權の樹立が州の要求を偏頗ならしむるものと見られざる様規定することが望ましかつた。

條文『第四條合衆國は聯邦に加入したる州に對し共和制政體を保障し』

憲法大會の或る人々は此の保障が全く無要であると考へた。更に「共和制政體」の意義を彼等は説明せんために止ることをしなかつた。然し彼等が考へてゐたものは憲法草案の當時十三州に存在せる一般的政體であつたらうと想像するは至當であらう。少くも其れは大審院が一再ならず判決した處のものである。其れは其の判決の一に於て「一定の政體を共和制として指定せず」と宣言した。「すべての州は憲法採用の當時政府を持つてゐた。憲法は是等の政府を變更せしめなかつた。斯くて我々は憲法に採用された語義を待たで共和制の形式の何なるかに就いて誤り無き證據を持つてゐる。」と。

故に州が權力を人民の團體より生ずる政府に合理的近附きつゝある限り其れは共和制政體と目される。然し憲法の此の條項に關して多くの訴訟が行はれた。すべての事は非共和制及非アメリカ的と主張された。例へば發議權及議決權に依つて州法を作り、州官吏を解任し、文官事務を改正し、比例代表制を用ゐること及び婦人參政權の採用さへが共和制の離反として裁判所で攻撃された。然し斯うした場合、大審院は上記の一般的原理に拘泥した。

條文『各州に對する外寇を防ぎ』

是は合衆國に明白な義務を課す。或る州は斯うした判然たる保障が必要だと考へた。此の點に關する彼等の考は獨立戰爭の經驗から生れたもので、當時少數の州が屢々聯合國會或は他州より援助を受けず外寇の攻撃及襲撃に堪えねばならなかつたからである。

條文『州議會又は州行政官（議會を招集する能はざる場合）の請願に因り其内亂に對し之を保護す。』

外寇に對する一州の保護の爲に調停するには合衆國政府は召請を待つまでも無い。然し一州内の騷亂の場合には國政府は州立法部（立法部開會中の場合）或は議會開會中ならぬ場合は知事に依つて請願を受けざる限り干涉する權利を持たぬ。

諸州は初めから此の區別に重點を置きすべて聯邦當局の干涉を憤るに傾いてゐた。然し一再ならず國政府は求められぬに干涉した。其の最も著しき例は一八九四年ブルマン罷業中州當局の強き反對にも拘らずクリーヴランド大統領が合衆國軍をイリノイ州に送つた時であつた。クリーヴランドは此の行爲を辯明するに或聯邦機能例へば合衆國郵便物の運搬及州間通

商の取締りが妨害されて居ることを理由に擧げた。大審院は後に大統領の行爲を支持した。大審院は國內騷亂が憲法に依つて聯邦政府に與へられた機能の適當な遂行を妨げる場合いつでも必要に應じて聯邦軍を用ひて干涉する合衆國の權利を確認した。

## 第七章

條文『國會は兩院の三分の二以上が必要と認むるときは本憲法に對する修正を提議し、或は聯邦諸州議會數の三分の二以上の請願により憲法修正の爲の聯邦會議を招集するものとす。何れの場合に依るも國會が承認すべき二方法の一に従ひ、諸州議會數の四分の三以上の批准或は各州の四分の三以上の州に於ける會議の批准を経たる修正は本憲法の一部として其變更の主意及び目的の總べてに對し有效なるものとす』

憲法制定者等は修正の必要が起り得ることを見透し修正手續が餘り困難とさる可きでないとの意見を持つて居た。其處で彼等は選擇し得る方法を規定し、修正が提案され國會側の行動をまたずして批准さるゝ方法を是に含めた。諸君が憲法の右の規定を讀まると時寧ろ錯綜

して居ると考へるであらうが、然し其れは事實簡潔と透明の標本である。さう考へられぬのならば其れは他の語にて再稿するやう試みられよ。

憲法が修正さるゝに四通りの方法がある。第一は國會が提案し諸州四分の三の立法部が批准する方法。第二、國會が提案四分の三の州に招集せられた大會が批准する方法。第三、州立法部の三分の二の提案に依つてその三分の二が批准する方法。第四、諸州立法部三分の二の提案に依つて諸州四分の三の大會が批准する方法。事實上第一の方法のみが用ゐらるゝのを常とした。十九修正が此の方法に依つてのみ採用され決して他の方法には依られなかつた。憲法修正に關して多くの問題が起る。例へば修正提案に於ける國會の行動は大統領の署名を要するやと云ふのがそれである。是れに對する答は否である。大審院は彼の署名を要せずと判決した。又國會は諸州の四分の三が修正提案を採用するか否かを決定するに要する時日の制限を附し得るであらうか。それはなし得る。例へば第十八修正の場合に於て國會は其れが提出されてより七年以内に諸州の四分の三にて批准さるゝを要し、さもなければ該修正は拒否されたものと見做さると規定した。

更に一州立法部が修正提案を批准せる場合、其れは後に至つて（所要の四分の三が許諾する以前に）自らの行爲を取消し批准を撤回することが出来るであらうか。國會は合同決議に依つて其の爲し得ざることを宣言した。他方一州立法部が批准を拒み、後に至つて一定時日以内に其の態度を翻せる場合は其の批准は有効である。州立法部が修正批准の投票をなせる場合は、其の行爲は知事の否認を受けない。

最後に州立法部は批准せらる可き事項を國民議決權の形式にて州の投票者に提出して其の決定を求むることが出来るであらうか。是も可である。然し立法部は國民の聲を聞いた後立法部自體の正式行爲に出なければならぬ。國憲法は州立法部に依る批准を規定して居るのであつて、州選舉民に於ける批准を規定して居るのでは無い。

二つの場合を除く外憲法は修正に關して制限を附して居らぬ。第一州は、其の自ら賛成することなくして上院に於ける其の平等の代表を奪はれることがない。第二、州は當該立法部の承諾無くして分割さるゝことなく、又二州の合併を見るることがない。

原憲法には又黒人奴隸の輸入に關して次の如き臨時的制限がある。

條文『但し一千八百八年前に於て爲さる可き修正は如何なる方法を以てするも憲法第一章

第九條の第一項及第四項を變更するを得ず。』

各州は其承認に依らずして上院に於ける均等投票の利益を奪はるゝことなし。

國會は州間通商に關する權を與へられたるも、諸州が入國を許可するに適當と考ふる人々の輸入或は移住は一八〇八年前に奪はれずとの規定に従ふものなることが想起されやう。南部諸州は一度憲法が採用されたならば、是等の制限が修正に依つて取り去られはせぬかと恐れた。其處で彼等は是等の條項に關する修正が、右の年以前になされずとの追加規定を主張したのである。

## 第八章

條文『本憲法制定以前に起したる負債及び契約は國家聯合の下に於けると同じく本憲法に依つて合衆國に對して有效たるべし。』

茲に世界に對して信實の保障が與へられて居る。一七七七年前には政府形式の變更が負

債支拂拒絶の口實とされた多くの例がヨーロッパの小國にあつた。其處で合衆國はさうした事を企圖せざるべしと新憲法の採用は、負債或は契約を拒絶する爲に聯合國會が用ふる遁辭にあらざることを國の内外に對して確言することが好ましいと考へられた。當時合衆國の總負債は比較的になんく五千萬弗を越えず其の中四分の一足らずが諸外國に負ふ分であつた。アメリカは、憲法採用の當時、一千百萬弗をヨーロッパに負ふたが、ヨーロッパは世界大戰の終りに約百十億をアメリカに負ふた。

**條文**『本憲法及是に準據して制定せらるべき合衆國の法律及合衆國の權能を以つて締結せられ又はせらるべき一切の條約は國の最高法たるべし 而して各州の裁判官は州の憲法又は其法律に於て反對の規定ある場合と雖ども之に拘束せらるべきものとす。』

是は全憲法中最も感嘆す可き條項の一である。其れは強く明確に響き、其の言はんとする處其の儘現はして居る。合衆國憲法及其の規定に従つて作らるる法律が憲法の權威に依つて締結せられるすべての條約と共に州憲法、州法律、自治體條令及すべての種類のすべての他の法令に優越する原理をかくも明確に具現する言葉は他にない。合衆國憲法は國の最高法に

して其の規定に従つて作られるすべての法律或は條約も同様に最高である。

そして合衆國裁判所の判事は聯邦、州を問はず、高下に關せず此の規定を含む憲法を支持する義務を負はせられて居る。彼等は次の項に規定さるゝ如く就任に當つて憲法遵守の宣誓をなす。

**條文**『前記兩院議員、各州議員、合衆國及各州の行政官並に司法官は宣誓又は誓約によりて

本憲法を支持すべき義務を有す』

此の規定は誰をも寛恕しない。誰も憲法支持の宣誓或は誓約をなさずして合衆國の官職に就くことが出来ぬ。此の規定の言葉は廣範圍にわたり國、州或は地方行政の各部門に互つて居る。すべての州或は自治體官吏は、第一合衆國の憲法及法律を支持し防禦すること、第二彼自身の州の憲法及法律を支持し防禦することの二重の宣誓をなす。

**條文**『然し宗教上の區別を以て合衆國の官吏又は公設の委員となる資格を制限することを得ず。』

一七八七年には或る州ではすべての官吏に宣誓を求めたが、是は事實に宗教的試験となつ



た。然し憲法制定者等は聯邦官吏に斯の如き要求を課するのを禁じるがよいと考へた。他方彼等は此の禁止を諸州にまで及ぼすことを正しいと考へず諸州は其の思に任せて宗教的試験を課する自由を保された。事實上實際上すべての州は自身の州憲法規定に依つて官職就任の宗教的試験をすつと以前に廢止した。

## 第九章

條文『九州以上の會議に依る承諾は本憲法に承認を與へたる州の間に於てこれを憲法として效力あらしむるものとす。』

憲法は其の採否の決定を選舉場の國民に提出されなかつた。又諸州の州立法部にも求められなかつた。是等の方法の中、何れも諸州をして憲法を批准せしめぬ結果に導くだらうと思はれた。全體としての國民には其の錯雜せる證書の理解が出来まいし立法部は憲法が取り上げやうとした彼等自身の特權を失ふのを恐れたであらう。

其處でフィラデルフィアに集まれる代表等は憲法規定を論議し其の採否を決定する爲各州

に及び特別大會が招集せらる可きを規定する便法に出でた。聯合の舊規約が聯合國會の承認し、各州立法部の確認する以外聯邦制度の變更を見ざることを規定した故を以て此の規定は或る政治的リーダーに依つて信實の違背と見做された。茲に於て非公認の方法即ち全十三州立法部が確認せる國會の行爲よりは寧ろ九州の或る代表及大會に依つて聯合規約を廢させる提案が爲されたのである。

新憲法の反對者等は此の非常手段を革命的と烙印したが事實そうであつた。然し大會が諸州で招集され或る場合には極く僅かな票數の差を以てはあがあるが、次々に憲法を批准した。大會議員は人民投票に依つて選出されたが普通選舉に依つたのは僅かに一州のみであり大部分では選舉には一向興味を持たれなかつた。

三州が數週間に批准した。それはデラウエア、ペンシルヴェニア、及ニュー・ジャージー州である。程なくジョージア州が此の例にならつた。然し重大な障礙が直ちに大州に起り其の著るしかつたのが、マサチューセツツ、ヴァージニア、及ニュー・ヨークの諸州であつた。是等の共和體では反對運動が喧しく且つ烈しくなかつた。ヴァージニア及マサチュー

セツツは遂に樂々たる投票にて通つたが、ニュー・ヨークでは憲法は州大會にて僅か三票の多數で批准された。斯くて一七八八年の眞夏迄に必要な九批准が得られた。ノース・キャライナは一七八九年の秋迄、ロウド・アイランドは一七九〇年の春迄賛成を與へなかつた。

新憲法制定者中の最も樂觀的な人々さへ至十三州に依つて批准されやうなどは思つても見なかつた。彼等は九州さへ加はるならば其れで出發せられ、他の州は遠からず光明をもたらす爲に参加せしめられるものと考へた。其處で彼等は憲法が「それを批准する州の間に」確立さるゝものなることを規定した。是等の言葉は憲法が諸州間の協定であり其の前文の宣言する如く國民に依つて制定されたものに非ずとのキャルフーン派の論點に根據を與へた。

條文『一七八七年、合衆國獨立十二年の九月十七日の大會にて出席諸州の滿場一致を以て爲さる。其の證として我々は茲に署名す。』

此の宣言は幾分誤りである。憲法は「出席州の滿場一致賛成を以て爲さ」れず或は代表の一致賛成にも依らなかつた。全體で見れば六十五名の代表が憲法大會に出席する爲諸州より任命された。六十五名の中、署名の時僅かに四十二名のみが出席し、出席者の四十二名中僅

かに三十九名のみが彼の署名をなした。換言すれば憲法は任命された全代表の約半數の署名を得たのである。

然し十二州は少くも一名の議員の署名に依つて代表された。然し署名者中の或る者は、非常に躊躇して是を行ひ記名の時に思つて居ることを述べる機會を捉えた。ニュー・ヨークの唯一代表たるアレキサンダー・ハミルトンは「凡そ誰の意見でも彼の意見程に新憲法に遠きものは無い」ことを大會に回想せしめた。彼は彼が其れを受諾する氣持になつた理由として彼の判斷に依れば如何なる政治プランも唯一のかけ代へたる可き聯合規約規定のものより惡しき筈が無いからであると言つた。

兎に角代表等は彼等の仕事を完成し憲法に署名せる後に晝食を共にし、彼等の家に歸るに當つて先づ同證書の寫しが其れに示されたる行爲にうつる爲即ち批准の爲諸州に送る爲に聯合國會に提出さる可きを規定した。

## 修正憲法

### 第一章

一八六

條文『國會は宗教を樹立し、其の自由禮拜の禁止に關する法律を制定するを得ず』

英國教會は植民地の或る處々にて「樹立」され、公定教會としての此の認識は獨立獲得後に迄或る州に存続した。然しヴァージニアに於ける宗教の自由に關するトーマス・ジェファソンの有名なる法令（一七八四年）に依つて英國教會は其の地で廢され、此のヴァージニアの例が全部では無いが他州の倣ふ處となつた。一七八七年には此の國教廢止の問題が未だ烈しく論争され、憲法大會の議員等は是を別にしても取扱ふ可き十分熱き石炭を持つて居た。其處で彼等は國教の全問題を無視したのである。此の回避は、ジェファソンをひどく怒らせた。彼は宗教の自由に關する保證を省略したのを以て新規法の顯著なる缺點と見做しマデソン及び其の他の人々が修正に依つて斯かる條項が附加し得られることを保證する迄機嫌

を直さなかつた。

此の約束に従つて宗教樹立を非とする規則が第一の修正に入れられたのである。此の修正は州でなく國會に制限を附して居る。州が宗教を樹立するのを禁止しては居ない、其處で公金を宗派的學校に與へることに依つて事實上宗教を樹立して居る州が若干ある。

又第一修正は宗教の「自由禮拜干涉」を禁止する一方、國會が宗教禮拜の口實の下になす公政策或は公共道徳に反する實習を寛恕せねばならぬことを意味しない。例へば、大審院は一夫多妻制は其れが宗教的團體の信條に一致するの事實にも拘らず禁止し得と判決した。

條文『若しくは言論及出版の自由を制限することを得ず』

言論自由の權利は比較的の權利である。其れは理性の範圍内にて行使されねばならず他を害するものであつてはならない。言論の自由は他の憲法規定を否定し或は損ふ程度に主張するは適當でない。例へば國會は「陸軍を設け及び之を維持する」權能を與へられて居る。言論自由の權利が國會の國防責任を妨げ、或は遮る様に用ゐられることを意圖せぬは明かである。斯くて一九一七年の探偵法は戦争プログラムの干涉に關してたとへば人々を説いて陸軍

一八七

に應募せしめず或は戦時公債を買はしめざらんとする目的を持つ言論著作の如きものに對して言論自由の制限を課した。大審院は言論自由の憲法的保障に表面的に反するにも拘らず此の法律規定を支持し其の理由として憲法の一規定が他の規定の目的を侵害す可きものとして挙げられ得ずとした。

印刷の自由に依つて憲法定者等が心に描いたのは不適當ならず、惡意無く不法ならざるものを刊行する權利てふブラックストーンの定義であつた。然るに合衆國憲法は國政府が國の保全を確保する手段を取る可きことを企圖して居る。従つて印刷の自由に假托して政府の存在を危険ならしむる叛亂的行爲を寛恕することを要求されて居ない。故に政府を中傷し或は其の官吏を惡評に陥る如き事柄の刊行を禁止せる一七九八年の叛亂法は大審院に支持された。一九一六年の國防法は同法を侵害して刊行せらるゝ新聞が郵便物中より除外せらる可きことを規定した。茲でも亦大審院は國會の行爲を支持した。同裁判所の決定に據ると印刷の自由の憲法的保障は同法律の侵害を教唆する人々の免除を保障する様に擴大されてはならぬことを指摘して居る。他方其れは合法手段に依つて現行法の修正或は廢棄を要求する程度に

止まる人々を保護する。裁判所の見解は次の言葉に簡潔に現はされて居る。「憲法は我が政府を保存する爲に採用されたる者にして其の特典を主張し乍ら是を破壊せしめんとする人々の保護幕となる爲ではない。」

#### 條文『又國會は平穩に集會し』

集會の權利は非常に古きものである。其れは中世紀英國にて主張された。然し其の集會は平和的性質のものではない。故に集會の許可證を必要とする法律及警察規定は此の權利を拒否することにならぬと主張された。人民の集會は公共の安全、保健、道德、或は便益を威嚇する方法及時に爲さるゝ場合平和的と認められない。

#### 條文『及災害救助の請願をなす人民の權利を制限する法律を制定することを得ず。』

請願權も亦習慣法上の權利である。英國にて一六八七年に議會より國王に提出せられた有名なる權利宣言は、此の請願權を勇敢に主張したが一七六五年の植民地權利宣言も亦さうであつた。獨立宣言中にも其れが挙げられた。「我々は最も謙讓な方法にて救濟請願をなし、我々の再々の請願は只侵害の繰返しを以て答へられたのみである。」此の政府への請願權の保障